



第2次福津市環境基本計画

～生物多様性ふくつプランを含む～

平成29年3月 福津市



目 次

第1部 第2次福津市環境基本計画

1章 環境基本計画とは	P. 1
1. 環境基本計画策定の背景	P. 1
2. 計画の位置付けと役割	P. 1
3. 環境の定義・対象地域	P. 3
4. 計画の期間	P. 3
5. 各主体の定義	P. 3
2章 地域の概要	P. 4
1. 福津市の人口と産業	P. 4
2. 福津市の歴史と文化	P. 8
3章 計画が目指す方向	P. 11
1. 1次計画からの取り組み	P. 11
2. 目指す環境の姿	P. 13
3. 基本目標	P. 14
4. 施策の体系	P. 15
4章 自然とともに生きる～受け継がれてきた自然を守り、育てる～	P. 17
1. 福津市の自然環境の現状	P. 18
2. 福津市民が感じている自然環境の魅力・課題	P. 26
3. 目標の実現に向けた方針	P. 28
5章 地球温暖化を緩和する～福津の環境を受け継ぐ子孫のために～	P. 34
1. 二酸化炭素の排出量	P. 35
2. 二酸化炭素排出量削減の方針	P. 42
6章 快適な生活環境をつくる～福津をさらに住みよい、住みたいまちに～	P. 53
1. 美しい景観形成と環境整備	P. 54
2. 地域美化の推進・生活モラルの向上・空き地などの管理対策	P. 59
3. 生活環境の保全	P. 64
7章 環境教育・環境保全活動と共に働くしくみづくり ～環境を守るために地域共働のしくみをつくる～	P. 69
1. 環境を守るために取り組みの推進	P. 69
2. 地域共働のしくみづくり	P. 79
8章 守り、育てていく環境	P. 83
1. 環境保全・配慮方針	P. 83
2. ゾーンごとの環境保全・配慮方針	P. 85
3. 重点プロジェクト	P. 87

9章 計画を推進していくしくみ	P. 89
1. 推進のしくみ	P. 89
2. 推進のためのマネジメント	P. 90
 第2部 生物多様性ふくつプラン 一福津市生物多様性地域戦略一	
1章 生物多様性ふくつプランの策定の背景と概要	P. 91
1. 生物多様性ふくつプランの概要	P. 91
2. 生物多様性の豊かなまちを目指して	P. 91
3. 生物多様性とは	P. 92
4. 生物多様性と生態系サービス	P. 93
5. 生物多様性の危機と愛知目標	P. 94
2章 生物多様性保全と持続可能な利用に向けて	P. 97
1. 福津市の自然環境の特徴	P. 97
2. 福津市の暮らしと文化	P. 97
3. 森林の変遷	P. 99
4. 福津市の環境	P. 100
5. 生物多様性と福津の暮らし	P. 107
6. 福津市で行われている生物多様性保全への取り組み	P. 109
7. 福津市の生物多様性に関わる現状と課題	P. 111
3章 目指す将来像と目標	P. 114
1. プランの目指す将来像	P. 114
2. 平成38年度(2026年度)までに福津市が目指す目標ごとの行動方針	P. 115
4章 行動計画	P. 117
1. 行動計画の全体像	P. 117
2. 行動計画	P. 118
5章 推進のしくみと進捗のマネジメント	P. 137
1. 推進のしくみと各主体の役割	P. 137
2. 進捗のマネジメント	P. 139
用語解説	P. 140
資料編	P. 147

第1部

第2次福津市環境基本計画

1章

環境基本計画とは

1. 環境基本計画策定の背景
2. 計画の位置づけと役割
3. 環境の定義・対象地域
4. 計画の期間
5. 各主体の定義

1章 環境基本計画とは

1. 環境基本計画策定の背景

自然に囲まれた豊かな暮らし

福津市は、海、山、川、干潟や田園などの自然環境と都市的な生活環境がバランスよく調和したまちです。これらの自然環境は、私たちの心に安らぎと癒しを与えてくれています。これは、先人たちが自然とともに生きるという優れた知恵のもと、守り続けてきたからこそ、得られる豊かさであることを決して忘れてはなりません。そして私たちには、この自然財産を受け継ぎ、後世へと引き継いでいく義務があります。



図1-1 福津市の自然環境

多様化する環境問題

私たちが抱える環境問題は、不法投棄の増加など身近なものから、地球温暖化など地球規模の問題まで数多く抱えていますが、状況は日々悪化しています。第1次福津市環境基本計画（以下、「1次計画」という。）策定から10年経った今、次世代の人々のためにも、問題解決への取り組みが必要であり、一人ひとりがライフスタイルや社会経済活動を環境の視点で見直していくべきです。

福津市内では、団体や個人の取り組みにおいて、環境美化や自然環境保護などの環境の保全・創造が積極的に行われています。第2次福津市環境基本計画（以下、「2次計画」という。）では、これらの取り組みを広く展開をしていく上で、それぞれ単独の活動を行うだけでなく、他団体の取り組みを知り、共働※で活動していくことで効果的に成果を出すことが出来ると考えられます。

2. 計画の位置付けと役割

この計画は、第1部「第2次福津市環境基本計画」と、第2部「生物多様性ふくつプラン」の2部構成になっています。

第1部「第2次福津市環境基本計画」は、環境の保全・創造に関する基本となる施策を、総合的かつ計画的に進めていくため「福津市環境基本条例※」第8条の規定に基づき策定した計画であり、計画を進めるうえで、私たちがその責務を自覚し、お互いに協力しながら環境の保全・創造に取り組むための指針となるものです。

第8条 市は、すべての施策の策定及び推進に当たっては、福津市環境基本計画に基づき、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造を図るように努めるものとする。

2 市民、事業者等及び滞在者は、環境基本計画に基づき、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減、その他の環境の保全及び創造を図るように努めるものとする。

（福津市環境基本条例より）

福津市は海、山、川など豊かな自然環境に恵まれています。現在では「津屋崎干潟及び周辺農業用水路」「古賀市及び福津市のため池群」が環境省指定の「日本の重要湿地500」に選ばれるなど、福津市の自然環境が重要視されてきています。

第2部「生物多様性ふくつプラン」は、第2次福津市環境基本計画における自然環境の分野の目標を達成するため、環境基本計画の一部として位置付けられています。この「生物多様性ふくつプラン」は福津市に生息する多種多様な生き物と、それらの生息・生育地の保全に重点的に取り組み、持続可能な地域づくりを実現するための方針となるものです。

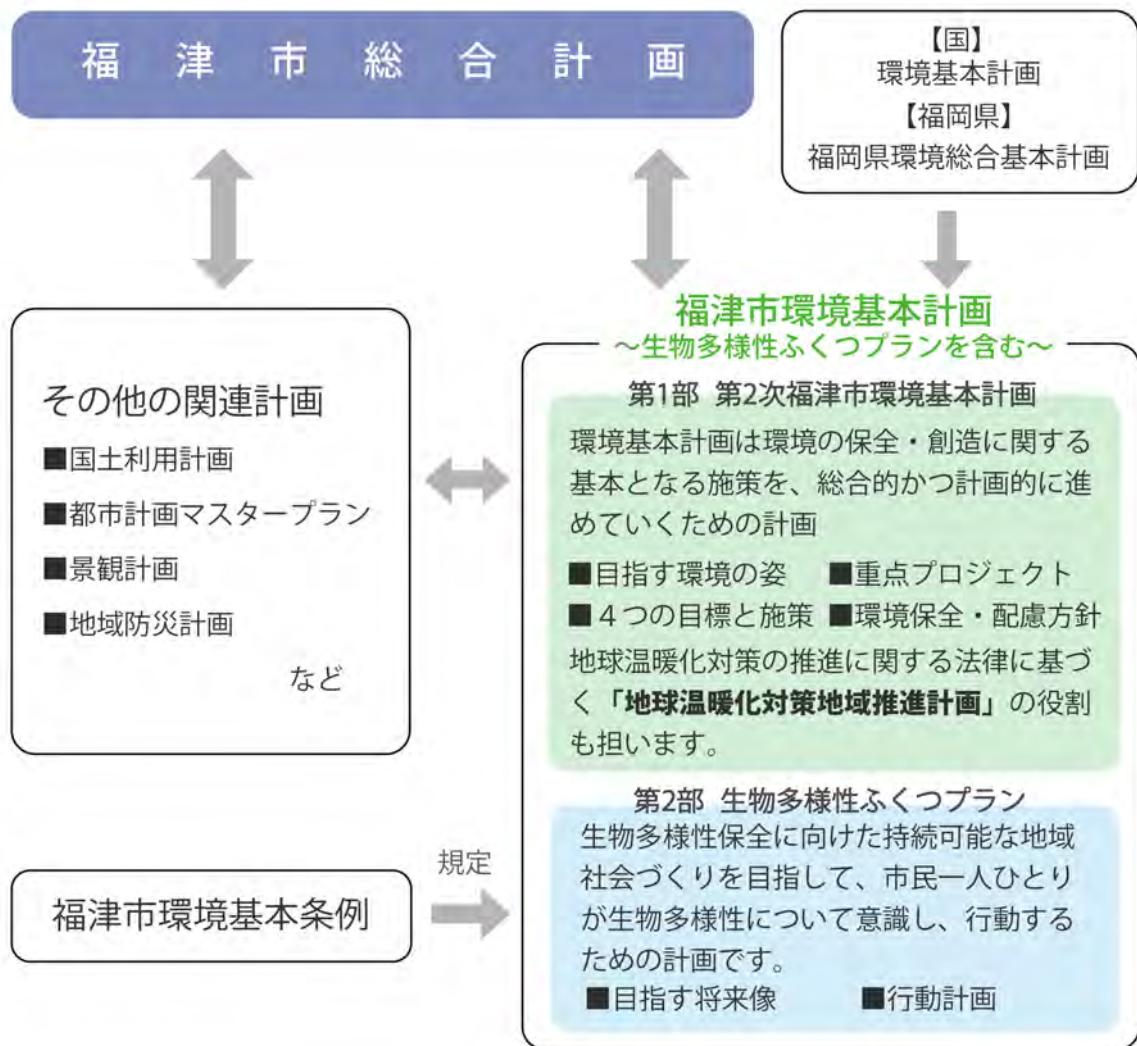


図1-2 計画の関係図

3. 環境の定義・対象地域

環境とは、私たちの身の回りに影響を与えたる、与えられたりしているすべてのこととを指します。2次計画では、自然環境、地球環境、生活環境、地域環境の4つの分野とします。このうち、他の分野計画との整合のため、この計画では特に自然環境、地球環境、生活環境に関して、「自然とともに生きる」、「地球温暖化を緩和する」、「快適な生活環境をつくる」、横断的な取り組みとして、「環境教育・環境保全活動と共に働くのしくみづくり」という章で考えていきます。対象とする地域は福津市全域としますが、市だけで解決できない広域的な問題については、周辺自治体や国、県と連携・協力して取り組んでいきます。

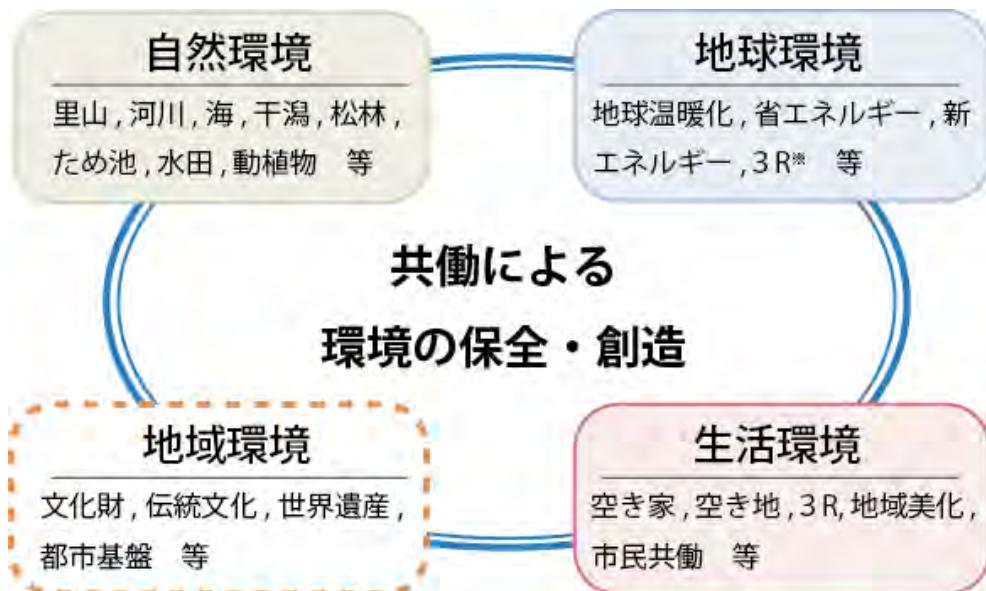


図1-3 環境の定義

4. 計画の期間

計画を進める期間は平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)の10年間とし、計画の進捗状況や社会経済情勢、環境問題に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直します。

5. 各主体の定義

豊かな環境を将来に引き継ぐためには、市民や市民団体、事業者、教育・研究機関、市の積極的な取り組みと、連携・共働が不可欠です。持続可能な社会を実現していくために、環境基本計画を実行する主体を市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市とします。

2章

地域の概要

1. 福津市の人口と産業
2. 福津市の歴史と文化

2章 地域の概要

1. 福津市の人口と産業

(1) 人口

昭和35年(1960年)以降、原町団地、東福間団地、宮司団地、若木台団地、星ヶ丘団地、光阳台団地といった大規模団地の開発により、昭和60年(1985年)では人口が約2倍を超えるまで増加しました。平成12年(2000年)以降は人口が横ばい傾向でしたが、近年の福間駅東地区の土地区画整理事業※などにより、今後はさらなる人口の増加が見込まれます。

世帯数は大幅に増加していますが、1世帯当たりの人口は減少しており、その要因として核家族化※の進行や一人暮らしの高齢者の増加が考えられます。

表 2-1 人口・世帯数と平均世帯人員の推移

区分	昭和35年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)	23,611	47,503	49,573	54,144	55,778	55,677	55,431	58,781
世帯数(世帯)	4,742	13,345	14,571	16,983	18,690	19,492	20,482	22,272
平均世帯人員(人)	4.98	3.56	3.4	3.19	2.98	2.86	2.71	2.64

[出典：国勢調査]

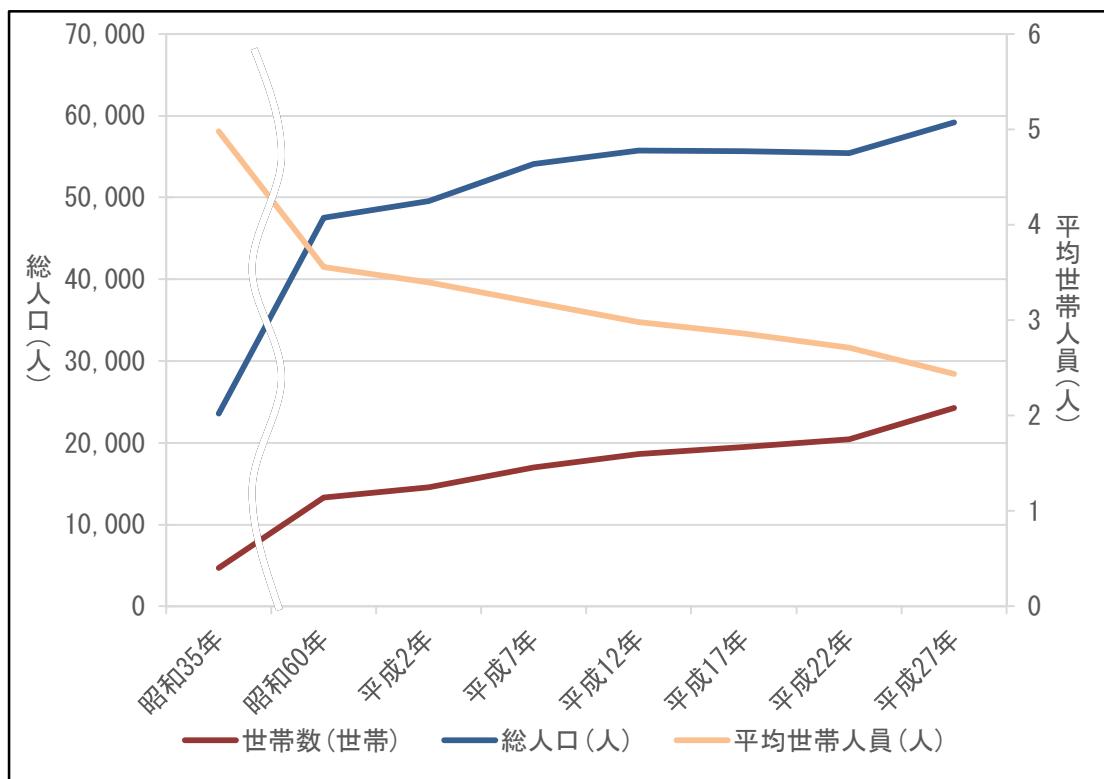


図 2-1 人口・世帯数と平均世帯人員の推移

[出典：国勢調査]

また、平成26年(2014年)における福津市の純移動数の総数を比較すると、東京圏のみ転出が転入を上回っており、他の地域においては転入が転出を上回っています。年齢別に比較すると、0~9歳、20代、30代の転入が多くなっていることが特徴です。また、古賀市や宗像市などの近隣自治体、また福岡市と北九州市の両政令市からの転入が多く、これらの自治体からの転入数が平成26年(2014年)の転入数の約半分を占めている状況です。

表2-2 福津市の転入先・転出先の状況(平成26年)

転入先・転出先	転入者数(人)			転出者数(人)			純移動数(人)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
古賀市	424	211	213	165	82	83	259	129	130
宗像市	361	177	184	239	125	114	122	52	70
北九州市	230	117	113	88	40	48	142	77	65
福岡市	646	296	350	537	255	282	109	41	68
上記以外の県内	701	340	361	309	154	155	392	186	206
九州圏	286	135	151	173	81	92	113	54	59
東京圏	216	125	91	218	113	105	▲ 2	12	▲ 14
東京圏以外	280	141	139	258	146	112	22	▲ 5	27
計	3,144	1,542	1,602	1,987	996	991	1,157	546	611

[出典：福津市人口ビジョン]

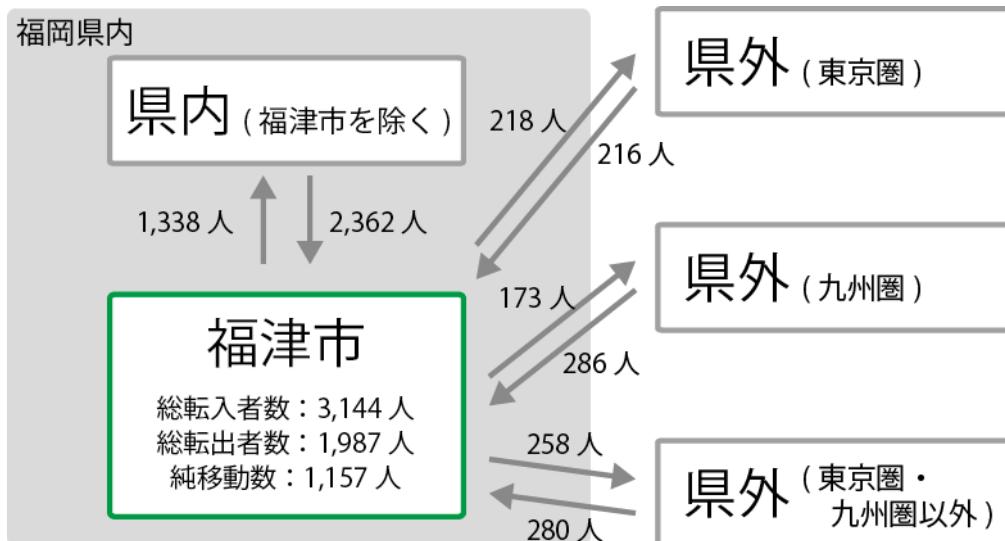


図2-2 福津市の転入・転出の状況(平成26年)

[出典：福津市人口ビジョン]

(2) 産業

福津市には製造業などの産業の集積が少なく、第三次産業中心の産業構造となっています。また、農林水産業は担い手が減少しつつあり、若手の育成が急務となっています。

表 2-3 経済活動別総生産(平成 25 年度)

区分	産業					
	農林水産業	鉱工業	建設業	卸売・小売業	サービス業	その他の産業
実額 (単位:100 万円)	1,922	9,800	16,778	9,218	30,928	43,502
(単位:100 万円)						112,147

区分	政府サービス生産者	対家計民間非営利サービス生産者	輸入品に課される税・関税等	市町村内総生産
実額 (単位:100 万円)	8,707	2,907	1,111	124,872

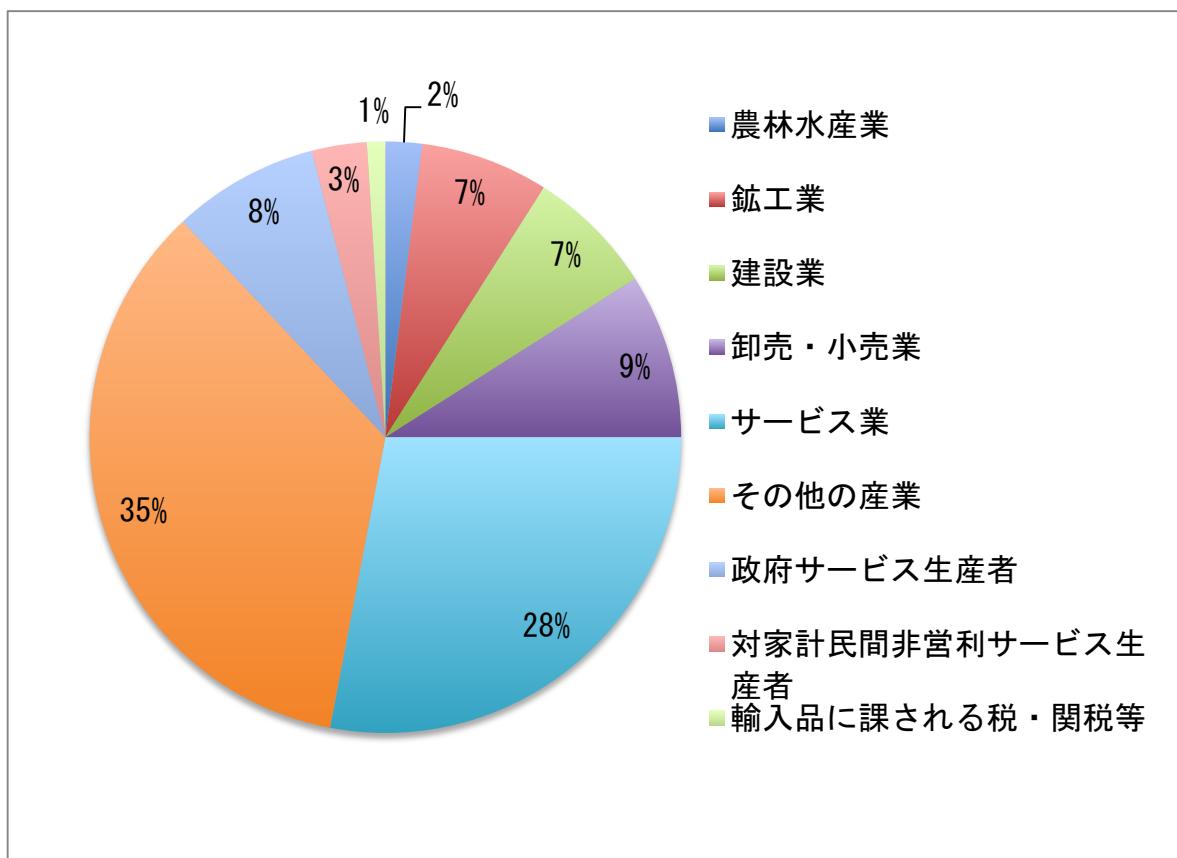


図 2-3 経済活動別総生産内訳

[資料：福岡県市町村民経済計算(平成 25 年)]

表 2-4 産業別就業人口

区分	第一次産業			第二次産業			第三次産業	
	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス 熱供給・水道業	情報通信業
人口(人)	774	4	66	2	1,522	3,209	126	542
第三次産業								
区分	卸売業 小売業	金融業 保険業	不動産 物品賃借業	学術研究 専門技術 サービス業	飲食店 宿泊業	生活関連 サービス業 娯楽業	運輸業	
	4,356	550	434	639	1,184	912	1,406	
第三次産業								
区分	教育 学習 支援業	医療福祉	複合 サービス 事業	サービス業	公務	分類不能 の産業	合計	
	1,383	3,064	160	1,494	1,187	1,223	24,237	

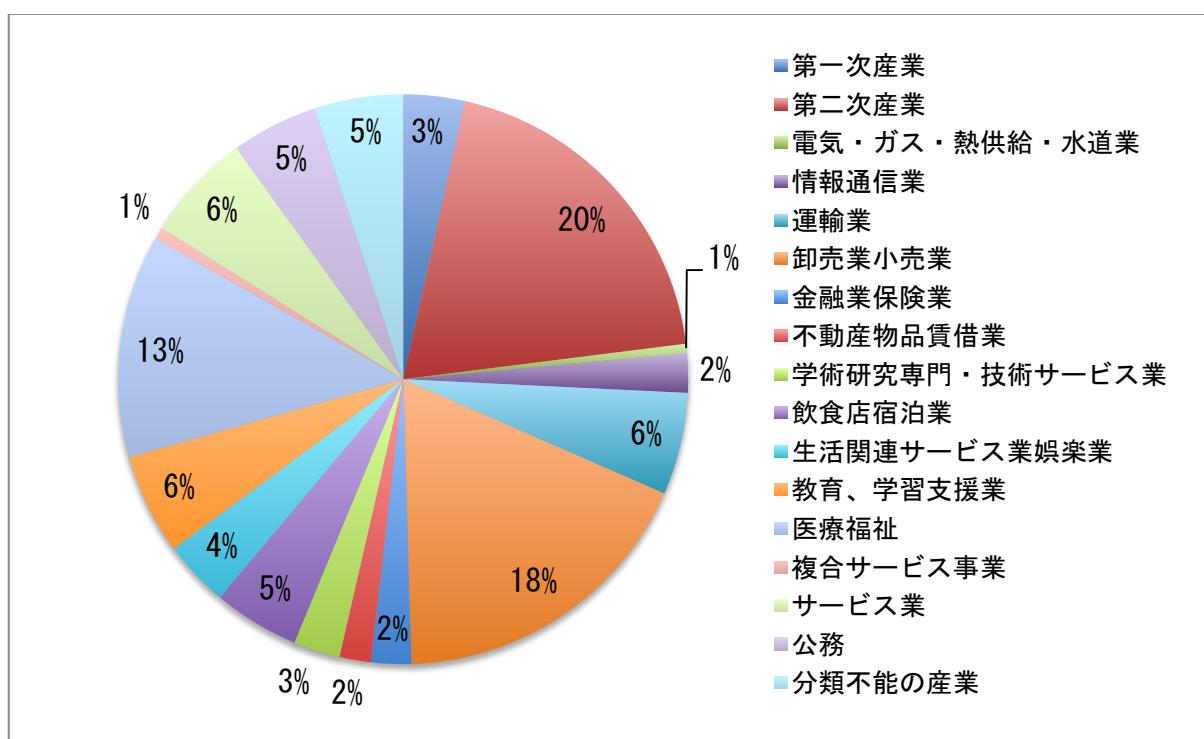


図 2-4 産業別就業人口内訳

[資料：国勢調査(平成 22 年)]

2. 福津市の歴史と文化

(1) 歴史的景観

福津市には、宮地嶽神社周辺や津屋崎千軒などの歴史的まちなみが多く残されています。宮地嶽神社周辺は、その歴史的な雰囲気に合わせた街並みづくりが行われ、福津市最大の観光資源となっています。また、津屋崎千軒の古い街並みは、白壁や格子の建具、細い路地など、繁栄当時の面影を残しており、特に「藍の家」は津屋崎千軒民俗館として、地域の観光資源としても核となる施設となっています。

新原・奴山古墳群は、5世紀前半から6世紀後半にかけて造られた津屋崎古墳群の中で最も密集する古墳群で、印象深くかつ個性的な歴史景観を呈しています。



図 2-5 宮地嶽神社

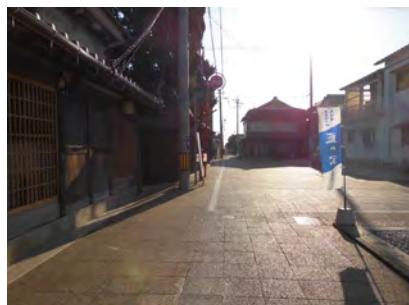


図 2-6 津屋崎千軒



図 2-7 新原・奴山古墳群

(2) 文化財

福津市の指定及び登録文化財は25件あり、指定文化財が24件(国3件、県8件、市13件)、登録文化財が1件(国1件)です。その種別は、史跡が5件、有形文化財が11件、有形民俗文化財が5件、無形民俗文化財が1件、天然記念物が3件です。

表2-5 福津市内の指定文化財など

	名 称	分 類	種 別
1	津屋崎古墳群	国指定	史跡
2	宮地嶽古墳出土品	国宝	有形文化財考古資料
3	筑前国宮地嶽神社境内出土骨蔵器	国宝	有形文化財考古資料
4	旧上妻家住宅(津屋崎千軒民俗館藍の家)	国登録	登録有形文化財
5	新原の百塔板碑	県指定	有形文化財考古資料
6	梵鐘	県指定	有形文化財工芸
7	一樂院文書並びに法具類	県指定	有形民俗文化財
8	天正三年拾月起拾月祭座帳	県指定	有形民俗文化財
9	福間浦鰯漁絵馬 附 寛政六年銘絵馬	県指定	有形民俗文化財
10	木造釈迦如来立像	県指定	有形文化財彫刻
11	恋の浦海岸	県指定	天然記念物
12	舍利藏のなぎの木	県指定	天然記念物
13	波折神社銀杏	市指定	天然記念物
14	手光波切不動古墳	市指定	史跡
15	赤御堂板碑	市指定	史跡
16	伝宝林寺石塔群附正平板碑	市指定	史跡
17	在自西ノ後遺跡	市指定	史跡
18	津丸高平遺跡経塚出土品	市指定	有形文化財考古資料
19	梵字キリーク・ア石塔	市指定	有形文化財考古資料
20	梵字アーク石塔	市指定	有形文化財考古資料
21	石社	市指定	有形民俗文化財
22	福間浦方資料 福間浦漁場境定書 福間浦鰯地曳網漁図巻	市指定	有形民俗文化財
23	大日如来坐像 附 菩薩形坐像、大日如来坐像	市指定	有形文化財彫刻
24	馬頭観音坐像	市指定	有形文化財彫刻
25	津屋崎祇園山笠	市指定	無形民俗文化財

(平成26年3月現在)

(※1) 1-1 勝浦高原古墳群 1-2 勝浦峯ノ畑古墳 1-3 勝浦井ノ浦古墳 1-4 新原・奴山古墳群 1-5 生家大塚古墳 1-6 大石岡ノ谷古墳群 1-7 須多田上ノ口古墳 1-8 須多田下ノ口古墳 1-9 須多田ミソ塚古墳 1-10 須多田ニタ塚古墳 1-11 在自劍塚古墳 1-12 宮地嶽古墳

[出典：国指定史跡 津屋崎古墳群 保存管理計画]

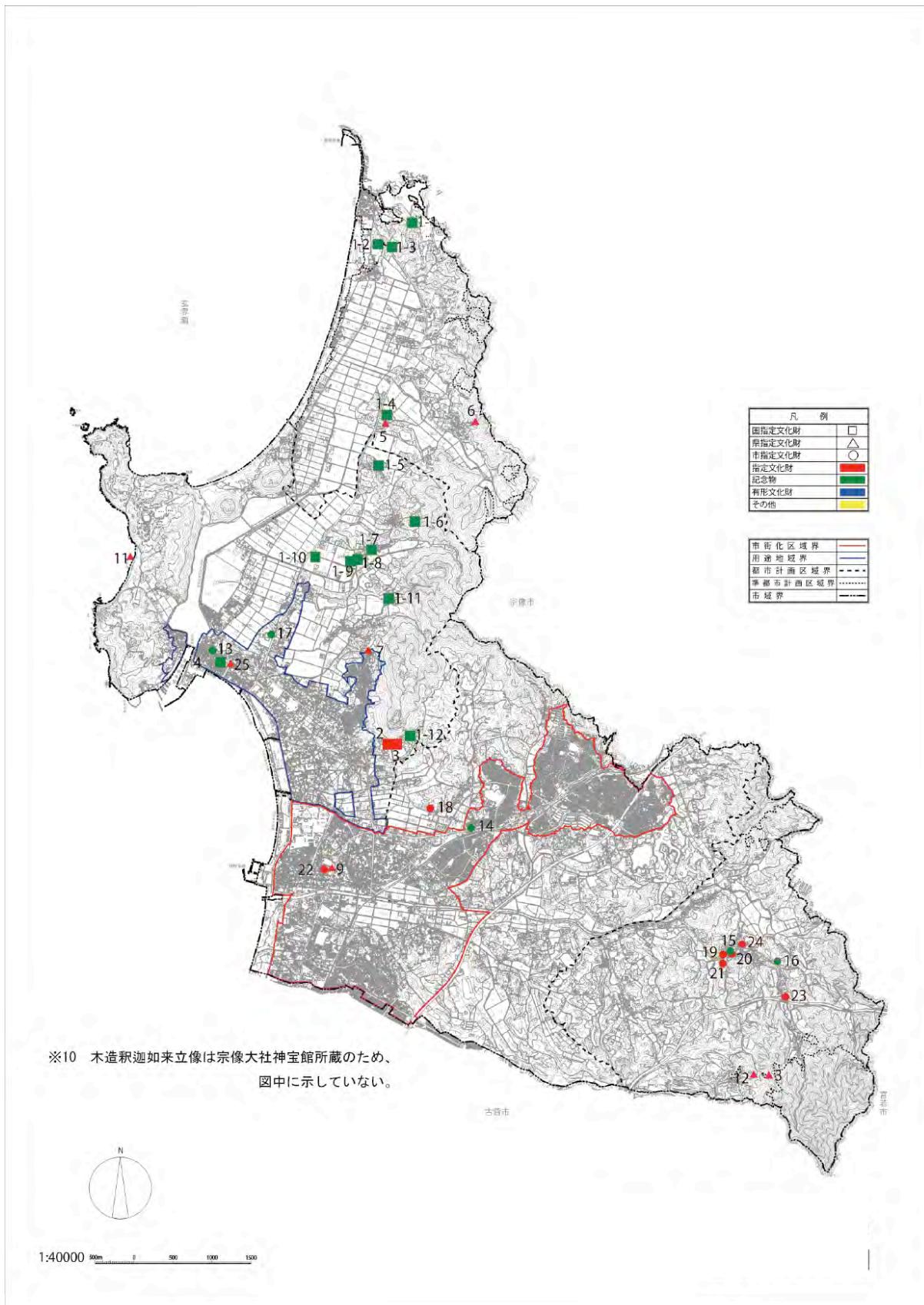


図 2-8 福津市の文化財分布
[出典：平成 24 年度 福間・津屋崎都市計画基礎調査(一部修正)]

3章

計画が目指す方向

1. 1次計画からの取り組み
2. 目指す環境の姿
3. 基本目標
4. 施策の体系

3章 計画が目指す方向

1. 1次計画からの取り組み

数値目標

2次計画策定にあたり、1次計画の進捗状況を点検・評価するために設定した数値目標がどれだけ達成できたかを検証しました。

計画方針	計画指標	1次計画策定時	目標値 (目標年)	現況値 (現況年)	目標値に対する達成状況
自然と共に生きる	①集いの駅や上西郷川の整備	なし (平成18年度)	整備完了 (平成22年度)	整備完了 (平成25年度)	達成
	②水辺や緑の豊かさに満足する市民の割合	40.0%～45.7% (平成17年度)	50.0% (平成28年度)	69.0% (平成27年度)	達成
	③河川水質検査地点における環境基準達成率	29.0% (平成17年度)	50.0% (平成28年度)	61.3% (平成25年度)	達成
	④水辺や緑、土、生き物とのふれあいに満足する市民の割合	27.4%～34.7% (平成17年度)	40.0% (平成28年度)	69.2% (平成27年度)	達成
地球温暖化を防止する	⑤二酸化炭素排出量	200.7千t-CO ₂ (平成15年度)	192.7千t-CO ₂ (平成22年度)	244.8千t-CO ₂ (平成25年度)	未達成
	⑥公用車の低燃費・低排出ガス認定車の導入台数	3台 (平成18年度)	10台 (平成23年度)	40台 (平成27年度)	達成
	⑦エコショップ登録店数	なし (平成18年度)	50店舗 (平成23年度)	81店舗 (平成27年度)	達成
	⑧一人一日当たりのごみ総排出量	1,039g/人・日 (平成17年度)	987g/人・日 (平成28年度)	1,017g/人・日 (平成26年度)	未達成
	⑨リサイクル率	25.8% (平成17年度)	35.0% (平成28年度)	19.7% (平成25年度)	未達成
	⑩再利用やリサイクルの取り組みに満足している市民の割合	35% (平成17年度)	50% (平成28年度)	46% (平成27年度)	未達成
快適な生活環境をつくる	⑪公共交通環境づくり事業(アダプトプログラム)登録数	15団体 (平成18年度)	25団体 (平成23年度)	21団体 (平成25年度)	未達成
	⑫不法投棄管理のしくみづくり	なし (平成18年度)	完成 (平成23年度)	完成 (平成25年度)	達成
	⑬住民の環境に関するモラルに満足している市民の割合	11.5% (平成18年度)	25.0% (平成23年度)	50.2% (平成28年度)	達成
環境教育・学習、環境保全活動を支え、育む	⑭環境学習会参加者数	のべ800人 (平成17年度)	のべ2,500人 (平成23年度)	のべ5,366人 (平成27年度)	達成
	⑮環境保全の取組みへの参加機会に満足している市民の割合	10.3% (平成17年度)	30.0% (平成28年度)	18.2% (平成27年度)	未達成
	⑯ふくつ環境リーダー登録者数	なし (平成18年度)	50人 (平成23年度)	52人 (平成27年度)	達成
	⑰環境保全の取組みへ参加・協力している市民の割合	37.6% (平成17年度)	50.0% (平成28年度)	48.9% (平成27年度)	未達成
共働のしくみをつくる	⑱共働体制への参加団体数	なし (平成18年度)	10団体 (平成23年度)	12団体 (平成25年度)	達成
	⑲継続的な自然環境調査のしくみづくり	なし (平成18年度)	完成 (平成23年度)	未完成 (平成25年度)	未達成
	⑳環境情報メールマガジン「うみがめーる」登録数	なし (平成18年度)	50件 (平成23年度)	なし (平成25年度)	未達成

(1) 自然と共に生きる

全ての計画指針において、目標値を達成しています。

(2) 地球温暖化を防止する

平成25年度(2013年度)における福津市内の二酸化炭素排出量は平成15年度(2003年度)と比較して22.0%増加しており、数値目標を達成していません。総エネルギー消費量が減少しているにもかかわらず、二酸化炭素排出量が大幅に増加している主な理由としては、原子力発電所の停止に伴い、その分、火力発電所でなどが稼動したため、二酸化炭素の排出量が増加したと考えられます。また、福津市においては、今後人口の増加が見込まれており、二酸化炭素排出量は増加することが予測されます。公用車及びエコショップ制度※に関する数値目標は達成しています。一人一日当たりのごみ総排出量※は、現況年では目標数値に達していません。また、リサイクル率※の低下、再利用やリサイクルの取り組みに満足している市民の割合が未達成という現状を踏まえて、市民一人ひとりのごみ排出量削減の取り組みが重要となってきます。

(3) 快適な生活環境をつくる

不法投棄監視のしくみづくりは、監視カメラの設置や行政区との連携によるパトロールを実施するなど、達成しています。しかし、市内の多くの地域で、未だに不法投棄が後を絶ちません。また、近年のペットブームにより、犬・ねこの飼育数は増加傾向にあります。それに伴い飼育に関する苦情件数も増加傾向にあります。また、野焼きへの苦情や空き地の未管理(草刈放棄)など、住民の環境に関するモラルが十分に高まったとは言えない状況です。

(4) 環境教育・学習、環境保全活動を支え、育む

この10年間で、郷育カレッジ※や福津暮らしの旅※などの環境学習プログラムの増加により、環境学習会参加者は大幅に増加しました。また、環境フォーラム※の開催会場を平成25年度(2013年度)以降、市内大型商業施設に変更したことでの環境学習会参加者数が4,000人を超え、目標値を達成することができました。しかし、環境保全の取り組みへの参加機会に満足している市民の割合は依然として目標値を達成することができていません。同様に、環境保全の取り組みへ参加している市民の割合も目標値を達成することができませんでした。このことから、環境保全活動実施に関する情報提供や活動の体制づくりが十分ではないと考えられます。ふくつ環境リーダーについては、平成27年度(2015年度)時点で52人の登録があり、目標値を達成することができました。

(5) 共働のしくみをつくる

共働体制への参加団体は12団体まで増え、目標値を達成することができました。しかし、これらの団体は、主にイベントに参加するなどの単発的な共働であり、これからは継続的な共働のしくみが必要であるといえます。目標を達成することができなかった「継続的な自然環境調査のしくみづくり」は、各団体がそれぞれ環境調査を行っていますが、しくみづくりまでには至りませんでした。「環境情報メールマガジン『うみがめーる』登録数」に関しては、個人情報の管理など様々な問題があることから、システムの構築ができませんでした。

2. 目指す環境の姿

福津市は海、山、川などの豊かな自然に恵まれたまちであり、多くの方々から住み良いまちとして親しまれています。

福津市総合計画では、福津市がめざす将来像を「人を、明日を、誇るまち。福津。」として掲げています。この将来像を実現するための分野別目標の中では、豊かな自然を守り育て、人々が安心して暮らせるまちづくりについて謳われています。この上位計画や福津市環境審議会での意見、市民の環境に対する意見を踏まえて、豊かな自然を人々の暮らしの中で守り、育てていき、自然と人が共生していくまちを目指して、2次計画の基本理念を「暮らしと自然が織りなすまち”ふくづ”」として設定します。

〈基本理念〉

暮らしと自然が織りなすまち”ふくづ”

代々受け継がれてきた福津の豊かな環境を、日々の暮らしの中で守り、育てていかなければなりません。そこで、私たち一人ひとりが環境について学び、考え、育んでいくまちを目指します。そして、長年受け継がれてきた豊かな環境を市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市が連携しながら、未来へとつないでいくことを目指していきます。



図 3-1 目指す環境の姿

[出典：九州工業大学環境デザイン研究室が作成]

3. 基本目標

1 自然とともに生きる

“受け継がれてきた自然を守り、育てる”

福津は豊かな自然環境に恵まれています。この豊かな自然環境を地域で守り、育していくまちを目指します。



2 地球温暖化を緩和する

“福津の環境を受け継ぐ子孫のために”

地球規模での環境問題について一人ひとりが考え、自ら行動し、福津を受け継ぐ子孫のために、地球環境の改善に努めます。



3 快適な生活環境をつくる

“福津をさらに住みよい、住みたいまちに”

一人ひとりがごみ問題やペットの飼育問題などの解決に努め、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指します。



4 環境教育・環境保全活動と共に働くしくみづくり

“環境を守るために地域共働のしくみをつくる”

市内の環境資源を活かした環境教育の機会の提供及び環境保全活動の支援と育成に努め、環境を守るために人づくり、地域づくりを行います。



4. 施策の体系



基本となる施策

第4章

- | | |
|------|-----------------------|
| 施策 1 | 生物多様性の保全 |
| 施策 2 | 豊かな自然環境の保全・再生 |
| 施策 3 | 自然環境に関する普及・啓発・情報共有の推進 |

第5章

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 施策 4 | 省エネルギー型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換 |
| 施策 5 | 交通における省エネルギー対策の推進 |
| 施策 6 | 新エネルギー設備導入の推進 |
| 施策 7 | 新エネルギー利用に関する調査・研究 |
| 施策 8 | ごみの減量 |
| 施策 9 | 災害廃棄物の適正処理 |
| 施策 10 | 回収・再生利用の推進 |
| 施策 11 | 緑の管理と創出 |

第6章

- | | |
|-------|--------------|
| 施策 12 | 福津市景観計画の推進 |
| 施策 13 | 空き家バンク制度の推進 |
| 施策 14 | 不法投棄対策 |
| 施策 15 | ペットの適正な飼育と管理 |
| 施策 16 | 空き地の管理対策 |
| 施策 17 | 共働による地域美化の推進 |
| 施策 18 | 安全な水の供給 |
| 施策 19 | 騒音・騒動・悪臭対策 |
| 施策 20 | 大気の保全 |

第7章

- | | |
|-------|-----------------|
| 施策 21 | 環境教育・環境学習の機会の充実 |
| 施策 22 | 環境保全活動の支援 |
| 施策 23 | 自然と親しむ環境づくり |
| 施策 24 | 人を育てる環境づくり |
| 施策 25 | 人的ネットワークの構築 |
| 施策 26 | 共働の拠点づくり |
| 施策 27 | 多世代の人々の交流の場の提供 |

4章

自然とともに生きる

～受け継がれてきた自然を守り、育てる～

1. 福津市の自然環境の現状
2. 福津市民が感じている自然環境の魅力・課題
3. 目標の実現に向けた方針

4章 自然とともに生きる～受け継がれてきた自然を守り、育てる～

基本方針

福津市には、海や干潟、山、河川、松林など多様な自然環境が存在しています。こうした豊かな自然環境には、多様な生物が生息しており、カブトガニをはじめとする希少な動植物も生息しています。今後も豊かな自然環境を守り、多様な生物の生息地として維持し、次世代へと引き継いでいく必要があります。

基本となる施策

施策 1 生物多様性の保全

施策 2 豊かな自然環境の保全・再生

施策 3 自然環境に関する普及・啓発・情報共有の推進

1. 福津市の自然環境の現状

(1) 地象・水象

福津市は、東部を山、西部を海に囲まれており、海、山、川、干潟や田園などの豊かな自然環境が形成されています。

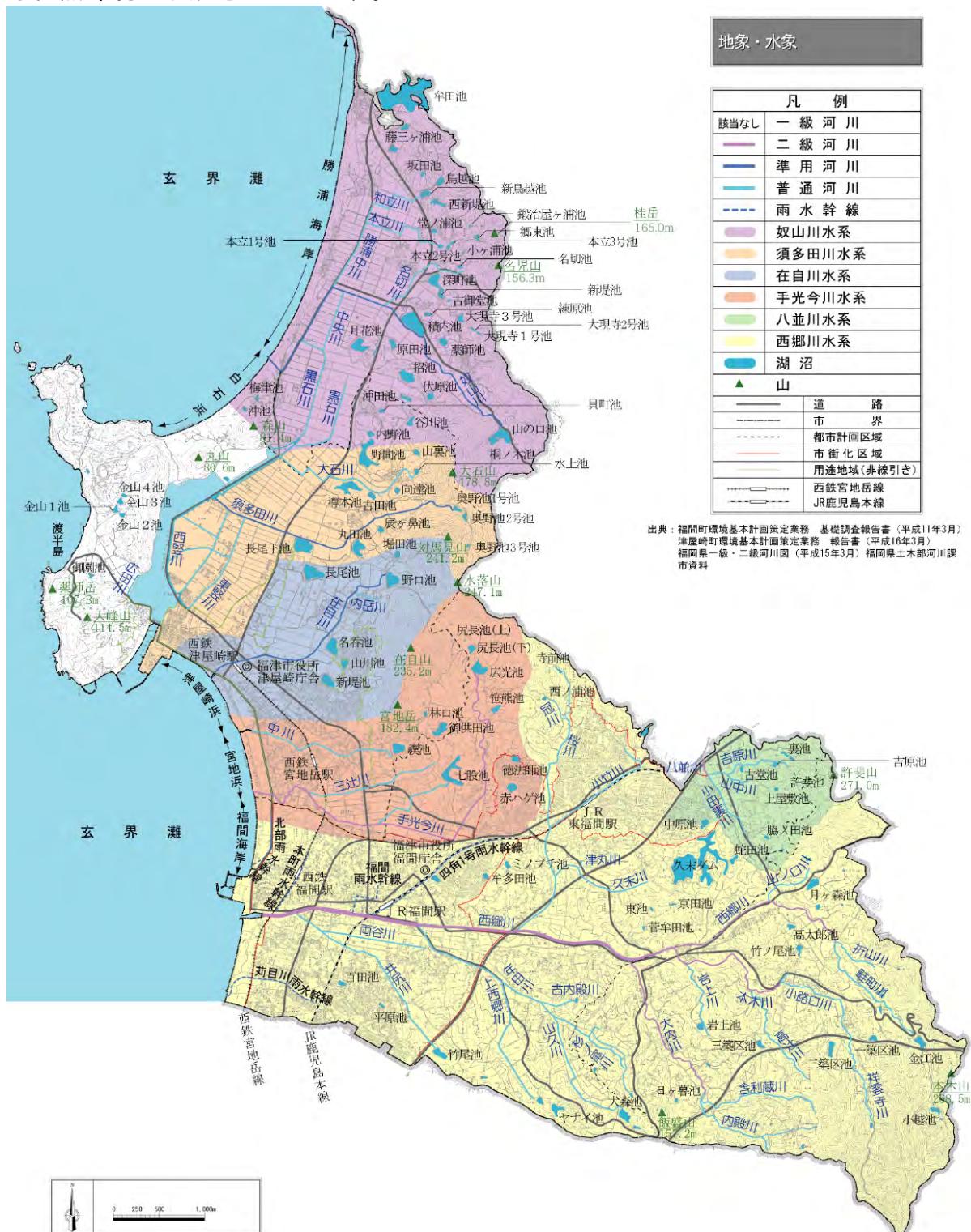


図 4-1 地象・水象

(2) 植生分布

福津市では、昭和38年(1963年)から平成24年(2012年)にかけて、森林面積が36.3%(約820ha)減少しています。

現在の福津市の山林の大部分は、スギ・ヒノキ・サワラ植林が占めています。スギ・ヒノキ・サワラ植林は、市東部に位置する大石山、対馬見山の周辺に分布しており、環境が単調であるため、生物多様性*の低い場所となります。また、山林を除く区域では、市街地、水田雑草群落*が多くを占めています。海岸周辺には、クロマツ植林が見られ、海岸松林など人との関わりの深い植生が確認できます。

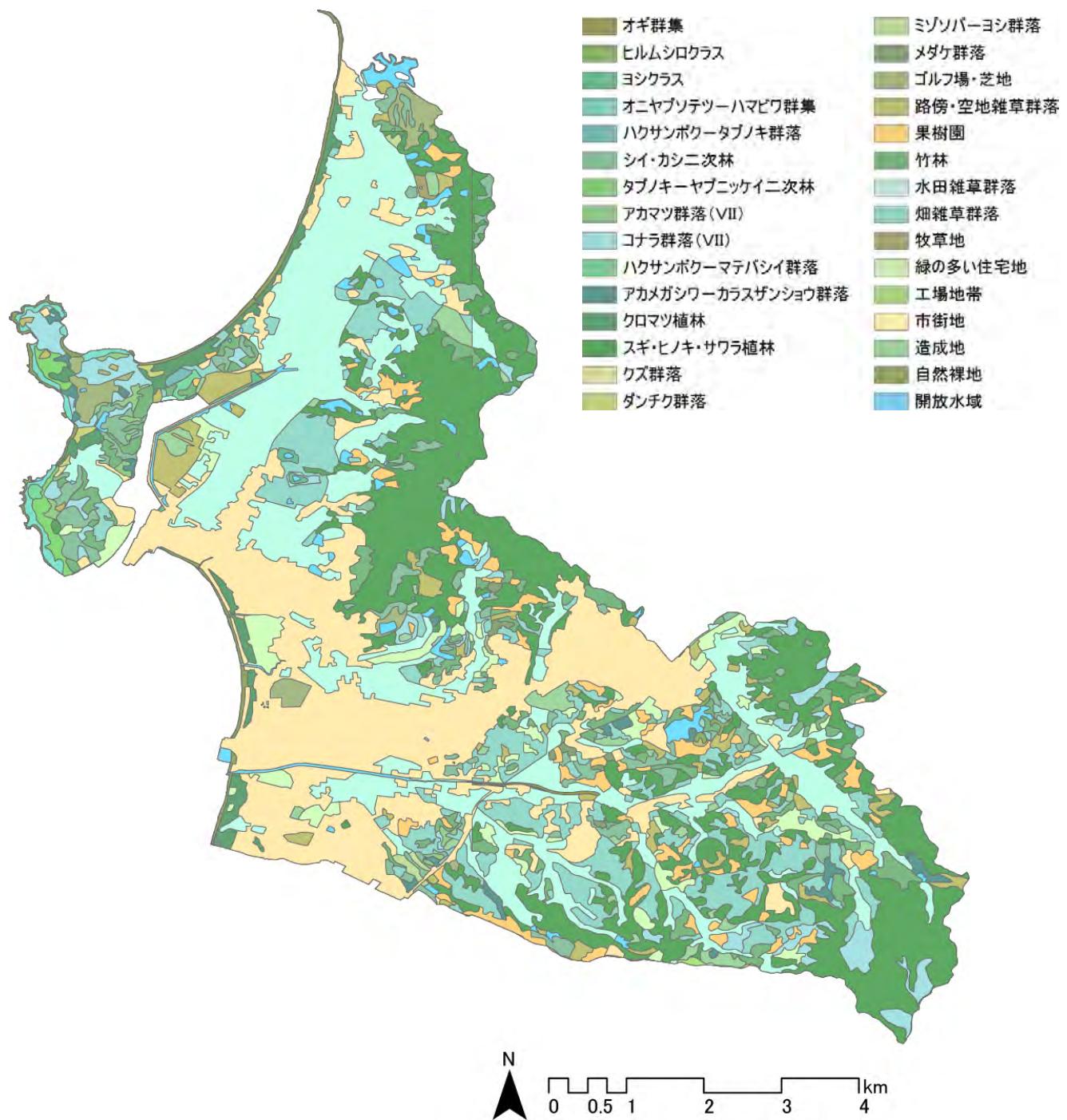


図4-2 植生図

[出典：環境省自然環境保全基礎調査平成25年(2013年)第6-7回植生調査]

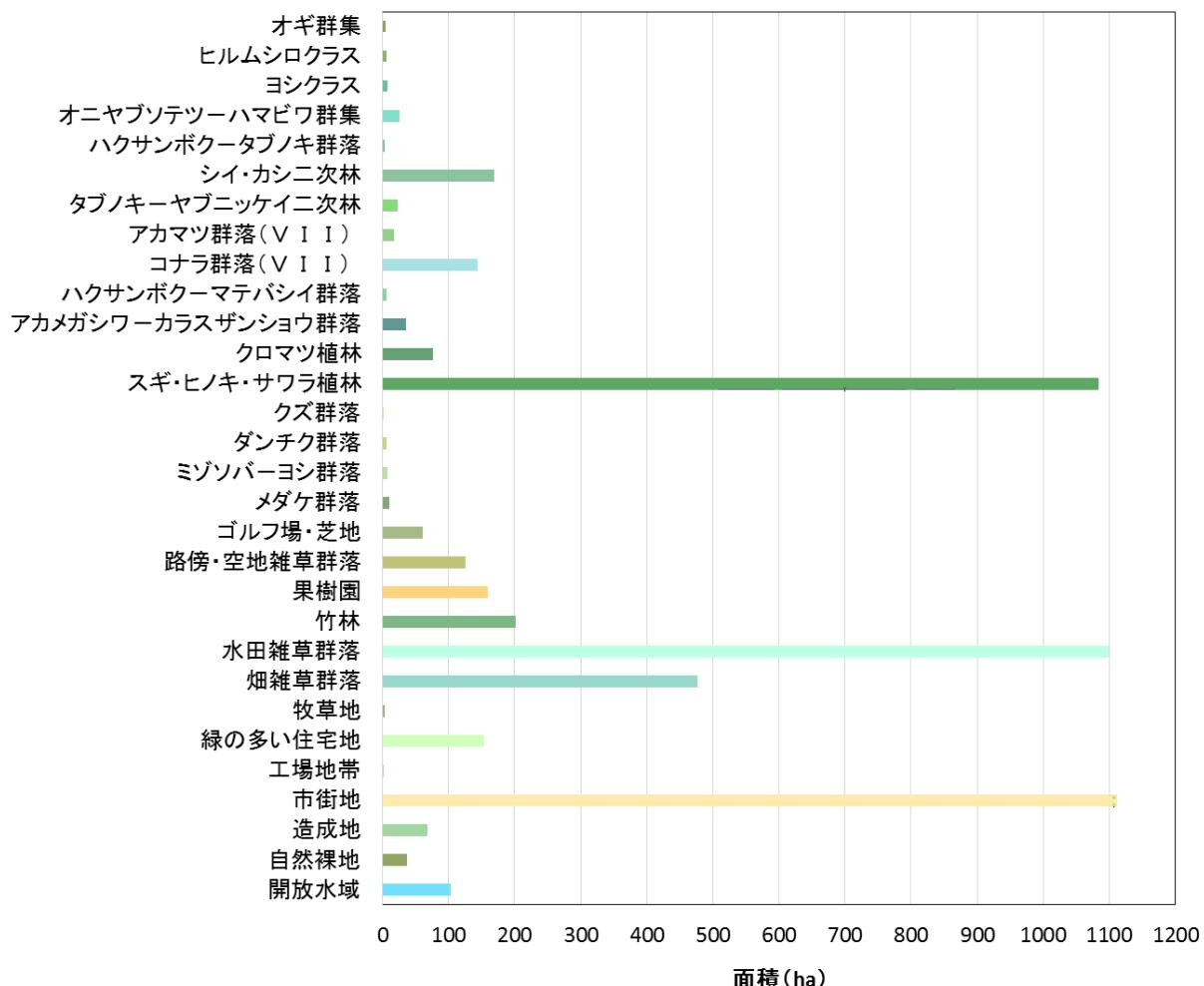


図4-3 植生別面積

[出典：平成25年(2013年)環境省自然環境保全基礎調査をもとに
九州工業大学環境デザイン研究室が作成]

表4-1 植生区分該当植生

植生区分	該当植生
自然植生	オニヤブソテツー・ハマビワ群集
	ハクサンボクータブノキ群落
代償植生	アカメガシワーカラスザンショウ群落
	アカマツ群落(VII)
	クズ群落
	コナラ群落(VII)
	シイ・カシニセ林
	タブノキーヤブニッケイニセ林
	ダンチク群落
	ハクサンボクーマテバシイ群落
	メダケ群落

(3) ビオトープタイプ

福津市には、干潟や水田など多様なビオトープ^{*}が存在しており、そのビオトープを生息地とする多種多様な動植物が生息しています。海域には、藻場や砂浜、陸域には、湿性草地や低地常緑広葉樹林など、生き物の生息・生育地として重要な環境があります。市街地や住宅地など人が生活する環境においても、緑化を進めるなど適切な管理によって生物の生息・生育空間となることが期待されます。

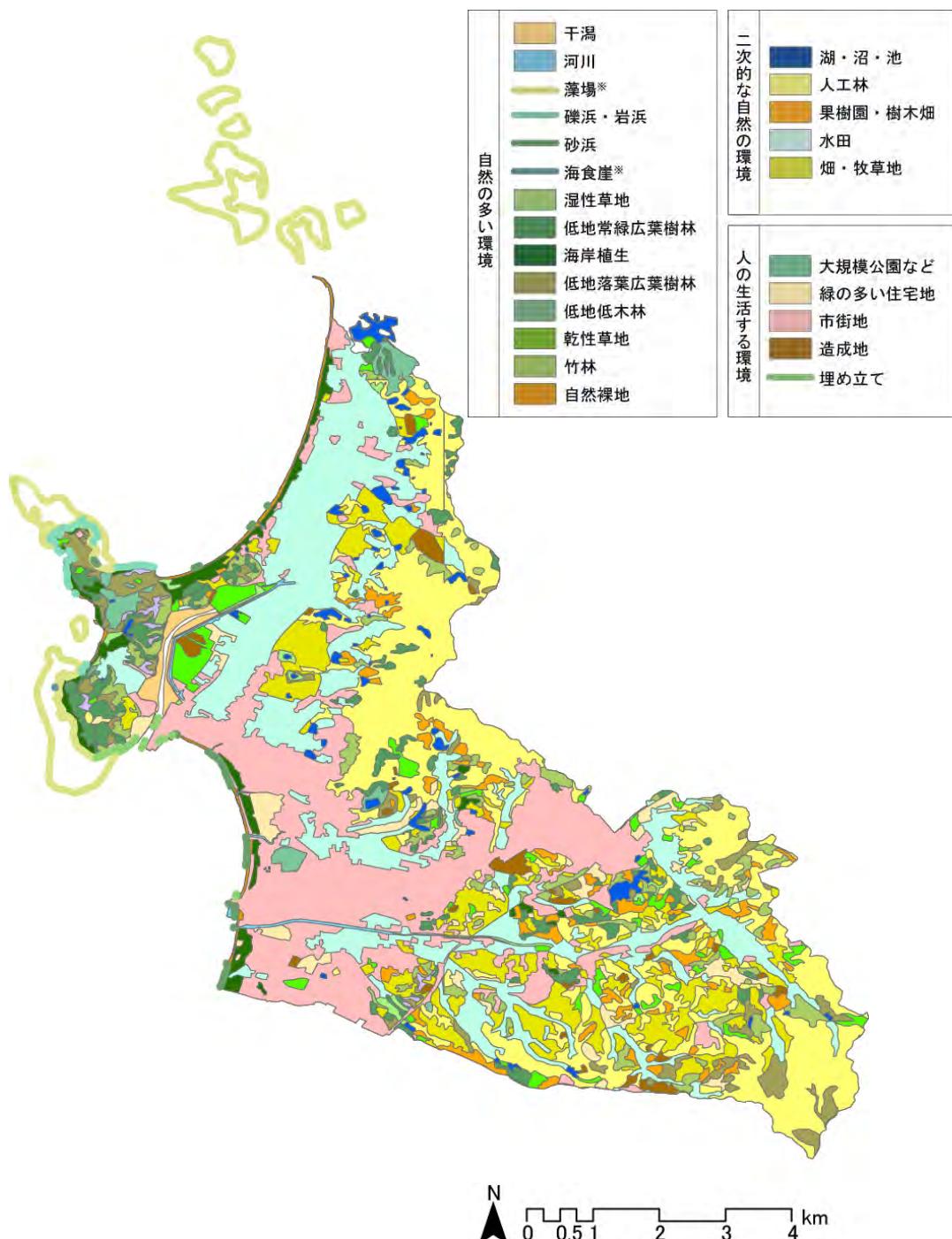


図 4-4 ビオトープタイプ現況図

[出典：平成 25 年(2013 年)環境省自然環境保全基礎調査をもとに
九州工業大学環境デザイン研究室が作成]

福津市のビオトープタイプ別面積をみると、市街地が最も多く、次いで、水田、人工林が大部分を占めています。

市街地に残されている都市緑地や街区公園は、日常的に人々が自然に親しむ場所、生物の移動の休憩場所として重要な役割を持つ環境です。水田は、湿地やあぜ道など生物が生息できる多様な環境によって構成されており、福津市において重要な環境であるといえます。そのため、積極的に水田環境の保全を図り、放棄されている水田は復元を図ることが望されます。スギ・ヒノキ・サワラ植林で構成されている人工林は、手入れされなくなり放置されてしまうと環境が単調になり、生物の生息しにくい環境へと変化してしまいます。

福津市の豊かな自然環境を一体的に守るためにには、それぞれのビオトープに応じて、適切な管理・保全を図ることが必要です。

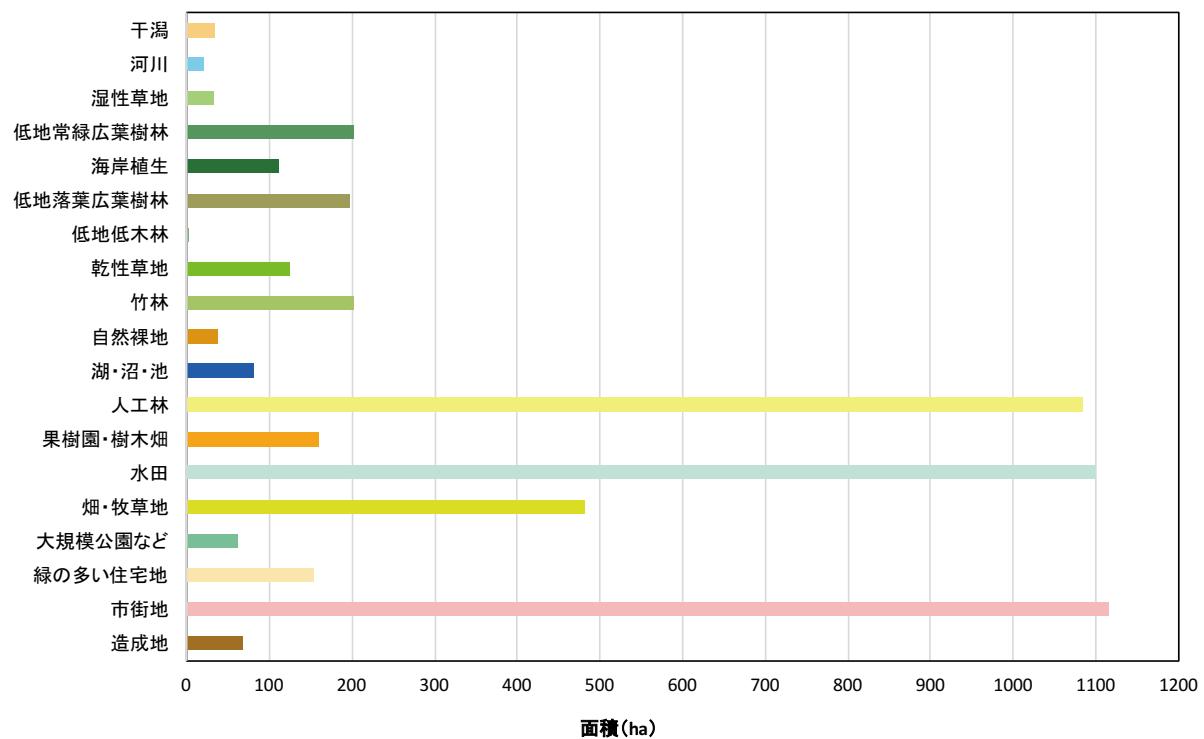


図4-5 ビオトープタイプ別面積

※藻場、礫浜・岩浜、砂浜、海食崖、埋め立てについては、データの性質上、面積を算出していません。

[出典：平成25年(2013年)環境省自然環境保全基礎調査をもとに九州工業大学環境デザイン研究室が作成]

(4) 豊かな自然環境の現状と課題

①里山の環境

里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林※、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。こうした里山の環境においては、管理放棄などによる竹林の拡大や不法投棄、シカやイノシシなどの鳥獣による農林業の被害などの問題が起きています。



図 4-6 宮司地区の里山

②河川の環境

市内で流路を完結する西郷川を主な対象として、平成 12 年度(2000 年度)に策定された「泳げる川、西郷川を目指して西郷川リバース計画※」に基づき、上西郷川において親水性に配慮した護岸などの河川整備を行い、平成 25 年度(2013 年度)に完成しました。また、上西郷小学校では、「持続可能な開発のための教育の 10 年」の取り組みとして、西郷川を活用した取り組みを行っています。市内の公共下水道事業の普及などにより、水質の改善も見られており、水と親しみやすい河川環境になっています。こうした河川環境を活用した継続的な活動を実施していく必要があります。



図 4-7 上西郷川

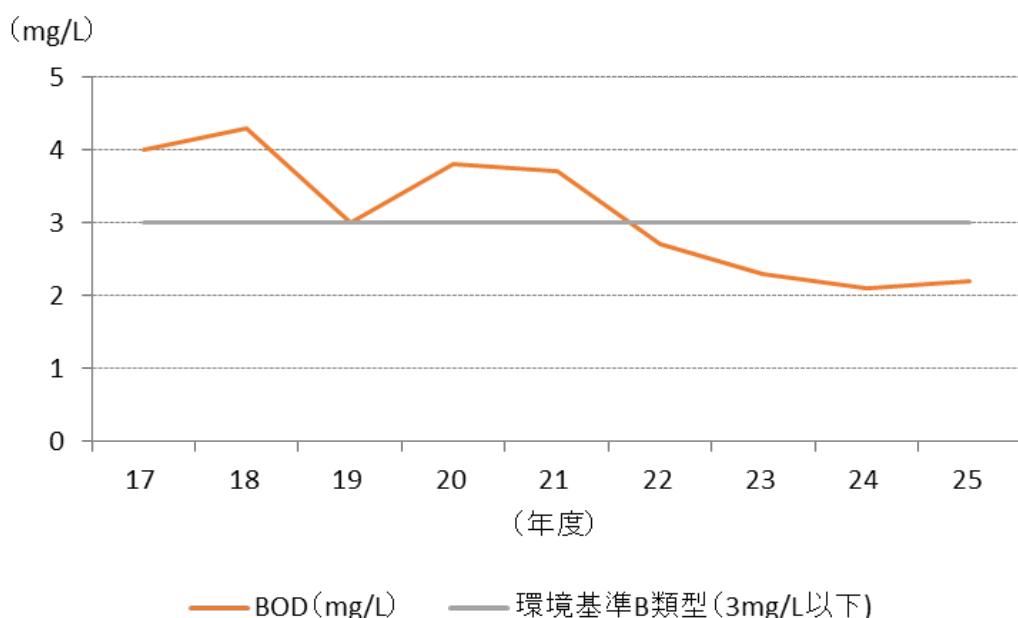


図 4-8 西郷川・浜田橋(環境基準点※)における水質経年変化(県実施分)

③海の環境

福津市は西部に長い海岸線を有し、玄界灘に面しています。この海岸は、(1)砂浜海岸(勝浦海岸～白石浜)、(2)岩礁帯(渡半島付近)、(3)入り江(津屋崎干潟)、(4)砂浜海岸(津屋崎浜～福間海岸)の大きく4つのエリアによって形成されています。これらの環境に生息する多くの生物種が確認されており、魚類だけでも約500種以上が生息していると言われています。しかし、不法投棄や漂着物による海岸のごみの増加、海水の富栄養化※による赤潮※の発生、アオサの大量発生が問題となっています。



図4-9 白石浜

④干潟の環境

干潟は、水質浄化機能や生物多様性を維持する機能など多面的な機能を持つ重要な環境です。津屋崎干潟は、クロツラヘラサギの重要な飛来地、底生生物のカブトガニの生息地であることから環境省指定の「日本の重要湿地500」に、「津屋崎干潟及び周辺農業用水路」として選ばれている重要な環境です。

津屋崎干潟には、大きな流入河川がなく、水路から流入する水量も少なくなっています。また、干潟に生息する生物に必要な土砂の流入もないことで、土砂や水の供給源を確保し、干潟の環境を守り、維持していく必要があります。また、アサリの乱獲などの問題も起きています。



図4-10 津屋崎干潟

⑤ため池の環境

福津市には、約115のため池が存在し、エサキアメンボやオオマルゲンゴロウなどの昆虫の生息地であることから環境省指定の「日本の重要湿地500」に、「古賀市及び福津市のため池群」として選ばれている重要な環境です。ため池は、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。このため池の持つ生物の生息・生育の場所の保全、住民の憩いの場の提供、降雨時に雨水を一時的にためる洪水調整や土砂流出の防止など、多面的な機能に注目が集まっています。しかし、都市化の進展による農地の埋め立てや農業従事者の減少により、ため池の数が減少しています。



図4-11 牟田池

⑥松林の環境

福津市には、勝浦海岸から白石浜、津屋崎浜から福間海岸にかけて、総延長約8.5kmの松林が存在しています(福津市の海岸線の総延長は22km)。以前の松林は、防風保安林※として、松葉や枯れ枝などの燃料の採取場所として、魚類を集め繁殖や保護を図る魚つき保安林※として、人々の生活とともに存在していました。しかし、人々の生活様式が変化してきたことにより人々と松林との関わりが薄れ、景観や公益的機能※が段々と損なわれてきました。このため、各郷づくり推進協議会※において、健全な松林の再生を図るための活動団体が発足し、松林の清掃活動や植林活動を続けたことにより、松林の再生に優れた成果を上げている一方で、活動する人の人材不足などの問題があります。



図4-12 福間海岸の松林

⑦水田の環境

福津市には、約990haの水田があり、そのうち約87%の850haが耕作地として利用されています。近年、水田は、農業生産の場としてだけでなく、公益的機能と呼ばれる環境保全に役立つ機能を持つ場としても認識されつつあります。水田の公益的機能には、洪水防止、土壤侵食防止、水質浄化、水資源涵養、景観維持、生物多様性保全の諸機能があると言われています。福津市の水田には、サギ類やカルガモなどの鳥類やトノサマガエルなどの両生類といった多くの野生生物が生息しています。しかし、近年、水田耕作の時期が早まることにより、トノサマガエルの個体数が急激に減少するなど、環境が変化しています。



図4-13 水田

2. 福津市民が感じている自然環境の魅力・課題

市民を対象に行ったアンケート調査では、魅力的な場所の多くは海沿いに集中しています。また、その中でも福間海岸に魅力があると感じている人が最も多く、市民の方々の関心が高い場所であることがわかります。また、課題があると感じている場所の多くも、海沿いに集中しており、魅力的である一方で課題も抱えているということがわかります。

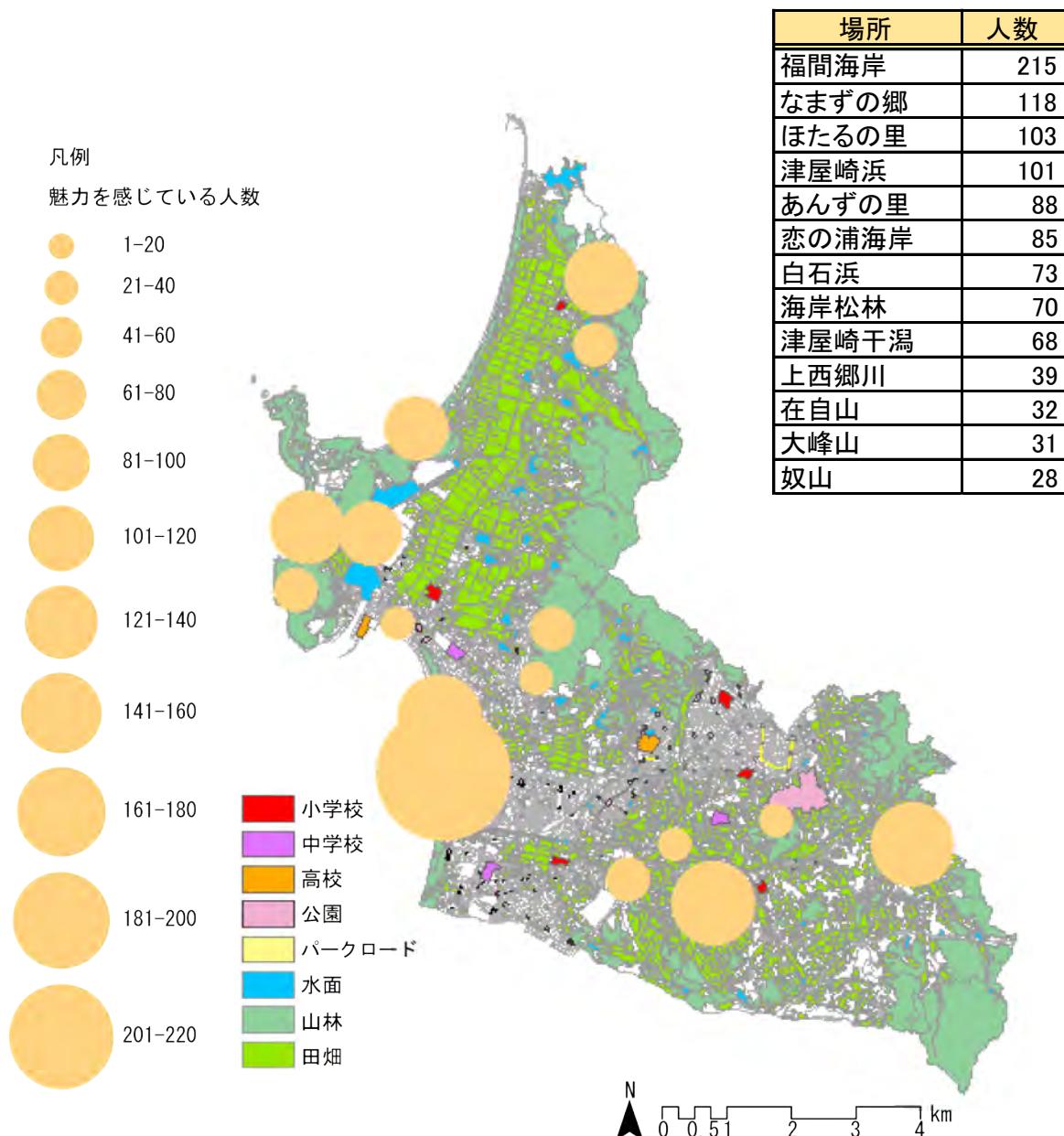


図4-14 魅力があると感じている場所
[出典：福津市うみがめ課調べをもとに九州工業大学環境デザイン研究室が作成]

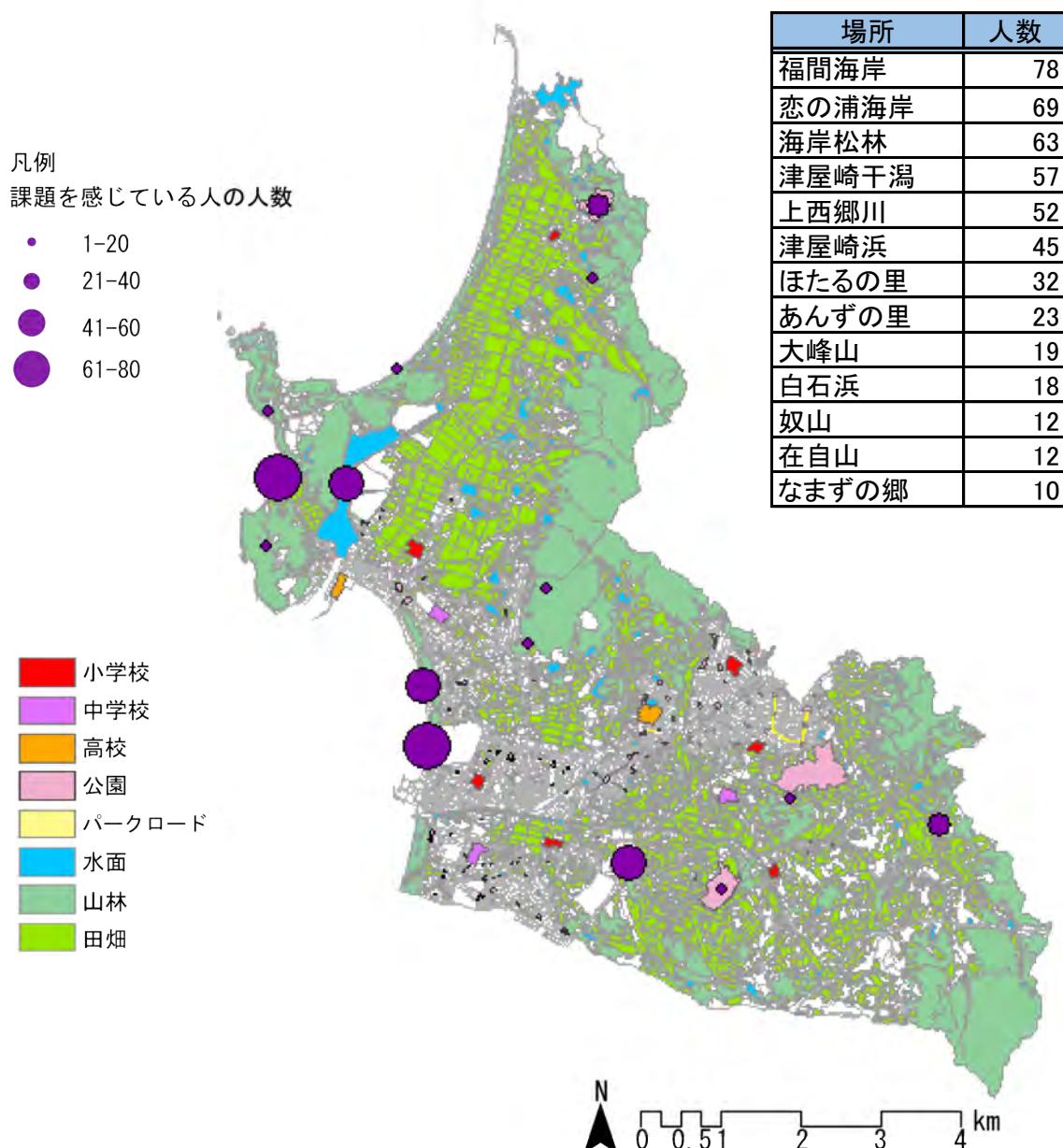


図 4-15 課題があると感じている場所
[出典：福津市うみがめ課調べをもとに九州工業大学環境デザイン研究室が作成]

3. 目標の実現に向けた方針

福津市には、海や干潟、山、河川、松林など多様な自然環境が存在しています。これらの自然環境には、カブトガニなどの希少種をはじめとする多種多様な生物が生息しています。また、生物多様性の観点から「津屋崎干潟及び周辺農業用水路」、「古賀市及び福津市のため池群」が「日本の重要湿地 500(環境省指定)」の重要度の高い湿地に選定されており、生物多様性の高い重要な自然環境があります。しかし、里山の荒廃や不法投棄、漂着ごみによる海岸環境の悪化、開発による自然環境の減少など、様々な課題を抱えています。これらの課題を解決し、今後も多様な生物の生息・生育環境を保全し、次世代に引き継いでいく必要があります。

施策 1 生物多様性の保全

現状

福津市には、海や干潟、山、河川、松林、ため池など多様な自然環境があり、そこには多様な生物が生息しています。こうした生物の中には、アカウミガメ、クロツラヘラサギ、カブトガニなど、希少動植物種が 269 種確認されています。

特に、市では、平成 17 年(2005 年)に「福津市ウミガメ保護条例」を制定し、市民団体や学校などと共に働いてウミガメの保護や産卵場として重要な海岸の保全などを進めています。

一方で、ジャンボタニシやアメリカザリガニなどの外来生物の増加やシカやイノシシによる鳥獣被害などが確認されています。



図 4-16 勝浦のため池

取り組みの方向性

- 多種多様な生物の生息・生育を守る必要があります。
- 生物の生息・生育状況について把握する必要があります。
- 河川やため池など多様な自然環境において、生物多様性の保全に配慮する必要があります。
- 特定外来生物※の駆除などの外来生物※対策を行っていく必要があります。
- シカやイノシシなどの鳥獣による農作物などの被害に対する対策が必要です。

求められる取り組み

福津市の生物多様性の保全のためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- 希少な動植物を捕獲・採取しないなど、動植物の保護
- 生物調査などのイベントへの参加
- 地域の生態系*を守るための、ペットの適切な飼育
- 干渉のアサリなどの保護のための適切な行動
- 鳥獣による被害が起きた場合は市へ報告

市民団体

- 活動状況や活動範囲などについての情報発信
- 活動で得られた生物の生息・生育状況などの情報を市へ報告

事業者

- 希少な動植物を捕獲・採取しないなど、動植物の保護
- 生物調査などのイベントの周知活動
- 開発の際の動植物の生育環境への配慮

教育・研究機関

- 活動で得られた生物の生息・生育状況などの情報を市へ報告
- 市や市民団体が行っている生物多様性保全に関する取り組みへの参加
- 環境学習などの機会の中で生物多様性保全に関する取り組みの実施

□市の取り組み

市

- 生物多様性ふくつプランの計画的な実行(重点プロジェクト)
- 市民や市民団体、事業者などと連携した市全域の生き物の生息・生育環境に関する情報収集を行うためのしくみづくりの検討
- 希少動植物や特定外来生物に関する情報の把握及び発信
- 鳥獣による被害に関する情報の把握及び発信
- 鳥獣被害などの防護対策を支援

施策2**豊かな自然環境の保全・再生****現状**

福津市には、海や干潟、山、河川、松林など多様な自然環境が存在します。こうした自然環境は、生物の生息地・生育地としての機能はもとより、自然災害の防止や地球温暖化防止、レクリエーション機能など、多面的な機能を有しています。福津市では、豊かな自然環境を活用し、市が運営する郷育力レッジの講座などのプログラムや小学校での環境学習など、様々な取り組みを行っています。また、福津市の自然環境を次世代に引き継いでいくために、多くの市民団体が環境を守る取り組みを行っています。



図4-17 あんずの里からの眺め

取り組みの方向性

- 現在の環境を維持するために、農地法や環境創造条例などの関係法令により対策を講じる必要があります。
- 環境学習などの取り組みを継続的に取り組んでいく必要があります。
- 里山や松林などの森林において、管理や手入れを行うことが困難になったことにより、森林環境の荒廃が起きていますので、対策を講じる必要があります。
- 不法投棄や漂着物などのごみ問題への対策を講じる必要があります。
- 自然環境の現状について把握するために、自然環境の調査を継続的に行う必要があります。
- 多くの市民団体が自然環境保全のための活動を行っていますが、活動人員の不足などの問題点があるため、継続的な活動に向けた対策を講じる必要があります。

求められる取り組み

福津市の豊かな自然環境の保全・再生を推進するためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標**市民**

- 森林の公益的機能や林業の役割に対する理解
- 自然環境の保全活動への参加
- 自然環境に関するイベントへの参加及び、自然環境の理解
- 農薬や化学肥料の使用の自粛

市民団体

- 活動で得られた自然環境に関する情報を市へ報告
- 環境に関する情報提供の機会への参加

事業者

- 所有する森林・竹林の適正な管理
- 自然環境保全活動のための取り組みの実施
- 事業実施の際の自然環境への配慮
- 自然環境保全活動への参加

教育・研究機関

- 自然環境の保全・再生に関する環境学習などの継続的な実施
- 自然環境の保全に関する調査への協力

□市の取り組み**市**

- 福津市総合計画などに基づいた積極的な自然環境への保全
- 郷育カレッジの講座や環境学習などの取り組みの継続的な実施
- 市民団体の取り組みで得られた自然環境に関する情報を活用したしくみづくりの検討
- 市民団体、各郷づくり推進協議会や専門家などの様々な環境の保全に関する協議の推進
- 市民、市民団体、各郷づくり推進協議会などが実施する清掃活動への支援
- 自然環境に関する管理方法や情報提供など、市民団体の取り組みへの支援
- 農薬や化学肥料の適正な使用など、環境保全型農業に関する調査・研究の実施
- 自然公園法※などの関係法令に基づいた自然環境の保全
- 森林維持や整備活動に関する取り組みの支援及び森林保全活動の推進
- 小学校や市民団体と共に働くによる、自然環境活用の取り組みの継続的な実施

施策3**自然環境に関する普及・啓発・情報共有の推進****現状**

福津市の生物多様性や豊かな自然環境を守るために、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市などの連携が必要です。この連携を進めるためには、自然環境の現状などについて一人ひとりが理解することが必要です。市では、郷育力レッジの講座や親子野外活動支援事業などの取り組み、市民団体の活動、多主体が連携した活動が行われており、環境に関する情報の共有や啓発を行っています。



図4-18 郷育力レッジの講座

取り組みの方向性

- 私たち一人ひとりが自然環境に関して、学んでいく必要があります。
- 自然環境に関する情報の共有や啓発のための活動を周知していく必要があります。
- 多くの市民団体の自然環境に関する活動の情報を共有し、啓発していく必要があります。

求められる取り組み

福津市の自然環境に関する普及・啓発・情報共有を推進していくためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、福津市の自然環境に関する情報を広め、共有していくために、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標**市民**

- 自然環境の情報提供の場への参加
- 自然環境及び生物多様性に関する正しい理解
- 自然環境及び生物多様性に関する情報をもとに、自然環境の保全活動への参加及び、自然環境にやさしい行動の実践

市民団体

- 自然環境活動に関する取り組みへの情報提供
- 自然環境に関する情報共有の機会への参加及び情報提供
- 自然環境に関する活動を行っている市民団体間の情報共有

事業者

- 自然環境及び生物多様性に関する情報の提供
- 自然環境及び生物多様性に関する正しい理解

教育・研究機関

- 環境学習などの自然環境に関する活動情報の提供
- 自然環境や生物多様性、外来生物に関する正しい理解
- 自然環境及び生物多様性に関する情報をもとに、自然環境の保全活動への参加及び、自然環境にやさしい行動の実践

□市の取り組み

市

- 市民や市民団体などが活動して得た自然環境に関する情報の共有及び周知
- 平成26年度(2014年度)から開催している環境シンポジウムのような、市民団体などとの情報共有の機会の提供
- 郷育カレッジの講座や環境学習などの取り組み、市民団体が行っている自然環境に関する取り組みの情報収集及び、情報収集のためのしくみの検討
- 福津市の生物多様性や自然環境に関する情報提供
- アサリの乱獲の問題など、自然環境の悪化を防ぐための利用に関する普及・啓発

5章

地球温暖化を緩和する ～福津の環境を受け継ぐ子孫のために～

1. 二酸化炭素の排出量
2. 二酸化炭素排出量削減の方針

5章 地球温暖化を緩和する～福津の環境を受け継ぐ子孫のために～

基本方針

地球規模での環境問題は私たちにとって実感しにくいものですが、地球温暖化は身近で深刻な問題となっています。

私たちが地球温暖化の対策としてできることは、それほど難しいことではありません。「もったいない」という日本発祥の文化を思い出し、実践するだけで、かなりの成果が期待できます。次世代の人々のためにも、全員が「もったいない」を思い出し、小さな取り組みからはじめ、その効果を目にする形で検証していきます。

地球温暖化

地球温暖化とは、地球を取り巻く大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス濃度が増加することによって太陽放射エネルギーの吸収放出の均衡が崩れ、必要以上に地表の温度が上がる現象のことです。

わずか100年ほどの間に、日本を含む先進国が石油や石炭などの化石燃料を大量に消費するようになったため、大気中の温室効果ガスの濃度が急速に上がっており、地球温暖化が進んでいます。

このままでは、21世紀末の地球の平均気温は、20世紀末と比べて最高4.8度上昇すると予測されています。気象庁の調査でも福津市近郊の平均気温は過去30年間で約1.0度も上がっていて、地球温暖化はすでに私たちの身の周りでも起こっているのです。

地球温暖化により砂漠化や海水、氷河の解凍、自然災害の激化、感染症の拡大など、数々の悪影響が懸念されています。

2100年には最大82cmと予測されている海面上昇の影響を受け、福津市でも砂浜や干潟が消滅する恐れがあります。その他にも高温による農業への被害、集中豪雨など様々な現象が発生する恐れがあり、地球温暖化は非常に身近で深刻な問題です。

この現象を止めるには、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を現在の半分以下まで削減するしかありません。

[出典：気候変動に関する政府間パネル（IPCC）＊評価報告書]

基本となる施策

施策 4	省エネルギー型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換
施策 5	交通における省エネルギー対策の推進
施策 6	新エネルギー設備導入の推進
施策 7	新エネルギー利用に関する調査・研究
施策 8	ごみの減量
施策 9	災害廃棄物の適正処理
施策 10	回収・再生利用の推進
施策 11	緑の管理と創出

1. 二酸化炭素の排出量

(1) 二酸化炭素排出量の現状

私たちは、日常生活や企業の事業活動により、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しています。二酸化炭素の排出量を推計した結果、平成25年度(2013年度)における福津市内の二酸化炭素排出量は244.8千t-CO₂で、基準年度(平成15年度)と比較すると22.0%増加しています。総エネルギー消費量が減少しているにもかかわらず、二酸化炭素排出量が大幅に増加している主な理由としては、原子力発電所の停止に伴い、その分、火力発電所での発電量が増加していることが考えられます。

表5-1 市における二酸化炭素排出量の推移

単位：千t-CO₂

エネルギー起源	部門	平成15年度 (基準年度) 2003年度		平成20年度 (現況年度) 2008年度		平成25度 (現況年度) 2013年度		基準年度からの 増加量		
		排出量	部門別 比率	排出量	部門別 比率	排出量	部門別 比率	平成 20年 度比	平成 25年 度比	
エネルギー起源	民生部門	民生家庭部門	52.4	26.1%	60.5	33.0%	88.7	36.2%	15.5%	69.3%
		民生業務部門	34.1	17.0%	40.4	22.0%	62.9	25.7%	18.5%	84.5%
		計	86.5	43.1%	100.9	55.0%	151.6	61.9%	16.6%	75.3%
	産業部門	農林・水産業	12.2	6.1%	5.0	2.7%	1.7	0.7%	-59.0%	-86.1%
		建設業	3.8	1.9%	3.9	2.1%	6.3	2.6%	1.7%	65.8%
		鉱業	0.3	0.2%	0.1	0.1%	0.2	0.1%	-66.2%	-33.3%
		製造業	11.3	5.6%	19.9	10.8%	19.0	7.8%	75.7%	68.1%
		計	27.6	13.8%	28.8	15.7%	27.2	11.1%	4.4%	-1.4%
	運輸部門	自動車	81.5	40.6%	49.3	26.9%	61.0	24.9%	-39.5%	-25.2%
		鉄道	2.1	1.0%	1.8	1.0%	3.0	1.2%	-13.0%	42.9%
		計	83.6	41.7%	51.1	27.8%	63.9	26.1%	-38.9%	-23.6%
エネルギー起源	廃棄物部門	一般廃棄物	3.0	1.5%	2.7	1.5%	2.1	0.9%	-10.5%	-30.0%
		計	3.0	1.5%	2.7	1.5%	2.1	0.9%	-10.5%	-30.0%
合計		200.7	100.0%	183.5	100.0%	244.8	100.0%	-8.6%	22.0%	

[出典：福津市うみがめ課調べ]

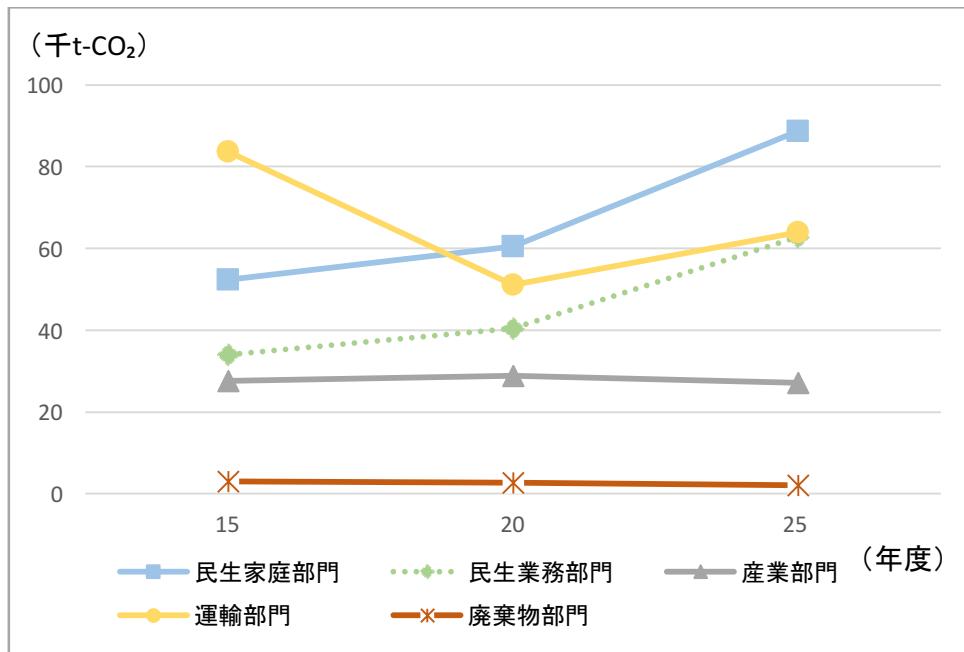


図 5-1 市における部門別二酸化炭素排出量の経年変化

[資料：福津市うみがめ課調べ]

【部門の区分】

民生家庭部門：家庭での日常生活に関わる分野のことです。

民生業務部門：サービス業や小売業などに関わる分野のことです。公務もこの部門に含まれます。

産業部門：農林・水産業、建設業、鉱業、製造業などに関わる分野のことです。

運輸部門：自動車(自家用車、業務用自動車など)や鉄道の利用に関わる分野のことです。

廃棄物部門：一般廃棄物の焼却に関する分野のことです。

(2) 二酸化炭素排出量の将来予測

福津市の二酸化炭素排出量は、2次計画期間終了年度である平成38年度(2026年度)には、基準年度比で約44%の増加が予測されます。

表5-2 市における部門別二酸化炭素排出量の予測

単位：千t-CO₂

部門		平成20年度 2008年度 (基準年度)	平成25年度 2013年度 (現況年度)	平成38年度 2026年度 (計画年度)
エネルギー起源	民生部門	民生家庭部門	60.5	88.7
		民生業務部門	40.4	62.9
		計	100.9	151.6
	産業部門	農林・水産業	5.0	1.7
		建設業	3.9	6.3
		鉱業	0.1	0.2
		製造業	19.9	19.0
		計	28.9	27.2
	運輸部門	自動車	49.3	61.0
		鉄道	1.8	3.0
		計	51.1	64.0
廃棄物部門	一般廃棄物	2.7	2.1	2.0
	計	2.7	2.1	2.0
合計		183.6	244.9	265.0
基準年度比		100%	133.4%	144.3%

[資料：福津市うみがめ課調べ]

主要3部門の変化(平成15年度(2003年度)-平成25年度(2013年度))

① 家庭(民生家庭部門)

平成15年度(2003年度)と平成25年度(2013年度)を比較すると、世帯数は1.56倍に増加しましたが、太陽光発電やエネファーム※などの省エネルギー製品の普及や灯油使用の減少により、1世帯あたりのエネルギー使用量は0.88倍に減少しています。

今後は節電などの取り組みについて考える必要があります。

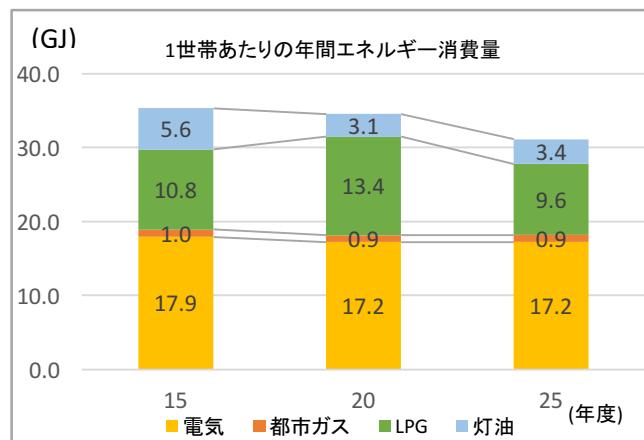


図5-2 民生家庭部門の1世帯あたりの年間エネルギー消費量

[出典：福津市うみがめ課調べ]

② 事業所(民生業務部門)

平成15年度(2003年度)と平成25年度(2013年度)を比較すると、店舗や事務所などの事業所の床面積は1.19倍に増加し、床面積あたりのエネルギー消費量も1.17倍に増加しています。

近年、大型商業施設の建設などにより、延床面積が増えているため、家庭の節電などへの取り組みだけでなく、事業所の節電などにも取り組む必要があります。

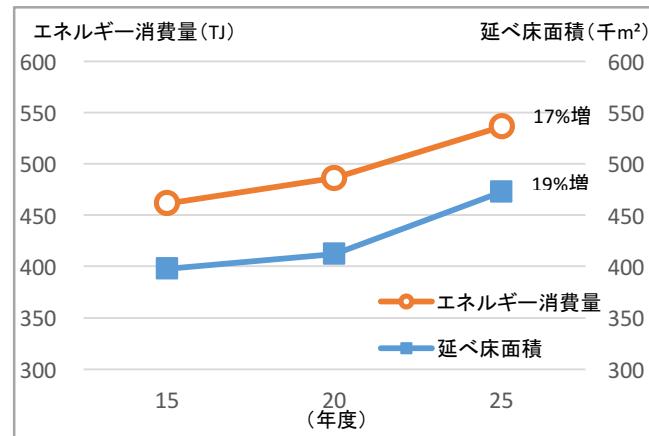


図5-3 民生業務部門延べ床面積及びエネルギー消費量の経年変化

[出典：福津市うみがめ課調べ]

③ 運輸(運輸部門)

平成15年度(2003年度)と平成25年度(2013年度)を比較すると、運輸部門総エネルギー消費量は0.75倍と大幅に減少しましたが、自動車保有台数は1.05倍に増加していますので、自動車1台あたりの年間エネルギー消費量は0.71倍となりました。

エコカー※の普及が進んだため、運輸部門総エネルギー消費量は減少していますが、二酸化炭素排出量において運輸部門は占める割合がまだ大きいので、エコドライブ※などの取り組みを継続的に続けていく必要があります。

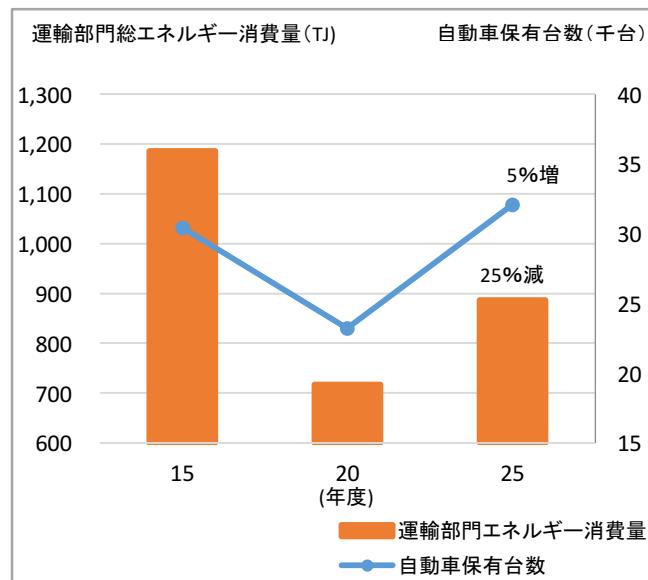


図5-4 運輸部門エネルギー消費量と自動車保有台数

[出典：福津市うみがめ課調べ]

(3) 緑による二酸化炭素吸収量、酸素発生量、蒸発散量

自然界において地球温暖化をもたらす大気中の二酸化炭素は海水への溶解や植生による光合成によって削減されます。しかし、吸収されなかった二酸化炭素は大気中に残存するため、地球温暖化の原因となります。

海岸線が長く広大な海面に接している福津市においては、海水への溶解による削減量は大きいと考えられるため、今後の調査立証が期待されます。

これに対して、緑が豊富な福津市の植生による光合成作用は、二酸化炭素の吸収削減に大きく貢献していることが表5-3からわかります。福津市の植生の総面積は約3,700haで、緑色植物の光合成によるバイオマス(有機物)生産量は約4.60万トンになります。これを二酸化炭素の吸収固定量に換算すると約6.75万トンになります。福津市の平成28年度(2016年度)の二酸化炭素排出量は24.3万トンですので、植生による主要な温室効果ガスである二酸化炭素の削減効果は27.8%になります。植生面積の拡大、里地里山における植生管理の共働によって緑色植物の光合成效率はさら向上する可能性がありますので、削減効果は30%台に高まることが期待できます。

表5-3 市の植生による二酸化炭素吸収量(二酸化炭素換算)

植生区分	植生面積 (ha)	有機物 生産能力 kg/(ha·day)	生育期間 (day)	有機物 総生産量 t/year	CO ₂ 吸収総量 t/year	O ₂ 発生総量 t/year	蒸発散量 万t/year
畑・牧草地	480.58	41	180	3,546.7	5,203.0	3,794.9	133.00
低地落葉広葉樹林	197.86	47.3	180	1,684.6	2,471.3	1,802.5	63.17
低地常緑広葉樹林	201.2	37	360	2,680.0	3,931.5	2,867.6	100.50
竹林	201.99	30	360	2,181.5	3,200.2	2,334.2	81.81
水田	1,099.59	66.7	180	13,201.7	19,366.9	14,125.8	495.06
人工林	1,084.14	49.6	360	19,358.4	28,398.8	20,713.5	725.94
湿地草地	31.11	20	180	112.0	164.3	119.8	4.20
乾燥草地	125.55	33.4	180	754.8	1,107.3	807.6	28.31
海岸植生	111.8	40.5	360	1,630.0	2,391.3	1,744.1	61.13
果樹園・ 樹木畠	159.33	30	180	860.4	1,262.2	920.6	32.26
合計	3,693.15			46,010.0	67,496.7	49,230.7	1,725.38
対排出量比					27.8%		

[出典：福津市うみがめ課調べ]

また緑色植物の光合成による環境貢献の効果として注目されているものに、酸素の発生供給による大気の浄化と、蒸発散作用による温湿度環境の改善効果があります。市内植生の光合成による発生酸素量は約4.92万トンです。更に市内の植生による蒸発散量は約1,725万トンで、蒸発散による水の気化熱により植物や周辺大気は冷却され、低温時には結露による放熱によって気温を緩和させる効果があります。

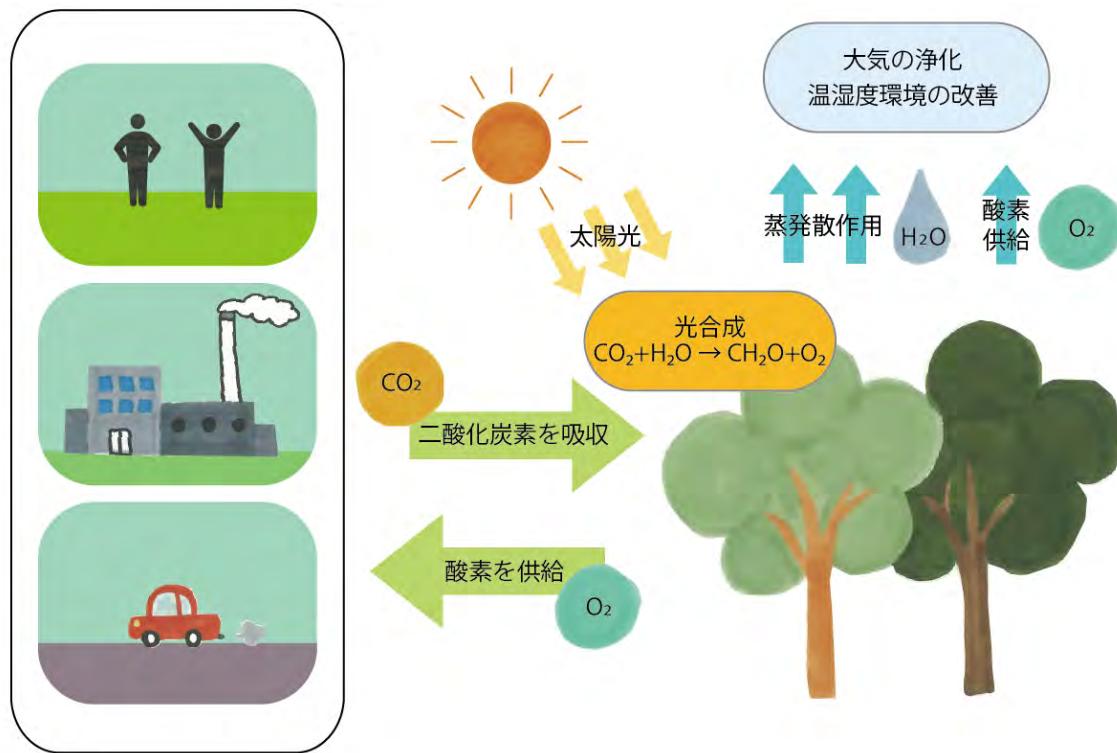


図 5-5 緑色植物の環境に対する効果

以上より、市内植生の維持管理によって大気の浄化、温暖化防止、また温湿度環境の改善や保水防災に寄与する効果の大きいことが明らかです。

これらのことから、市における地球温暖化の防止対策として、主要な家庭、事業所、運輸の3部門について、省エネルギーの推進、新エネルギー※の導入、廃棄物・リサイクル対策の推進の3つの二酸化炭素排出量削減対策に取り組む必要があります。

また、植物や森林管理、都市緑化の推進など、緑の管理と創出による二酸化炭素の吸收源対策も並行して取り組む必要があります。

[参考：県和一（平成20年）「大気の浄化と温暖化防止に寄与するゴルフ場」、芝草研究]

2. 二酸化炭素排出量削減の方針

施策4 省エネルギー型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換

現状

福津市は、市民や事業者、市民団体、教育・研究機関への節電、節水、グリーン購入※、地産地消※、省エネルギー設備などの省エネルギー対策に関する情報を福津市ホームページ上で提供しています。また、エコオフィスプラン※に基づいた省エネルギー対策を率先して取り組みを進めています。環境フォーラムにおいては、福岡県地球温暖化防止活動推進センター※や福岡県地球温暖化防止活動推進員※と連携し、省エネルギーの啓発活動を行っています。

取り組みの方向性

- 環境にやさしい行動宣言※や環境家計簿※など既存のシステムを活用し、二酸化炭素排出量削減や環境意識をさらに高め、省エネルギー対策を行う必要があります。
- 私たちが個人レベルでの二酸化炭素排出量を把握し、定期的に評価や見直しができるしくみをつくる必要があります。

求められる取り組み

福津市の二酸化炭素排出量を削減するためには、各主体がそれぞれの立場から日々の活動の中で、求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- 身近な省エネルギー行動の実践
- 省エネ製品の積極的な使用

市民団体

- 身近な省エネルギー行動の実践
- 住宅を新築・改築する際に、高断熱化や省エネ設備の導入

事業者

- 事業活動の際の省エネ行動の実施
- 設備を更新する際はエネルギー効率に配慮した製品の利用
- 既存の建物の診断を行うなど、省エネ診断の活用及びエネルギー消費への配慮

教育・研究機関

- エコオフィスプランに基づいた省エネルギー対策への協力
- 省エネ設備・製品の積極的な導入
- 教育・研究を通して、地球温暖化についての正しい知識の周知
- 省エネルギーや環境にやさしいライフスタイルの実現などに取り組む人材の育成

□市の取り組み

市

- 庁舎、さらには学校など市全体でエコオフィスプランに基づいた省エネルギー対策の推進
- 省エネルギー対策に関する継続的な情報提供
- 省エネルギー対策の取り組みに関する調査・研究の実施
- 「環境にやさしい行動宣言」への市民や事業者、市民団体、教育・研究機関の参加の推進
- 環境フォーラムなどのイベントと合わせた情報提供による環境意識の向上
- 福岡県地球温暖化防止活動推進センターによる環境家計簿の普及による、市民や事業者、市民団体、教育・研究機関に対する二酸化炭素排出量の把握及び評価の促進
- 環境フォーラムにおける省エネルギーの啓発活動の継続的な実施及び他のイベントでの啓発活動の推進

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
環境家計簿の登録者	392名 (平成27年度)	500名 (平成38年度)

施策5 交通における省エネルギー対策の推進

現状

福津市は、市民や事業者、市民団体、教育・研究機関へエコドライブなどの交通における省エネルギー対策について、福津市ホームページにて情報提供を行っています。またエコオフィスプランに基づき、市公用車はエコカーを導入し、交通に関する省エネルギー対策を率先して進めています。

取り組みの方向性

- アイドリングストップ※などのエコドライブの推進や自動車利用の削減、電気自動車やハイブリッドカーなどのエコカーの啓発などを行う必要があります。

求められる取り組み

福津市の交通における省エネルギーを推進するためには、各主体がそれぞれの立場から日々の活動の中で、求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- 電気自動車やハイブリッドカーなどエコカーの購入
- エコドライブなど省エネ行動の実践
- ふくつミニバスなどの公共交通機関の利用

市民団体

- 電気自動車やハイブリッドカーなどのエコカーの導入・普及
- エコドライブなど省エネ行動の実践

事業者

- エコドライブなど省エネ行動の実践
- 電気自動車やハイブリッドカーなどエコカーの導入
- 省エネ製品の開発・製造・販売・普及の推進

教育・研究機関

- エコドライブなど省エネ行動の実践
- 省エネルギー対策の取り組みとしての教育を通じた、自動車利用の削減やエコカーを利用の普及・啓発

□市の取り組み

市

- ホームページでの省エネルギー対策に関する情報提供の継続的な実施、広報誌やかんきょう新聞など、その他のメディアにおける情報提供、運転手の意識向上ための取り組みの推進
- 市民や事業者、市民団体、教育・研究機関に対する、電気自動車やハイブリッドカーなどのエコカーに関する情報提供の実施
- 市公用車へのエコカーの導入の推進、エコドライブの実践

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
電気自動車やハイブリッドカーの導入	3台 (平成28年度)	5台 (平成38年度)

施策6 新エネルギー設備導入の推進

現状

福津市は、国などの太陽光発電システムなど、新エネルギー設備に関する助成制度を、市民や事業者に積極的に紹介し、太陽光発電システムなど、新エネルギー設備を導入した家庭や事業者の方に対して補助金の交付を実施しました。

取り組みの方向性

- 化石燃料に頼らない新エネルギーの導入のための取り組みを進める必要があります。
「福津市環境基本計画に関するアンケート調査」によると、市民や事業者、学校も新エネルギー設備の導入を考えており、今後の新エネルギー導入推進が期待できるため、さらなる導入のための情報提供を行う必要があります。
- 新エネルギー設備を設置する際、景観に配慮した場所での設置を促す必要があります。

求められる取り組み

福津市の新エネルギー設備の導入を推進していくためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- 太陽光発電など新エネルギー設備、機器の利用

市民団体

- 太陽光発電など新エネルギー設備、機器の利用の推進
- 新エネルギー設備、機器の情報収集・周知の実施

事業者

- 太陽光発電や風力発電などの新エネルギーの導入の推進
- 新エネルギーの技術開発の推進

教育・研究機関

- 太陽光発電や風力発電などの新エネルギーの導入
- 新エネルギー設備、機器に関する情報提供の実施
- 教育・研究を通して、新エネルギーについての知識の普及・啓発

□市の取り組み

市

- 公共施設などに新エネルギー設備、機器の導入の検討
- 市民や事業者、市民団体、教育・研究機関に対して太陽光発電などの新エネルギーの導入に関する情報提供の実施
- 景観に配慮した新エネルギー設備、機器の導入の検討

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
公共施設の新エネルギーの設備の設置件数	6 件 (平成 28 年度)	8 件 (平成 38 年度)

施策 7 新エネルギー利用に関する調査・研究

取り組みの方向性

- 新エネルギーの利用に関する調査や研究を行う必要があります。
- 新エネルギーの利用技術や新エネルギー導入設備の開発は日進月歩で進んでいます。そのため、新エネルギーに関する情報収集を行い、福津市に適した具体的取り組みを検討する必要があります。

求められる取り組み

新エネルギー利用に関する調査・研究を進めていくためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。

ここでは、各主体の新エネルギー利用に関する調査・研究についての各主体の取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民・市民団体

- 新エネルギー設備に関する正しい理解

事業者

- 新エネルギーの調査研究・技術開発の推進

教育・研究機関

- 新エネルギーの調査研究・技術開発の推進

□市の取り組み

市

- 各種機関や事業者、近隣市町との共働による、生ごみや剪定くずを活用したバイオマスエネルギー※などの新エネルギー利用に関する調査研究の実施

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
新エネルギー利用の調査研究	なし (平成28年度)	実施 (平成38年度)

施策8 ごみの減量

現状

福津市は一般廃棄物処理基本計画※を策定し、計画に基づき、ごみの処理をしています。また、「福津市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、生ごみの堆肥化、マイバッグ運動※、エコショップ制度などにも取り組んでいます。

取り組みの方向性

○一人一日あたりのごみ総排出量は、平成24年度(2012年度)に増加しましたが、現在は減少傾向となっています。しかし、平成26年度(2014年度)(現況年)は1,017g/人・日であり、目標である平成28年度(2016年度)(目標年)の987g/人・日を達成していないため、削減に向けた対策を行う必要があります、市民や事業者のごみの減量に対する意識をさらに高める必要があります。

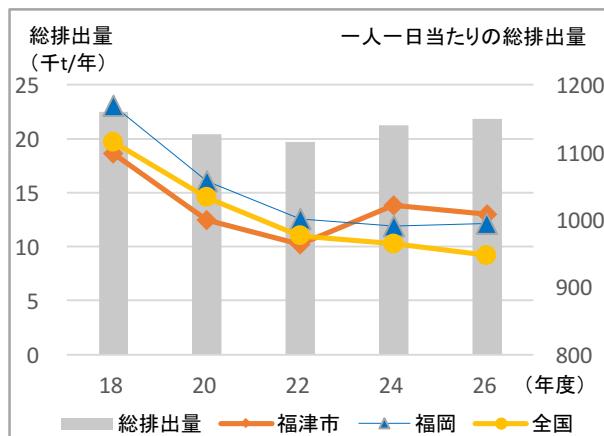


図5-6 一人一日あたりの総排出量の推移

求められる取り組み

福津市のごみの減量を推進していくためには、各主体がそれぞれの立場から日々の活動の中で、求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- 日常的なごみの減量
- 買い物の際にマイバッグを持参
- リターナブル容器製品※や詰め替え用商品の購入の検討
- 家庭用生ゴミ処理機やコンポストなどの購入の検討

市民団体

- ごみの減量化方法の情報提供の実施

事業者

- 「福津市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づく、廃棄物の抑制及び、適正処理の推進

- 再使用できる商品の開発・販売の推進

教育・研究機関

- 日常的なごみの減量

- ごみの減量化方法に関する情報提供の実施

- 教育を通じた、ごみ減量に取り組める人材の育成

□市の取り組み

市

- 一般廃棄物処理基本計画の改定
- 「福津市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づいた、廃棄物の抑制、適正処理及び、ごみの減量に関する啓発活動の実施
- ごみの減量化を推進するための方法に関する広報や市のホームページなどでの情報提供の実施
- 環境フォーラムにおいて、生ごみを減らすためのダンボールコンポストなどに関するPR活動の実施

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
一人一日あたりのごみ総排出量	1,017g/人・日 (平成26年度)	966g/人・日 (平成38年度)

施策 9**災害廃棄物※の適正処理****現状**

震災や集中豪雨などの大規模な災害が発生すると、短期間で大量の災害廃棄物が排出されるため、平常時の体制ではその処理が困難となることが予想されます。

取り組みの方向性

○災害廃棄物の適正処理を行う体制づくりや、処理方法などを古賀清掃工場や構成市町である古賀市、新宮町と共同で検討する必要があります。

求められる取り組み

災害廃棄物の適正処理のためには、各主体がそれぞれの立場で努力し、求められる取り組みに対して行動することが求められます。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標**市民・市民団体**

○災害廃棄物の適正処理方法の理解、分別などの処理活動の実施

事業者

○災害廃棄物処理の再資源化のための分別方法や、粗大ごみや腐敗廃棄物の排出方法などの正しい理解、分別などの処理活動の実施

教育・研究機関

○災害廃棄物の適正処理方法の正しい理解、分別などの処理活動の実施

□市の取り組み**市**

○災害廃棄物処理の再資源化のための分別方法や、粗大ごみや腐敗廃棄物の排出方法などの検討、災害廃棄物処理計画の作成

○災害廃棄物に係る仮置き場設置、収集運搬、再資源化に関する留意事項の検討及び整理

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
災害廃棄物処理計画の策定	なし (平成28年度)	策定 (平成30年度)

施策 10**回収・再生利用の推進****現状**

福津市は、古賀市、新宮町との共同で、分別する品目や事業系ごみの資源回収など、資源回収方法の見直しに取り組んでいます。また公設分別ステーションの場所、運営体制の見直しなどを行うとともに、各自治会の分別会場で回収ができるように取り組んでいます。また、リユース、リサイクルに関する啓発活動として、古賀清掃工場の見学会や分別収集に関するまちづくり講座出前編※を開催しています。

取り組みの方向性

- リサイクル率向上への取り組みを行う必要があります。

平成12年度(2000年度)から開始した分別収集は全市に定着していますが、リサイクル率は平成17年度(2005年度)では25.8%、平成25年度(2013年度)では19.7%と下がっています。燃やすごみの中には、資源化が可能なものがまだ多く含まれており、リサイクル率をさらに高める必要があります。

- 3R(リデュース、リユース、リサイクル)を進めるために、市民や事業者、市民団体、教育・研究機関の意識をさらに高め、取り組みにつなげていくための対策を行う必要があります。

求められる取り組み

福津市の資源の回収・再生利用を推進していくためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標**市民**

- ごみの分別収集の取り組みへの協力
- 資源回収に取り組む各自治会の分別収集への協力

市民団体

- 資源回収に取り組む各自治会の分別収集への協力
- ごみの分別収集についての情報の周知

事業者

- ごみの分別収集への積極的な協力
- 市民や市民団体、教育・研究機関、市とのネットワークへの参加及び協力

教育・研究機関

- ごみの分別収集の取り組みへの協力
- ごみの分別収集に関する情報の周知への協力
- 教育を通じた、リサイクルへの正しい理解及び、ごみ分別に取り組むことができる人材の育成

□市の取り組み

市

- 各自治会で実施している分別収集に関する円滑な運営に向けた支援
- 3Rに関する積極的な啓発活動の実施
- 現在実施している古賀清掃工場の見学会や、分別収集に関するまちづくり講座出前編の継続的な実施

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
リサイクル率	19.7% (平成25年度)	35.0% (平成38年度)

施策 11 緑の管理と創出

現状

大峰山や在自山など、人の手によって形成、維持してきた里山環境は、近年の生活様式の変化や高齢化などの社会的要因により管理が困難になり、竹林拡大の問題が発生し、本来持っている二酸化炭素吸収源としての緑の機能が徐々に失われつつあります。一方、松林では管理不足による荒廃が問題となっていましたが、市民団体の積極的な整備により、ここ数年で松林の状態は改善されつつあります。

また、福津市の住宅地域では公共エリア環境づくり事業で、花の苗などをアダプト団体に配布しており、公共空間への緑の創出を実施しています。今後、さらなる緑化をすすめることで、二酸化炭素吸収源の機能強化が期待できます。そして福津市本来の生態系に配慮した緑の創出を行うことで、生物多様性の保全につながると考えられます。

取り組みの方向性

- 二酸化炭素吸収源として緑地の機能を向上させ、管理していく必要があります。
- 大峰山や在自山などの里山環境における竹林拡大を抑制・管理する必要があります。
- 市民団体が環境保全活動を継続できるしくみをつくる必要があります。
- 福津市本来の生態系に配慮した生物多様性緑化*に取り組む必要があります。

求められる取り組み

二酸化炭素吸収源となる緑の管理・創出を推進していくためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標**市民**

- 様々な団体が行う環境保全活動への協力及び参加
- 福津市本来の生態系に関する正しい理解

市民団体

- 環境保全活動に関する広報の実施
- 主体的な環境保全の実施

事業者

- 環境保全活動を行う市民団体の活動への積極的な支援
- 宅地開発を行う際の環境に配慮した事業の推進

教育・研究機関

- 環境保全活動への協力及び参加
- まちづくり講座出前編など市の取り組みを活用した環境学習の実施

□市の取り組み**市**

- 公共エリア環境づくり事業などの既存の制度に基づいた緑化の推進
- 竹林の整備や管理活動に関する取り組みの支援による環境保全活動の推進
- 福津市内で環境保全活動を行う市民団体間の情報の共有

6章

快適な生活環境をつくる ～福津をさらに住みよい、住みたいまちに～

1. 美しい景観形成と環境整備
2. 地域美化の推進・生活モラルの向上・空き地などの管理対策
3. 生活環境の保全

6章 快適な生活環境をつくる

～福津をさらに住みよい、住みたいまちに～

基本方針

美しく快適な生活環境を整えていくためには、私たち一人ひとりが日々の暮らしの中で、ルールとマナーを守って生活していくことが重要です。また、より魅力的な生活環境をつくっていくために、市民の自主的な取り組みや事業者による社会貢献事業を奨励し、支援していくためのしくみづくりを行っていく必要があります。

これらの実現に向けて、市の快適な生活環境づくりのためのルールづくりとともに、地域の様々な主体との連携のしくみづくりに取り組んでいきます。

基本となる施策

施策 12	福津市景観計画の推進
施策 13	空き家バンク制度の推進
施策 14	不法投棄対策
施策 15	ペットの適正な飼育と管理
施策 16	空き地の管理対策
施策 17	共働による地域美化の推進
施策 18	安全な水の供給
施策 19	騒音・騒動・悪臭対策
施策 20	大気の保全

1. 美しい景観形成と環境整備

施策 12

福津市景観計画の推進

現状

福津市の景観は、主に「自然」、「歴史・文化」、「まちなみ」の3つに分類でき、これらの要素が様々に混ざり合って独特の景観を生み出しています。

自然(海岸・松林エリア、渡半島エリア、津屋崎干潟エリア、山なみエリア)

- 福津の「地」をつくる美しい自然景観



▲美しい自然海浜



▲市の背景となる山並み



▲宮司の松林

歴史・文化(旧内海・田園エリア、津屋崎山裾エリア、西郷川流域丘陵地エリアなど)

- 土地の歴史を感じさせる歴史・文化的資源 / 福津の原風景となる集落景観



▲新原・奴山古墳群



▲津屋崎千軒



▲畦町宿

まちなみ(まちなみエリア、住宅地エリア)

- “市の顔”にふさわしいまちなみ景観



▲JR 福間駅周辺



▲桜川の住宅地



▲JR 福間駅みやじ口周辺

これらの要素などに応じて市内を10の景観エリア(海岸・松林エリア、渡半島エリア、山なみエリア、旧内海・田園エリア、津屋崎山裾エリア、津屋崎干潟エリア、在自・冠山山裾エリア、西郷川流域丘陵地エリア、住宅地エリア、まちなかエリア)に設定し、市の景観特性と価値を明らかにしています。その景観特性から区分した10のエリアを5つのゾーンと2つの景観軸に再区分し、それぞれの景観形成方針に則って、計画を推進しています。



図6-1 景観形成方針区分図

福津市の豊かな自然や歴史的なたたずまいの魅力を掘り起こし保全すること、美しく調和のとれたまちなみづくりなどの景観形成を進めることは、市民の地域に対する愛着や誇り、文化を育むことにつながります。そして、景観形成によって創造される身近な縁や水辺、美しいまちなみや歴史的な景観は、ゆとりや潤いのある生活環境をもたらします。さらに、景観づくりの取り組みを通じて、コミュニティの形成や市民による環境保全活動、地域美化活動などの活性化などにもつながっていきます。

取り組みの方向性

- 景観計画が策定される前の建築物に関しては、同計画の規制が適用されないため、景観の統制が困難になっていますので、建物の建て替え時、改裝・改修時に景観計画に則った施工をするように呼びかけていく必要があります。
- 建設業者や施主に対して、同計画の周知徹底を十分に行っていく必要があります。

求められる取り組み

福津市景観計画を推進していくためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- 福津市の景観まちづくりの主役であることを認識
- 景観まちづくりへの関心・理解を深め、自主的かつ積極的な景観形成の実施
- 市の景観施策への参加及び協力

市民団体

- 福津市の美しい景観の保護活動による景観まちづくりへの寄与
- まちあるきなどの活動を通して、福津市の景観の魅力の発信

事業者

- 事業活動が景観に影響を与えるものであることの認識及び配慮
- 事業実施における専門的な知識や経験を活かした景観形成への貢献
- 市の景観施策への参加及び協力

教育・研究機関

- 景観に関する調査、研究への協力

□市の取り組み

市

- 景観計画に基づいた、良好な景観まちづくりの推進
- 道路などの公共施設の整備における景観まちづくりへの配慮
- 景観まちづくりの意識啓発及び情報の提供
- 景観まちづくりに携わる市民や事業者への支援

施策 13 空き家バンク制度の推進

現状

平成 27 年度(2015 年度)に実施した福津市空き家実態調査において、「空家など対策の推進に関する特別措置法」の対象となり得る一戸建の空き家数は 376 戸で、平成 22 年度(2010 年度)の同調査と比較すると 22 戸増加しました。この内の 143 戸については、平成 22 年度(2010 年度)調査時の空き家と重複しており、活用されていないことが分かります。この活用されていない一戸建のほとんどは、市街地エリアではなく農山漁村地域に集中しており、活用されていない理由としては、所有者の不明や相続の問題、先祖代々の家だから売ることはできないが家族が帰ってくる予定もないなどが挙げられます(空き家所有者へのアンケート調査反映)。

この空き家対策のために福津市では平成 26 年(2014 年)7 月に空き家バンク制度を導入しました。福津市にある不動産会社と連携し、空き家活用の促進に取り組んでおり、広報での呼びかけや、所有者を調べてパンフレットを送付するなど、周知に努めてきましたが、導入から 2 年間で登録された空き家は 5 件と、登録数が伸び悩んでいるのが現状です。

表 6-1 各項目の空き家数

指標	現況値 (平成 22 年度)	現況値 (平成 27 年度)
一戸建の空き家数	354 戸	376 戸
活用済の空き家数	-	211 戸
重複している空き家数(未活用)		143 戸
新規空き家数	-	233 戸

[福津市都市管理課調べ]

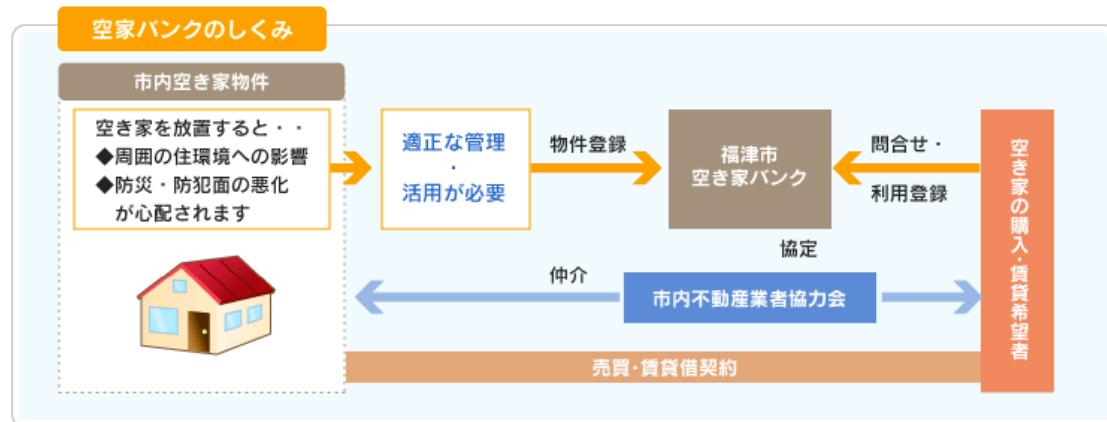


図 6-2 空き家バンク制度のしくみ図

取り組みの方向性

- 空き家バンク制度の活用を図るため、所有者特定のための調査を推進する必要があります。
- まちの景観や治安の悪化を招くおそれのある放置空き家については、早急に対応する必要があります。
- 移住者を増やすためには、民間の不動産会社などとより強く連携していく必要があります、特に空き家が多い、農山漁村地域については、自然環境や生活環境の魅力をより丁寧に発信していく必要があります。

求められる取り組み

福津市の空き家バンク制度を推進していくためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- 財産相続による建物の相続登記の早期実施
- 空き家となる可能性が高い家に関する利用及び活用の検討

事業者

- 空き家バンクなどの施策への協力
- 移住検討者に対する福津市の魅力の丁寧な発信
- 市民による空き家の利用及び活用の積極的な支援

教育・研究機関

- 市の取り組みへの協力

□市の取り組み

市

- 現地調査の実施による空き家の状態把握
- 空き家所有者の特定、空き家バンク制度の周知
- 空き家に関する相談窓口の設置、職員の専門知識や資質の向上
- 著しく公益に反すると判断した空き家に対して、「空家など対策の推進に関する措置法」に基づいた適正管理に向けた取り組みの実施
- 特定地域の空き家の活用及び移住支援活動に力を入れている団体との連携

2. 地域美化の推進・生活モラルの向上・空き地などの管理対策

不法投棄監視のしくみづくりは、監視カメラの設置や行政区との連携によるパトロールを実施するなど、達成できています。しかし、市内の多くの地域で、未だに不法投棄が後を絶ちません。また、近年のペットブームにより、犬・猫の飼育数は増加傾向にあります。それに伴い飼育に関する苦情件数も増加傾向にあります。また、野焼きへの苦情や空き地の未管理(草刈放棄)など、住民の環境に関するモラルが十分に高まつたとは言えない状況です。

施策 14

不法投棄対策

現状

恋の浦海岸のような行き止まりになっている地域や山際の道路や河川で不法投棄が多発しています。現在、10自治会との共働で、不法投棄監視パトロールを実施していますが、なかなか減っていないのが現状です。また、上西郷地域の一部では監視カメラを設置して不法投棄を監視しています。

取り組みの方向性

- 不法投棄を減らしていくため、監視パトロールを継続して実施していく必要があります。
- 監視カメラに頼らない、監視体制の強化が必要になります。

求められる取り組み

福津市の不法投棄を減らしていくためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の取り組み

市民

- ごみのポイ捨てや不法投棄をしないなど、地域環境に配慮した行動の実施
- 海岸やまちなかの地域清掃など地域美化活動への参加

市民団体

- 地域の美化活動などへの参加
- 公共エリア環境づくり事業(アダプトプログラム[※])を活用した地域美化に取り組みの実施

事業者

- 事業活動の中で、ごみの削減
- 市が実施する分別回収に協力
- 不法投棄をしない

教育・研究機関

- ごみの減量に配慮した活動の実施
- 市が実施する分別回収への協力
- ごみのポイ捨てや不法投棄をしないなど、地域環境に配慮した行動の実施
- 地域の美化活動への参加

□市の取り組み

市

- 「福津市空き缶などの散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」などに基づいた、不法投棄対策の実施及び、必要に応じた条例内容の見直しの検討
- 滞在者などに対するごみの持ち帰り運動の呼びかけ

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
住民の環境に関するモラル(道徳)に満足している市民の割合	50.2% (平成27年度)	70.0% (平成38年度)

施策15 ペットの適正な飼育と管理

現状

野良犬猫については、生ごみの袋の食いちぎりだけでなく、ふん尿、鳴き声、繁殖、餌やりによる近所トラブルが発生しています。広報を通して、飼育管理の呼びかけを行ったり、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所と協力して地域猫活動などの案内をしていますが、地域の受け入れ体制が整わないのが現状です。

取り組みの方向性

- 野良犬猫による近所トラブルを減らしていくための対策を取る必要があります。

求められる取り組み

福津市のペットの適正な飼育と管理のために、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者の努力目標

市民

- 近隣住民に配慮したペットの適正な飼育

市民団体

- 市民からの野良犬猫、迷子犬猫の保護の相談への対応

事業者

- 市民からのペットに関する問い合わせへの対応

□市の取り組み

市

- 「福津市人と犬・ねこの共生に関する条例」に基づいた、飼い主によるペットの適正な飼育とふん尿処理などの徹底の推進及び、広報などでの適正な飼育方法の周知

施策 16

空き地の管理対策

現状

「福津市あき地など管理の適正化に関する条例」に基づく雑草処理通知後の処理状況は、平成27年度(2015年度)は面積比率で約56%が土地所有者自身による処理、約17%が市への処理委託、約27%が処理されないという状況です。特に、市外に住む土地所有者などとは連絡が取れず、条例に基づいた手続きが進まない場合があります。

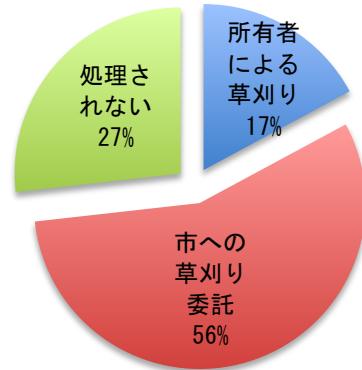


図6-3 雜草処理通知後の管理状況

取り組みの方向性

- 空き地の土地所有者に連絡を取り、適正に管理するよう呼びかけていく必要があります。

求められる取り組み

福津市の空き地の管理のためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- 所有している空き地の適正な管理

市民団体

- 空き地の有効活用による緑地化などの運動への取り組みの実施

事業者

- 所有している空き地の適正な管理

教育・研究機関

- 所有している空き地の適正な管理

□市の取り組み

市

- 「福津市あき地など管理の適正化に関する条例」に基づいた、空き地の雑草処理など、土地所有者による適正な管理の推進
- 空き地の管理が不適切な案件について草刈りなどを早期に実施する様に条例を改正

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
空き地の処理割合	73.0% (平成27年度)	80.0% (平成38年度)

施策 17 共働による地域美化の推進

現状

公共エリア環境づくり事業(アダプトプログラム)の登録団体数は、平成25年度(2013年度)には22団体まで増えましたが、平成27年度(2015年度)は、21団体に減少しました。登録団体の増加を図るため、登録要件を平成28年度(2016年度)から緩和して、募集をするようになりました。

取り組みの方向性

- アダプトプログラムの登録制度について、広く周知していく必要があります。
- アダプトプログラム登録団体がより円滑に活動できるよう、サポートしていく必要があります。

求められる取り組み

共働による地域美化の推進のためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者の努力目標

市民

- アダプトプログラム登録団体の活動への参加

市民団体

- アダプトプログラムへの登録、市と連携した地域美化の取り組みの実施

事業者

- アダプトプログラムへの登録、市と連携した地域美化の取り組みの実施

□市の取り組み

市

- アダプトプログラムの募集要件の変更(平成28年(2016年)4月)に関する、事業者、市民団体への周知徹底、事業者や市民団体の登録の促進
- 清掃道具の貸与や毎月の清掃依頼などを通した、アダプトプログラム登録団体との共働による公共エリアにおける地域美化の推進

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
公共エリア環境づくり事業(アダプトプログラム)登録数	21 団体 (平成 27 年度)	25 団体 (平成 38 年)

3. 生活環境の保全

安全な水の供給や大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の対策に取り組み、身近な生活環境の保全を進めるため、継続的な調査による実態把握に努めるとともに、指導と啓発を行ってきました。

施策 18 安全な水の供給

現状

福津市は、平成 22 年度(2010 年度)に水道事業を宗像地区事務組合に統合し、同事務組合から上水を各家庭に配水しています。水源及び配水池、末端の給水栓において水質検査を実施し、安全な水の供給を確保しています。

取り組みの方向性

- 福岡地区連携水道企業団、北九州市から宗像地区事務組合が上水を受水していますので、連携を密接に取り、安全な水の供給に努めます。
- 福津市内の地下水の水質検査を定期的に行い、引き続き、水質の実態把握に努めていきます。

求められる取り組み

福津市の安全な水の供給のために、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、事業者の努力目標

市民

- 市が行う地下水の水質検査などへの協力

事業者

- 市との連携による安全な水の供給
- 水源の定期的な水質検査の実施及び情報の提供

□市の取り組み

市

- 宗像地区事務組合との連携による安全な水の供給
- 地下水の水質検査の定期的な実施による実態把握

施策 19

騒音・振動・悪臭対策

現状

福津市内の主要道路の交通量はやや減少傾向にあり[出典：平成 25 年度環境白書]、平成 22 年度(2010 年度)以降の自動車騒音の測定結果は騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度※(昼間 80dB 夜間 70dB)を下回っています。公害防止法令などに基づく特定施設は、平成 26 年(2014 年)3 月末現在、騒音規制法関連 72 施設、振動規制法関連 27 施設、福岡県公害防止条例関連 29 施設で、産業公害の発生源となるような施設は今のところありません。

ただ、日常生活の中で、近隣の住宅建設などの工事に関する騒音や、生活排水、家畜の飼育、アオサの漂着などについて悪臭の苦情は寄せられています。

表 6-2 自動車交通量調査結果(二輪を含む)

道路名		平成21年	22	23	24	25
国道3号	昼間	492	495	471	490	501
	夜間	159	120	115	134	113
国道495号	昼間	251	216	212	209	218
	夜間	50	44	40	38	37
県道飯塚・福間線	昼間	117	124	109	109	96
	夜間	33	19	20	19	15
県道玄海田島福間線	昼間	125	132	131	137	143
	夜間	24	25	24	24	23

(単位：台)

※ 上下車線を合わせた、10 分間の平均交通量。昼間は 6：00～22：00、夜間は 22：00～6：00

[出典：平成 25 年度環境白書]

表 6-3 自動車騒音測定結果

道路名		平成21年	22	23	24	25
国道3号	昼間	74	72	69	72	69
	夜間	72	69	65	69	65
国道495号	昼間	71	71	66	71	66
	夜間	66	66	61	66	61
県道飯塚・福間線	昼間	72	70	66	70	66
	夜間	58	65	60	65	60
県道玄海田島福間線	昼間	71	68	66	68	66
	夜間	65	61	60	61	60

(単位：dB)

[出典：平成 25 年度環境白書]

取り組みの方向性

- 自動車騒音については、近年は要請限度を下回っていますが、今後さらなる数値低下への取り組みを行っていく必要があります。
- 現在は、産業公害の発生源となるような施設はありませんが、今後とも適切な監視を行っていく必要があります。
- 日常生活における騒音などが発生しないように指導、啓発していく必要があります。

求められる取り組み

福津市の騒音・振動・悪臭対策のためには、各主体がそれぞれの立場から日々の活動の中で、求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- 生活の中で発生する環境負荷※の抑制（例：エンジン音、生ごみ処理、生活雑排水への配慮など）
- 行政が行う環境調査への協力

事業者

- 「福津市環境創造条例」をはじめ、騒音規制法、悪臭防止法など、関係法令を遵守した事業活動の実施

教育・研究機関

- 機関敷地内で発生する環境負荷の抑制
- イベントなどで騒音・振動・悪臭が止むを得ず発生する場合、その影響の抑制及び、周辺住民への理解の呼びかけ

□市の取り組み

市

- 「福津市環境創造条例」に基づいた、騒音・振動・悪臭に関する適切な監視
- 自動車交通に関する継続した調査の実施、実態把握
- 日常生活の中の騒音・振動・悪臭の低減に関する指導、啓発

施策 20**大気の保全****現状**

大気環境の状況は、二酸化硫黄や二酸化窒素などの濃度については、環境基準以下ですが、光化学オキシダント※は環境基準を超える時があります。また、野焼きや自家焼却のクレームも年間数件ありますが、法律で認められている田畠などの野焼きもあるので、正しい指導と啓発が必要です。

取り組みの方向性

- 環境基準を超えていいる光化学オキシダントに対して、市のホームページや放送などで注意喚起を行っていますが、これを維持する必要があります。
- 野焼きに対する正しい知識を周知徹底する必要があります。

求められる取り組み

大気の保全のためには、各主体がそれぞれの立場から日々の活動の中で、求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、事業者、教育・研究機関の努力目標**市民**

- 生活の中で発生する環境負荷の抑制（例：停車時のアイドリングストップ、違法な野焼きをしないなど）
- 行政が行う大気調査などへの協力

事業者

- 「福津市環境創造条例」をはじめ、大気汚染防止法など、関係法令を遵守した事業活動の実施

教育・研究機関

- 機関敷地内で発生する環境負荷の抑制（例：停車時のアイドリングストップ、違法な野焼きをしないなど）

□市の取り組み

市

- 大気汚染状況などの継続的な調査結果の収集、実態把握
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に則った、違法な野焼きや自家焼却の禁止の指導や啓発活動の実施
- 大気汚染物質の排出量が少ない低燃費・低排出ガス認定車やハイブリッド車など、環境に配慮した自動車の利用に関する啓発活動の実施
- 環境基準を超えている光化学オキシダントに対して、市のホームページや放送などで注意喚起の継続的な実施

7章

環境教育・環境保全活動と共に働くのしくみづくり ～環境を守るための地域共働のしくみをつくる～

1. 環境を守るための取り組みの推進
2. 地域共働のしくみづくり

7章 環境教育・環境保全活動と共働のしくみづくり ～環境を守るために地域共働のしくみをつくる～

基本方針

地域固有の歴史、文化、自然を守るために環境づくりを実現していくためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、環境について考え、行動していくことが重要です。そのためには、子どもから大人までのあらゆる世代の人々が、共に環境について学び、考え、創造していく機会を提供し、環境を守るために取り組みを推進していくことが必要です。また、持続可能な環境保全活動を実現していくためには、各々の地域で市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市などが情報を共有し、連携しながら活動していくことが重要です。これらの実現に向けて、福津市では市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市などがともに取り組んでいくためのしくみづくりを進めます。

基本となる施策

施策 21	環境教育・環境学習の機会の充実
施策 22	環境保全活動の支援
施策 23	自然と親しむ環境づくり
施策 24	人を育てる環境づくり
施策 25	人的ネットワークの構築
施策 26	共働の拠点づくり
施策 27	多世代の人々の交流の場の提供

1. 環境を守るために取り組みの推進

施策 21 環境教育・学習機会の充実

現状

福津市では郷育カレッジの講座や環境フォーラムなど環境学習及び自然体験プログラムが多く開催され、プログラム数は、年々増加しています。これは、福津暮らしの旅の開設や郷育カレッジの講座、親子野外活動支援事業及びまちづくり講座出前編など、環境学習プログラムが増加しているためです。また、干潟みまもり隊と共に働いて自然観察会を実施したり、郷育推進課、地域振興課、うみがめ課及び市民団体などと連携し、小・中学生を対象に、福津市をテーマに自由研究を行うイベントを実施しています。



図 7-1 親子野外活動支援事業の様子

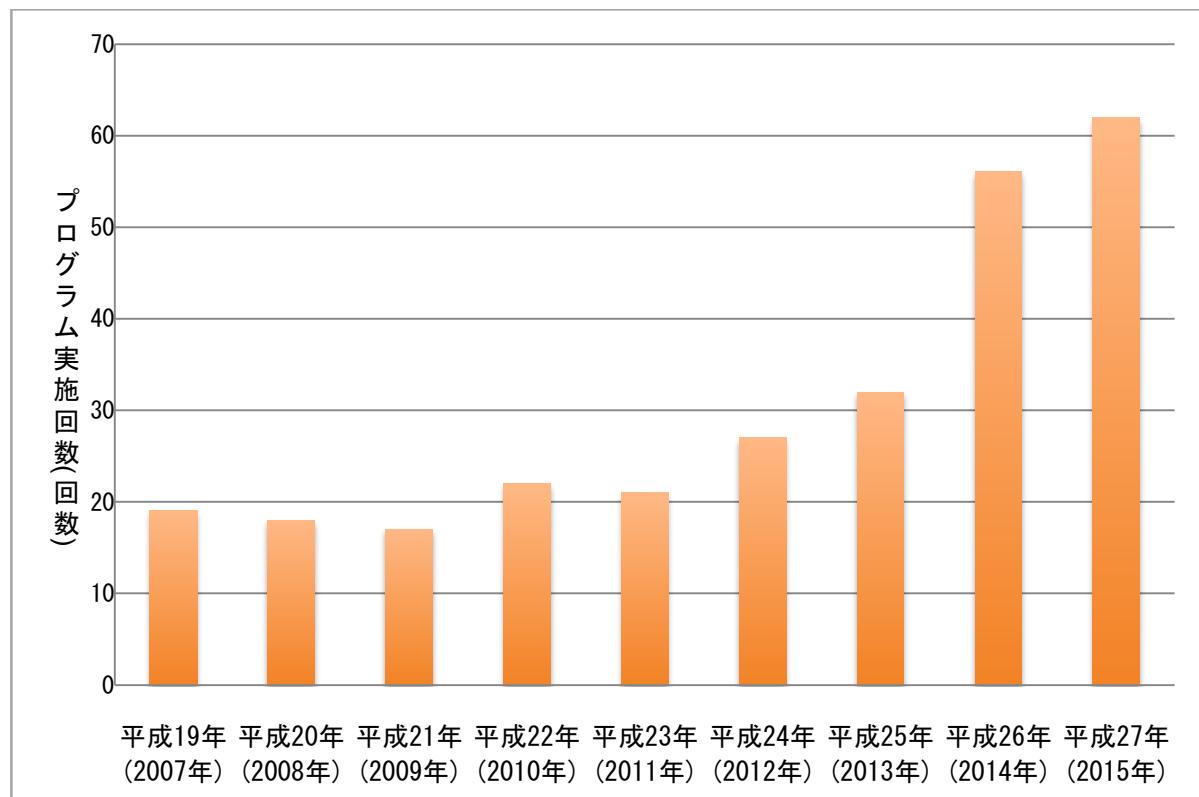


図7-2 福津市内の自然体験プログラム実施回数(回数)

[出典：福津市うみがめ課調べ]

表7-1 福津市内の自然体験プログラム実施回数(回数)

	平成 19年 (2007年)	平成 20年 (2008年)	平成 21年 (2009年)	平成 22年 (2010年)	平成 23年 (2011年)	平成 24年 (2012年)	平成 25年 (2013年)	平成 26年 (2014年)	平成 27年 (2015年)
環境フォーラム	1	1	1	1	1	1	1	1	1
郷育カレッジの講座	10	11	10	14	14	12	10	23	25
福津暮らしの旅	-	-	-	-	-	6	12	22	26
津屋崎小環境教育プログラム	2	0	1	3	3	3	3	4	4
福間小環境教育プログラム	6	6	5	4	3	5	6	6	6
合計	19	18	17	22	21	27	32	56	62

[出典：福津市うみがめ課調べ]

これらの環境学習に関するイベントの開催によって、環境学習機会への参加者数が年々増加しています。また、津屋崎小学校、福間小学校、福間南小学校、福間中学校で総合的な学習の時間を利用し、自然環境を活用して環境学習を実施していますが、教育現場では、福津市の環境に関する知識が少ないとことから、継続的な環境学習の実施が困難な状況にあります（アンケート調査結果より）。このため、環境学習の実施において、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市などの連携体制を確立して、継続的に環境学習が実施できるようにする必要があります。

取り組みの方向性

- 福津市内の環境学習プログラムに関する認知度は低いため、手軽に情報を入手できるツールを使って、プログラム実施に関する情報提供を行う必要があります。
- 定期的に教育機関に環境学習の指導者の紹介やまちづくり出前講座編などの環境学習実施に関する情報提供を行う必要があります。
- 各主体の共働による環境教育・学習のプログラムの実施について検討する必要があります。
- 多様な年齢層に対応した環境学習プログラムについて検討する必要があります。



図 7-3 福津市内の自然体験プログラム(左：福津暮らしの旅 右：郷育カレッジの講座)

求められる取り組み

福津市の環境教育・学習機会の充実のためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- 福津市内の環境教育・自然体験プログラムへの参加
- 一人ひとりが環境に目を向けた環境学習の実施

市民団体

- 福津市内の環境教育・自然体験プログラムの実施への協力
- 教育機関や市と連携した環境学習・自然体験プログラムの推進

業者

- 市のサポートによる地域や教育機関との連携など、学校教育内での環境教育への協力

教育・研究機関

- 福津市内の環境学習プログラムの活用、環境学習の実施
- 環境学習の実施状況に関する、市への報告
- 環境学習での取り組みの地域への発信、情報提供の実施

□市の取り組み**市**

- 福津市の豊かな環境を活用した環境教育・学習機会の推進
- SNSなど誰でも情報を入手できるツールを利用した、まちづくり講座出前編などの環境学習実施に関する情報の提供
- 教育機関で出前講座などの積極的な実施、教育機関に対する環境学習実施の支援

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
環境学習会機会参加者数	のべ 5,366 人 (平成 27 年度)	のべ 10,000 人 (平成 38 年度)

施策 22**環境保全活動の支援****現状**

福津市では平成 26 年度(2014 年度)より、市民団体間の情報共有の場として「北部九州地域環境シンポジウム(以下「シンポジウム」という。)」を開催しています。また、市民に向けて郷育力レッジの講座で自然学習会や干潟みまもり隊、里山みまもり隊への参加を呼びかけています。さらに、干潟みまもり隊と共に実施している自然観察会や高校生などと共に実施するイベントなどへの参加案内を行っています。しかし、



図 7-4 北部九州地域環境シンポジウム

環境保全活動を行っている市民団体の運営資金や活動人員は、不足しています。

取り組みの方向性

- 環境保全活動に関する補助金制度の情報を集約し、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市などに向けて情報を提供していくシステムが必要です
- 情報提供ツールとして、市のホームページを利用して、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市などに向けて情報を公開し、手軽に様々な情報を入手できるようなシステムの構築についても検討する必要があります
- 環境保全に取り組む市民団体が、各々の取り組みについて情報を共有していく必要があります
- 市民や事業者が環境保全活動に積極的に参加できるようなしくみについて、検討する必要があります

求められる取り組み

福津市の環境保全活動を支援するためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- 各地域で環境保全活動の実施に関する情報の提供、環境保全活動への参加
- 環境に関する学習機会への参加による、環境への正しい理解及び環境保全活動への参加

市民団体

- 環境教育の一環として地域の教育機関との連携による環境保全活動の実施
- 実施している環境保全活動に関する情報の発信

事業者

- 環境保全活動への積極的な参加、市民団体の活動の支援
- 地域の環境保全活動への参加
- 環境に関する学習機会への参加による、環境への正しい理解及び環境保全活動への参加

教育・研究機関

- 市内の環境保全活動への参加及び協力
- 環境保全活動に関わる専門的な知識の情報の提供

□市の取り組み

市

- 補助金制度に関する情報の提供など、環境保全活動の支援
- 福津市内で環境保全活動を行っている団体の情報共有の場の設置
- 市民、市民団体、事業者、教育・研究機関を対象とした環境に関する学習機会の提供

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
環境保全の取り組みへの参加機会に満足している市民の割合	18.2% (平成27年度)	30.0% (平成38年度)
環境保全の取り組みへ参加・協力している市民の割合	48.9% (平成27年度)	60.0% (平成38年度)

施策 23 自然と親しむ環境づくり

現状

西郷川リバース計画に基づき、平成25年度に集いの駅や上西郷川を整備しました。また、平成26年度(2014年度)までに昭和公園、新浜山公園、向山第2公園の3つの公園を公園リフレッシュ事業※で整備しました。この事業では、市民との共働でワークショップを行い、市民の意向をより多く取り入れた地域に親しまれる公園に生まれ変わりました。

また、新原・奴山古墳群などの歴史的資源や勝浦田園などの自然を拠点として結び、広範囲の地域を散策し、福津市の豊かさを感じられるルートマップを作成して啓発する必要があります。

さらに、福間海岸や西郷川、宮地嶽神社周辺の山などの自然環境は子どもたちにとって重要な遊び場となっていることがわかりました(アンケート調査結果より)。この他にも、子どもたちにとって重要な自然体験の場として恋の浦や在自山、大峰山など多くの場所が挙がっています(図7-6)が、これらの自然環境は竹の繁茂や海岸漂着物の影響により、子どもたちの遊び場にも影響を及ぼしています。



図7-5 上西郷川



図 7-6 子どもたちが遊んでいる自然環境

[出典：九州工業大学環境デザイン研究室が作成]

取り組みの方向性

- これらの自然環境について、子どもたちの遊び場として継続して利用できるようにする必要があります。
- 新原・奴山古墳群などの歴史的拠点を結んだ散策ルートマップを作成して広めていく必要があります。

求められる取り組み

福津市の自然と親しむ環境づくりのためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- 子どもたちが自然と親しむことができる環境づくりの実施
- 大峰山や津屋崎干潟、宮地嶽遊歩道、西郷川など、グリーンツーリズム※やエコツーリズム※を考慮した環境づくりに関する活動への参加
- 新原・奴山古墳群などの歴史的拠点を結んだ散策ルートの活用

市民団体

- 環境保全活動を実施している場所の観光資源としての活用
- 大峰山や津屋崎干潟、宮地嶽遊歩道、西郷川など、グリーンツーリズムやエコツーリズムを考慮した環境づくりに関する活動への参加

教育・研究機関

- 大峰山や津屋崎干潟、宮地嶽遊歩道、西郷川など、グリーンツーリズムやエコツーリズムを考慮した環境づくりに関する活動への参加
- 環境学習の実施において自然と親しめる場所の活用

□市の取り組み

市

- 大峰山や津屋崎干潟、宮地嶽遊歩道、西郷川など、グリーンツーリズムやエコツーリズムを考慮した環境づくりの実施
- 新原・奴山古墳群などの歴史的拠点を結んだ散策ルートマップの作成、周知

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
歴史拠点を結んだ散策ルートマップの作成	なし (平成28年度)	作成 (平成38年度)

施策 24

人を育てる環境づくり

現状

福津市では、津屋崎干潟や西郷川、海岸松林をはじめ、様々な場所で市民団体が環境保全活動に取り組んでいます。特に、福間地域郷づくり推進協議会では、福間中学校と連携し、松林内の鳥の巣箱設置や清掃活動などに取り組むような市内の教育機関と連携しながら、環境保全に取り組む団体も増えてきています。また、福岡県立水産高など学校では、大峰山において竹林管理活動を行い、伐採した竹を有効活用した竹炭せっけんやイカの竹漁礁※づくりを行っています。

郷育カレッジでは、環境分野を専門としている方を講師としてレクチャーいただいている。また、小・中学校におけるコミュニティスクール事業※や市民団体などと連携し、郷育カレッジの講座やまちづくり講座出前編の充実を図り、学校の求める内容の授業となるように郷育カレッジの講師と事前に打ち合せを行い、外部講師として小・中学校などに派遣し、総合的な学習などの支援を行っています。



図 7-7 平成 28 年度(2016 年度)福津市まちづくり講座出前編メニュー表

取り組みの方向性

- 福津市内の市民団体において次世代を担う人材の育成を行う必要があります。
 - 環境保全活動において、幅広い年齢層の方々に対して参加を促していく必要があります。
 - 環境保全活動に参加するきっかけづくりを行う必要があります。
 - 環境学習の指導者育成に向けて教育関係者を対象とした研修会を実施していく必要があります。
 - まちづくり講座出前編など積極的に行われている取り組みが活用できるしくみづくりを検討する必要があります。

求められる取り組み

福津市の人を育てる環境づくりのためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- 福津市内の環境保全活動への参加

- 環境に関するまちづくり講座出前編への参加、環境に関する正しい理解

市民団体

- まちづくり講座出前編や郷育カレッジの講座を活用した、環境保全活動に関するプログラムの実施、幅広い年齢層の方々の参加の推進

- 環境保全活動に取り組む次世代の人材の育成

事業者

- 福津市内の環境保全活動への参加

- 環境に関するまちづくり講座出前編への参加、環境に関する正しい理解

教育・研究機関

- 福津市内の環境保全活動への参加

- 福津市内の環境学習・自然体験プログラムへの参加

- 環境教育プログラムや環境保全活動などの指導者を育成するための講座への参加

□市の取り組み

市

- 様々な世代のニーズに対応したツールを活用した福津市内の環境学習プログラム、環境保全活動に関する情報の提供

- まちづくり講座出前編を活用した、環境教育プログラムや環境保全活動などの指導者の育成のための講座の開講

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
まちづくり講座出前編の環境関連の講座数	7 個 (平成 27 年度)	10 個 (平成 38 年度)

2. 地域共働のしくみづくり

福津市では、各郷づくり推進協議会や市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市などが、環境保全活動を自主的・積極的に取り組んでいます。環境保全に関わる活動は、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市など、多様な主体が共働で取り組むことにより大きな効果が生まれています。

施策 25 人的ネットワークの構築

現状

福津市では、様々な市民団体が活動を行っており、1次計画からの取り組みにより、市のイベントなどへ参加する市民団体は増えましたが、まだ十分とは言えません。

2次計画を策定するにあたり、市民の意見をより多く取り入れていくために、平成26年度よりシンポジウムを試行で開催してきました。このシンポジウムは、環境づくりについて皆で考えていくためだけでなく、「人と人とのつながり」を広げていくことを目的として開催しています。



図 7-8 シンポジウム開催の様子

取り組みの方向性

- 市民団体が実施している環境保全活動への参加人数は少なく、参加者は高齢化しています。若い世代の方々が積極的に環境保全活動に参加できるようにする必要があります。
- 市民や市民団体などの情報共有の場が不足しているため、情報共有の場をつくる必要があります。このため、シンポジウムのような福津市の環境について、多世代が一緒にになって考えるしくみを継続して広げていく必要があります。
- 環境保全活動に参加しやすいきっかけをつくる必要があります。

求められる取り組み

福津市の環境保全活動を推進していくための人的ネットワークの構築のためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- シンポジウムや環境保全活動への参加
- 市と連携によるシンポジウムの運営
- 環境に配慮した行動

市民団体

- シンポジウムや環境保全活動への参加
- 市との連携によるシンポジウムの運営

事業者

- シンポジウムや環境保全活動の運営の支援

教育・研究機関

- シンポジウムや環境保全活動への参加
- 市との連携によるシンポジウムの運営

□市の取り組み**市**

- シンポジウムのような、情報提供の場の継続的な実施
- 市民団体間での情報共有の推進
- シンポジウムや、市内の環境保全活動に関する情報の提供

取り組み達成への目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
シンポジウムの開催	なし (平成 28 年度)	1年に1回 (平成 38 年度)

施策 26**共働の拠点づくり****現状**

福津市には、多くの市民団体が様々な活動拠点を利用してボランティア活動を行っていますが、多くの市民団体が共働して利用する拠点が少ないという問題があるため、市民団体間が情報を共有しての連携が取りづらい現状があります。

取り組みの方向性

- 全ての市民団体が共働して活動を行っていくために、市内に共働の拠点となる場所を検討します。
- 市民団体のボランティア活動について、共働の拠点となる場所での情報発信に努めます。

求められる取り組み

福津市の環境保全活動の推進していくための共働の拠点づくりのためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- 共働の拠点を活用した環境保全活動などのボランティア活動への参加

市民団体

- 共働の拠点を活用した情報の発信

教育・研究機関

- 環境学習などの環境保全活動の実施における共働の拠点の活用

□市の取り組み

市

- 市民団体などと連携による共働の拠点を活用した環境保全活動の支援

施策 27 多世代の人々の交流の場の提供

現状

福津市には、郷育カレッジの講座や暮らしの旅など、多くの福津市の自然を体験できる多くのプログラムが実施されていますが、一部の方にしか知られていません。また、市民団体による様々な環境保全活動も多く実施されていますが、活動人員の不足や参加者の高齢化などの問題があります。



図 7-9 暮らしの旅開催の様子

取り組みの方向性

- 福津市の自然を体験できるプログラムや活動を広く知ってもらうために、多世代の人々の交流の場を作る必要があります。
- 福津市の自然を体験できるプログラムへ多世代の人々の参加を促すしくみをつくる必要があります。

求められる取り組み

福津市の環境保全活動や自然体験プログラムの中で、多世代の人々が交流するためには、各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

□市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民

- 自然体験プログラムへの参加

市民団体

- 自然体験プログラムへの参加
- 自然体験プログラムの情報発信の支援

事業者

- 自然体験プログラム運営の支援

教育・研究機関

- 自然体験プログラムへの参加
- 自然体験プログラム運営の支援

□市の取り組み

市

- 市民団体による環境保全活動の情報の発信
- 福津暮らしの旅や郷育カレッジの講座のPR活動による参加の促進

取り組み達成状況の目標値

計画指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)
福津暮らしの旅及び郷育カレッジの講座参加者数	のべ 3,086 人 (平成 27 年度)	のべ 4,500 人 (平成 38 年度)

8章

守り、育てていく環境

1. 環境保全・配慮方針
2. ゾーンごとの環境保全・配慮方針
3. 重点プロジェクト

8章 守り、育てていく環境

1. 環境保全・配慮方針

(1) 概要

福津市は海、山、川、ため池など豊かな自然環境や快適な生活環境に恵まれています。市民や市民団体、事業者、教育・研究機関、市が福津市内のこれらの重要な環境を認識し、守り育ててゆく必要があります。

本章では「めざす環境の姿」の実現に向けて、福津市の環境を『4つのゾーン』に分類して環境保全・配慮方針を示します。

(2) 対象事業

対象とする事業は、治水事業などの公共事業及び民間事業(小規模を含む)とします。対象事業については、事業を行う際に、自然再生・生態系に配慮します。

(3) 法規制対象範囲

国の法律により定められている自然公園法や森林法、鳥獣保護法および都市計画法や景観法に基づいた福津市の法規制対象範囲を図8-1に示しています。また、福津市内で指定されている法令及びその指定地域、面積について表8-1に示しています。

表8-1 法令及び指定地域と面積

法令	指定地域		面積(ha)	
自然公園法	国定公園*	普通地域	1,642.6	
		第1種特別地域*	156.7	
		第2種特別地域	192.4	
		第3種特別地域	122.9	
森林法	保安林		266.3	
	地域森林計画対象民有林		1,299.5	
鳥獣保護法	鳥獣保護区*		59.9	
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域		3,413.3	
	農用地区域		1,618.4	
景観法及び福津市景観条例	景観重点区域	津屋崎千軒区域	32.6	
		新原・奴山古墳群眺望区域	1,848.9	
法令により指定されている面積(合計一重複面積)			5,885.6	
陸域のみ			4,197.7	
海域のみ			1,687.8	



図 8-1 福津市法規制対象範囲

2. ゾーンごとの環境保全・配慮方針

指定されている法規制対象範囲を考慮して、「4つのゾーン」を設定しました。

①環境保全ゾーン

環境保全ゾーンは、希少な動植物が生息・生育する重要な地域であるため、特に保全すべき地域として、豊かな自然環境や生物多様性の保全を目指します。

- 希少動植物及び豊かな自然環境を一体的に保全します。
- ウミガメ保護条例や景観条例など環境保全に配慮した法規制により、自然環境を保全します。

〈重点環境保全対象地〉

大峰山、在自山、海岸松林(勝浦、津屋崎、宮司、福間)、新原・奴山古墳群
津屋崎干潟、勝浦海岸、白石浜、津屋崎浜、宮地浜、福間海岸、本木山、許斐山など

②環境再生ゾーン

環境再生ゾーンは、自然環境が悪化している恐れのある地域であるため、適正な維持管理により、本来の自然環境への再生を目指します。

- 環境再生ゾーンを定めるための環境再生計画を検討します。
- 市民・市民団体・事業者・市などとの共働により、維持管理に努めます。

〈重点環境再生対象地〉

大峰山、在自山、海岸松林(勝浦、津屋崎、宮司、福間)、津屋崎干潟 など

③環境活用ゾーン

環境活用ゾーンは、文化財や観光資源、自然環境によって構成されている地域であるため、大切な地域資源として保全・活用を目指します。

- 各地域の環境を地域資源としてつなぐエコロジカルネットワーク※を検討します。
- 今後、人の利用が増える可能性があるため、周辺の環境を含め保全するように努めます。
- 定期的に環境調査を行い、環境の改変などを防ぎます。

〈重点環境活用対象地〉

西郷川、津屋崎千軒、畠町宿、新原・奴山古墳群、宮地嶽神社周辺

④開発抑制ゾーン

開発抑制ゾーンは、大規模な不法投棄などにより、環境が改変している地域であるため、開発を抑制し環境保全を進めます。

- 自然環境の評価を行い、環境の改変を防ぎます。
- 環境基本条例や環境創造条例などの関連条例にもとづき、環境を保全します。

〈開発抑制対象地〉

舍利蔵 字師匠田

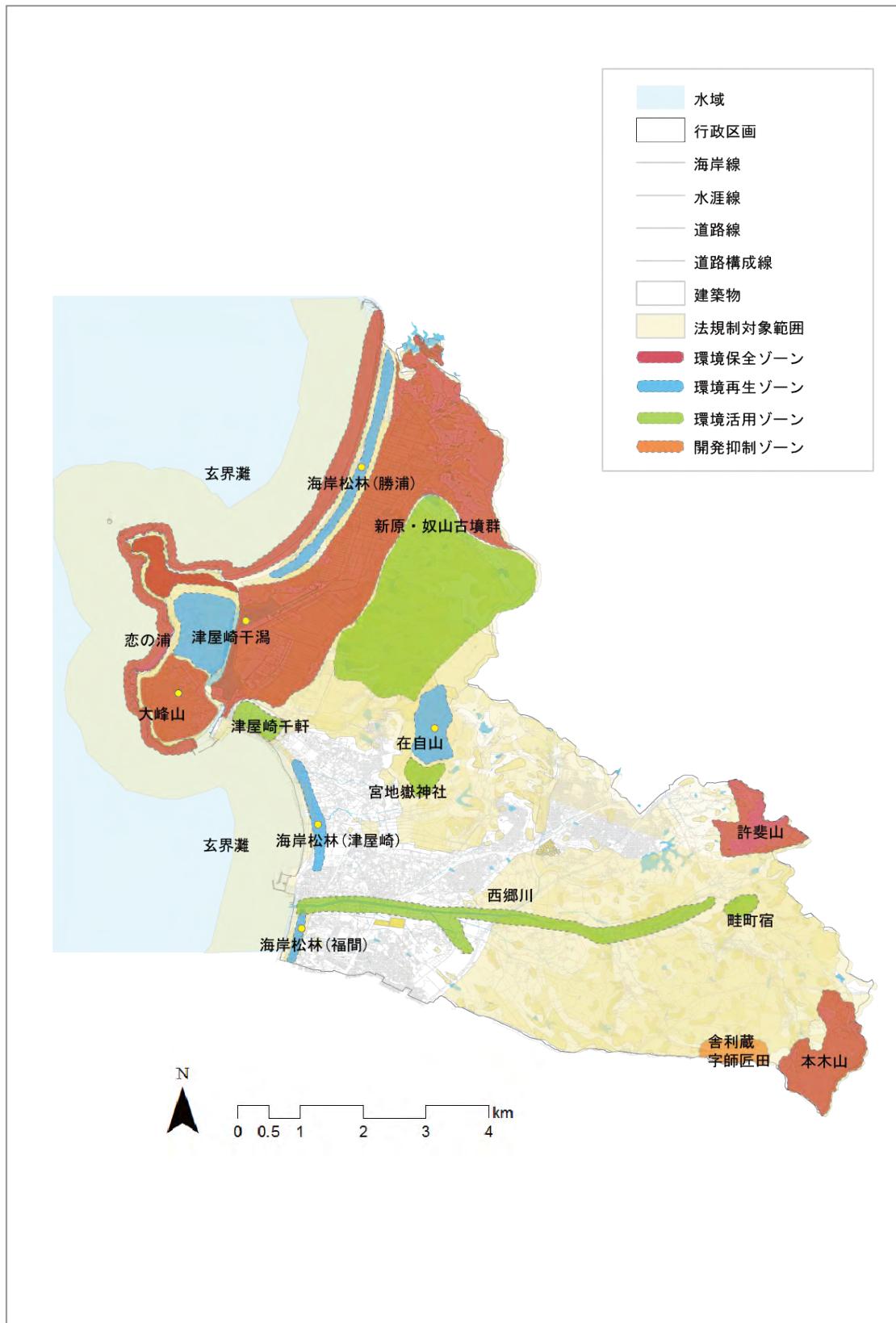


図 8-2 ゾーンごとの環境保全・配慮方針

3. 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトとは

「暮らしと自然が織りなすまち“ふくつ”」を実現するために、4つの基本目標において特に優先して取り組むべき施策を重点プロジェクトとして位置付けます。

プロジェクト1 生物多様性ふくつプランの実行

プロジェクト2 環境を守り育てる行動計画

プロジェクト3 ふくつの風土を取り入れた生活環境の形成

プロジェクト4 ふくつ環境トラストの構築

(2) 各重点プロジェクトの概要

プロジェクト1 生物多様性ふくつプランの実行

福津市には、海や干潟をはじめとする多様で豊かな自然環境があり、豊かな自然環境を生息地とする多様な生物が生息しています。その中には、カブトガニやアカウミガメなどの希少な生物が計269種も確認されています。このような豊かな自然環境や多様な生物たちは、私たちに生態系サービス※として、多くの恵みを与えてくれています。生態系サービスは、私たちの生活の基盤となっており、身近なところでは、私たちの食も数多くある生態系サービスの一つです。この生態系サービスを持続的に享受していくためには、生物多様性を保全することが必要です。そこで、福津市の地域生態系や生物の多様性を守るために、「生物多様性ふくつプラン—福津市生物多様性地域戦略—」を策定しました。これからは、このプランを計画的に実行し、福津市の生物多様性を保全します。

プロジェクト2 環境を守り育てる行動計画

福津市をいつまでも住みよいまち、住み続けたいまちとして継続していくためには、市民や市民団体、事業者、教育・研究機関、市などが共働して様々な環境づくりの活動を続けていく必要があります。そのためには、私たち一人ひとりが環境に目を向け、できることから少しづつ取り組むことが重要です。そこで、環境に優しい行動計画を私たち一人ひとりができる範囲で実行し、福津市の環境を守り育てる行動に取り組んでいく必要があります。



具体的な行動計画(取り組み)

- ① 生ごみを活用してコンポストを作りましょう。
▶ ごみの減量につながります。(施策8)
- ② エアコンの設定温度の管理など省エネルギー行動に努めましょう。
▶ 省エネルギー対策につながります。(施策4)
- ③ 緑のカーテンづくりや草木の植育など、個人レベルでの緑化に取り組みましょう。
▶ 緑の創出につながります。(施策11)
- ④ ペットの適正な飼育に努めましょう。
▶ 生物多様性保全やペットの適正な飼育と管理につながります。(施策1, 15)
- ⑤ 地元でとれたものを食べましょう。
▶ 豊かな自然環境の保全・再生につながります。(施策1, 2)
- ⑥ 豊かな環境を守るため、地域の環境保全活動に参加しましょう。
▶ 豊かな環境を守り育てるこにつながります。(施策2, 21, 22, 23, 24)

プロジェクト3 ふくつの風土を取り入れた生活環境の形成

福津市には、ユネスコ世界文化遺産国内推薦候補である国指定史跡の新原・奴山古墳群や、江戸時代に塩田の積出港として繁栄した津屋崎千軒、江戸時代に唐津藩、福岡藩の藩主が参勤交代で通っていた唐津街道の畠町宿など歴史深い環境が数多くあります。また、津屋崎祇園山笠やよっちゃん祭など地域で親しまれているお祭りやイベントなども数多く開催されています。このように福津市ならではの風土として育まれてきた文化や環境は貴重であり、これを未来へつなぐことが重要です。しかし、人々をとりまく生活環境は日々変化しています。福津市ならではの環境を守り育していくためには、福津市の特徴ある文化や環境を取り入れた生活環境の形成に取り組む必要があります。そこで、私たち一人ひとりが地域の生活環境について考え、行動に取り組んでいくことを目指します。

プロジェクト4 ふくつ環境トラストの構築

福津市では様々な主体がそれぞれの立場から環境を守る取り組みを行っています。福津市により良い環境づくりのためには、各主体間のつながりを強め、それぞれの取り組みを進めながらも、福津市が目指す環境のビジョンを共有する必要があります。そこで、平成26年度(2014年度)より、福津市うみがめ課と九州工業大学環境デザイン研究室、福岡県立光陵高校、福岡県立水産高校は、北部九州地域環境シンポジウムを開催し、それぞれの活動団体間のつながりを深める活動をスタートしました。このシンポジウムでは、高校や大学、様々な市民団体が、それぞれの取り組みについて発表し、福津市の環境を守る取り組みの情報交換や意見共有を行ってきました。このシンポジウムでのつながりを基礎として、新たな福津市の環境を守り育てるための活動を行う団体間のつながりの輪を「ふくつ環境トラスト」として、構築します。

「ふくつ環境トラスト」によって、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市がつながりを保ち、共に助け合い、共働の輪が広がることで、大峰山や西郷川、松林など福津市内の様々な環境の保全活動を、効果的かつ継続的に進めることができます。



図8-3 ふくつ環境トラストのしくみ

9章

計画を推進していくしくみ

1. 推進のしくみ
2. 推進のためのマネジメント

9章 計画を推進していくしくみ

1. 推進のしくみ

計画の推進にあたっては、下記のような体制で進めていきますが、ふくつ環境トラストの関係者たちが連携をしながら推進していくことが最も重要です。

(1) 環境審議会

「福津市環境基本条例」第18条に規定する環境審議会において、環境基本計画の推進評価、改善などに関する提言などを行い、環境基本計画の総合的な点検を行います。

(2) 共働による推進体制

重点プロジェクトを継続的に取り組むために、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関などで構成した重点プロジェクトを推進するための組織を編成し、取り組みを定着するための進行管理や啓発を行います。

■環境基本計画の推進のしくみ

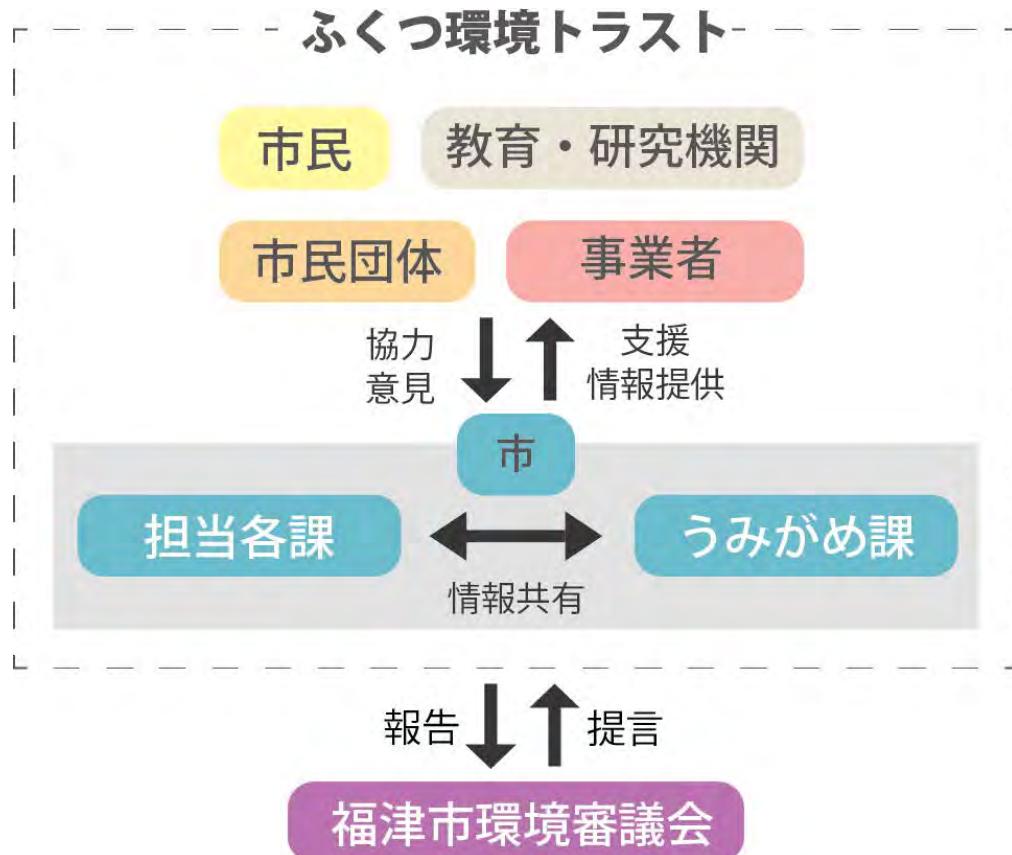


図 9-1 計画推進のしくみ

2. 推進のためのマネジメント

計画の推進にあたっては、計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、見直し(Action)という一連の手続きを管理する進行管理システムを構築し、継続的な改善を図りながら進めています。

①計画(Plan)

この環境基本計画により、福津市がめざす環境の姿や基本目標、各主体の果たすべき役割、達成すべき数値目標を明らかにします。また、「暮らしと自然が織りなすまち“ふくつ”」を実現するために必要で、優先して取り組むべき施策を「重点プロジェクト」として設定します。

② 実施(Do)

環境基本計画で定めた取り組み等の実施にあたっては、市民や市民団体、事業者、教育・研究機関、市が互いに参加、協力しながら実施していきます。

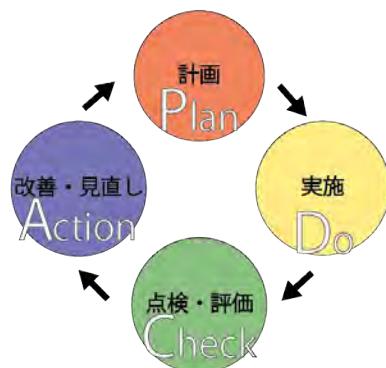


図9-2 進行管理システム



図9-3 取り組みの体制

③ 点検(Check)

各主体がそれぞれで、環境ルーブリック(仮称)^{*}を用いて計画に掲げた取り組みの進捗状況や、目標の達成状況の把握に努めます。その際に、順応的マネジメントを用いて、「点検(Check)」の内容を効果的に「見直し(Action)」へつなぎます。

順応的マネジメント

順応的マネジメントとは、プロセスのなかで変化が予想されるプロジェクトにおいて、継続的な見直しとフィードバックによって、その変化に対応するための考え方です。順応的マネジメントを採用することで、人、自然、文化などのつながりの中で、絶えず変化する福津市の環境の実態を正確に捉えながら、計画を推進することができます。

④ 見直し(Action)

点検で用いた環境ルーブリック(仮称)に基づき、計画の取り組みの見直しや検討を行います。また、各主体からの意見、提案を検討し、改善していきます。

第2部

生物多様性ふくつプラン —福津市生物多様性地域戦略—

1 章

生物多様性ふくつプランの策定の背景と概要

1. 生物多様性ふくつプランの概要
2. 生物多様性の豊かなまちを目指して
3. 生物多様性とは
4. 生物多様性と生態系サービス
5. 生物多様性の危機と愛知目標

1章 生物多様性ふくつプランの策定の背景と概要

1. 生物多様性ふくつプランの概要

(1) 本プランの位置付け

本プランは、福津市環境基本条例第8条の規定に基づく「第2次福津市環境基本計画」の基本目標である「自然とともに生きる」「地球温暖化を緩和する」「環境教育・環境保全活動と共に働くしくみづくり」を具体化する上で、基本的な考え方となる生物多様性保全に係る方針や、手法を定めた指針として位置付けます。

本プランでは、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市を対象に、各主体の取り組みを示すとともに、各主体の共働による取り組みを推進します。

(2) 対象となる地域

本プランの対象とする地域は、福津市の生物多様性についての戦略であることから、基本的に福津市全域とします。

しかし、生き物の生息域は自治体で分かれるものではなく、県内全体で取り組んでいかなければならぬものもありますので、必要に応じて、福津市周辺の自治体や県と連携して取り組んでいきます。

(3) 計画期間

本プランを進める期間は、2次計画と同じ平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)までの10年間です。なお長期目標としての期間を、平成22年(2010年)に開催された、生物多様性第10回締約国会議(生物多様性条約COP10)で採択された愛知目標の年次にあわせて、平成29年度(2017年度)から平成62年度(2050年度)までの34年間とします。また、本プランの中で、重点的に取り組む項目については、愛知目標の短期目標期間に合わせ、平成29年度(2017年度)から平成32年度(2020年度)までの4年間で取り組みます。今後、本プランの進捗状況や社会経済情勢、環境問題に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直します。

2. 生物多様性の豊かなまちを目指して

今、私たちの暮らしを支えてきた生物多様性が、世界中で急速に失われつつあります。未来の人々が、生物多様性の恵みを享受し、豊かな暮らしができるようにするためにには、身近な自然はもちろん、地球上のすべての生物多様性を未来に引き継ぐ必要があります。

そのためには、私たち一人ひとりが、生物多様性のことを正しく知り、みんなで協力し、持続可能な社会を構築するために行動していく必要があります。

3. 生物多様性とは

私たちが住んでいる地球は、約46億年前に誕生しました。地球上に原始生命体が誕生したのは約40億年前と考えられています。現在、地球上に存在する生き物は、知られているものだけで約175万種、知られていないものを含めると約3,000万種を超えるといわれており、約40億年の歴史を経て、さまざまな環境に適応し、進化してきたものです。そして、これらの生き物は、お互いにつながり、影響しあって生きています。生物多様性とは、生き物と環境とのつながりに違いがあること、生き物の種に違いがあること、それぞれの生き物に個性があることをいいます。これらの3つの違いのことをそれぞれ「生態系の多様性」、「種の多様性」、「種内(遺伝子)の多様性」と呼びます。

(1) 生態系の多様性

海、川、干潟、山といった自然環境や、気候や地形などの条件が異なることにより、それぞれの生息・生育環境に適応した様々な生物が相互に影響し合いながら、地域に固有の生態系を形成しています。

(2) 種の多様性

多くの種類の生き物が生息・生育していることをいいます。日本は、南北に細長く変化に富んだ地形であることや、四季の変化があることにより、世界的に見ても在来種※や固有種※が多く、種の多様性に富んだ国とされています。

(3) 種内(遺伝子)の多様性

同じ種類の生き物でも異なる遺伝子を持つことにより、形や色、生態など多様な個性があることをいいます。同じ種類だからといって、安易に他の地域に住んでいるものを放すと遺伝子の交雑が起こり、もともとその地域にあった遺伝子が失われてしまう可能性があります。



図 1-1 多様性の分類

4. 生物多様性と生態系サービス

私たちの暮らしは、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。身近なところでは、暮らしの基本である衣食住に欠かすことのできない空気や食料、水、衣類、住居、医薬品、祭りや郷土料理などの地域に根付いた文化などがあります。その他にも、森林が土砂の流出を防止するなど、自然災害による被害を軽減する調整機能もあります。これらの多くの恵みのことを「生態系サービス」と呼びます。この生態系サービスは、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つに分類されます。

区分	概要
供給サービス	水、野菜、魚介類、木材、繊維、医薬品など、私たちの日常生活に欠かせない様々な資源を供給してくれます。福津市では、玄界灘からの海の幸や里山の農作物などが供給サービスとなっています。
調整サービス	森林による土砂崩れの防止や被害の軽減、水質浄化、気候の安定化など、私たちの暮らしに安全や快適性をもたらします。福津市では、大峰山などの山々や松林などが調整サービスとなっています。
文化的サービス	地域の豊かな自然や景観が食文化やレクリエーションなどの楽しみをもたらし、私たちの生活に癒しや精神的な充実を与えてくれます。福津市では、津屋崎漁港の朝市や津屋崎祇園山笠などが文化的サービスとなっています。
基盤サービス	光合成による酸素の生成、土壤形成、物質循環、水循環などの機能が他のサービスや生物の生存を支えています。福津市では、許斐山や津屋崎干潟などが基盤サービスとなっています。

図 1-2 生態系サービスの分類

5. 生物多様性の危機と愛知目標

私たちは、生物多様性を基盤とする生態系から生態系サービスを受けて生活しています。しかし、現在、生物多様性は危機的状況にあると言われており、国際連合の生物多様性条約※事務局が作成した「地球規模生物多様性概況第4版※」では、現在のままの傾向が続くと、生物多様性に対する圧力は少なくとも平成32年(2020年)まで増大を続け、生物多様性の状況は悪化を続けると言われています。

世界的視点

国際自然保護連合(IUCN)のレッドリスト：2万種以上が絶滅の危険性

森林面積：平成12年(2000年)から平成22年(2010年)まで年間約5万km²減少

マングローブ林：昭和55年(1980年)から平成17年(2005年)までに世界のマングローブ林の約5分の1の3万6,000km²減少

出典：「生物多様性国家戦略※2012-2020」(環境省)

(1) 生物多様性の4つの危機

生物多様性の危機的状況、人間との関わりが直接的な原因である危機と、地球環境の変化による危機が、地球上の生物多様性に対して深刻な影響を与えつつあります。「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、これらの危機を4つに分類しています。

● 第1の危機(人間活動や開発による危機)

人間活動ないし開発により直接的にもたらす生物種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育環境の破壊です。いわゆる自然破壊がこれに当たります。

● 第2の危機(人間活動の縮小による危機)

里地里山など、自然に対する人間の継続的な一定の働きかけによって維持されてきた環境が、生活様式や産業構造の変化、高齢化の進行など社会・経済状況の変化にともなって変化し、その環境に依存していた種の生息・生育環境が失われることにより、自然資源の利用形態自体が失われ、生物多様性の低下を招いています。

● 第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機)

人間により持ち込まれたものによる生態系の搅乱です。オオクチバス(ブラックバス)やアライグマなど外来生物だけでなく、人間が作り出した化学物質などによる影響も含まれます。

● 第4の危機(地球環境の変化による危機)

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が平成26年(2014年)にまとめたIPCC評価報告書では、気候システムに温暖化が起こっており、温暖化の原因が人間活動による温室効果ガスの増加によるものであることをほぼ断定しています。

同報告書では、地球全体の平均気温の上昇が1.5~2.5°Cを超えた場合、これまでに評価対象となった動植物の種の約20~30%が、絶滅するリスクが高まり、4°C以上の上昇があった場合は、約40%以上の絶滅につながると予測しています。

(2) 生物多様性をめぐる世界と日本の動き

生物多様性を守る取り組みが世界的に取り上げられたのは、平成4年(1992年)に開催された「環境と開発に関する国際連合会議」(地球サミット)です。平成22年(2010年)には名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)が開催されました。この会議では、COP6(平成14年(2002年)にハーグで開催)で設定された「生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」とした「生物多様性条約戦略計画(2010年目標)」が達成できなかつことを受け、平成23年(2011年)以降の新たな世界目標として「生物多様性条約戦略計画2011-2020」(愛知目標)が採択されました。

表1-1 生物多様性をめぐる世界と日本の動き

年	世界	日本
平成4年 (1992年)	地球サミット(ブラジル・リオデジャネイロ)で、生物多様性条約採択	生物多様性条約署名
平成5年 (1993年)	生物多様性条約発効	生物多様性条約締結 環境基本法制定
平成7年 (1995年)	COP2(インドネシア・ジャカルタ)	生物多様性国家戦略策定
平成11年 (1999年)	締約国特別会議(コロンビア・カルタヘナ) カルタヘナ議定書討議	
平成12年 (2000年)	カルタヘナ議定書採択	
平成14年 (2002年)	COP6(オランダ・ハーグ) 生物多様性条約戦略計画(2010年目標)採択	自然再生推進法策定 新・生物多様性国家戦略策定
平成15年 (2003年)		カルタヘナ議定書締結
平成16年 (2004年)	COP7(マレーシア・クアラルンプール) 保護地域作業計画採択	外来生物法制定
平成17年 (2005年)	国連 ミレニアム生態系評価発表	
平成18年 (2006年)	COP8(ブラジル・クリチバ)	
平成19年 (2007年)		第三次生物多様性国家戦略策定
平成20年 (2008年)	COP9(ドイツ・ボン)	生物多様性基本法制定
平成21年 (2009年)		生物多様性民間参画ガイドライン 発表
平成22年 (2010年)	COP10(日本・名古屋)で愛知目標採択	生物多様性国家戦略2010策定
平成24年 (2012年)	COP11(インド・ハイデラバード)	生物多様性国家戦略2012-2020 策定
平成26年 (2014年)	COP12(韓国・ピョンチャン)	

(3) 愛知目標

愛知目標の趣旨は、「2050 年までに自然と共生する社会の創造をめざしながら、2020 年までに生物多様性の意味と価値をすべての人が理解し、社会の常識となり、生物多様性の損失を止め、回復力のある生態系を確保する」ということです。

愛知目標では、平成 32 年(2020 年)までに達成すべき 20 の目標が定められています。この目標のすべてが私たちの暮らしや仕事と少なからず関わりがあるため、私たち一人ひとりが考え、自ら行動し、この 20 の目標に向けて行動することが大切です。

■長期目標 (Vision) <2050 年>

- 「自然と共生する (Living in harmony with nature)」世界
- 「2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それにより生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■短期目標 (Mission) <2020 年>

- 生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。
- ◇これは 2020 年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

■個別目標 (Target) <2020 年>

- | | |
|---|---|
| 目標 1:人々が生物多様性の価値と行動を認識する。 | 目標 11:陸域の 17%、海域の 10%が保護地域等により保全される。 |
| 目標 2:生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組込まれる。 | 目標 12:絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。 |
| 目標 3:生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。 | 目標 13:作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。 |
| 目標 4:すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。 | 目標 14:自然の恵みが提供され、回復・保全される。 |
| 目標 5:森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。 | 目標 15:劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。 |
| 目標 6:水産資源が持続的に漁獲される。 | 目標 16:ABS に関する名古屋議定書が施行、運用される。 |
| 目標 7:農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。 | 目標 17:締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。 |
| 目標 8:汚染が有害でない水準まで抑えられる。 | 目標 18:伝統的知識が尊重され、主流化される。 |
| 目標 9:侵略的な外来種が制御され、根絶される。 | 目標 19:生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。 |
| 目標 10:サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。 | 目標 20:戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。 |

図 1-3 愛知目標

2章

生物多様性保全と持続可能な利用に向けて

1. 福津市の自然環境の特徴
2. 福津市の暮らしと文化
3. 森林の変遷
4. 福津市の環境
5. 生物多様性と福津の暮らし
6. 福津市で行われている生物多様性保全への取り組み
7. 福津市の生物多様性に関する現状と課題

2章 生物多様性保全と持続可能な利用に向けて

1. 福津市の自然環境の特徴

福津市は、海や川、山などの自然や里山、松林などとの生活により維持されてきた二次的自然など豊かな自然環境に恵まれています。

市の西側は、海側に低平地が開ける比較的緩やかな地形となっており、市のシンボルである砂浜や松林からなる長い海岸線が玄界灘に面しています。また、渡半島、津屋崎干潟は市独特の水と緑の景観となっており、津屋崎干潟は「希少な生物の楽園」として知られ、カブトガニや珍しい貝類などの希少種が存在するだけでなく、世界に約2,000羽しかいないといわれているクロツラヘラサギの越冬地にもなっています。

低平地の北側は広大な水田となっており、南側は市街地が形成されています。それらを囲むように、本木山をはじめとする標高100～300m前後の山々が、市の東部から北部へ連なっており、水源涵養※・土砂災害防止・生態系維持といった機能があります。また、これらの山々は、まちなかの多くの場所からその姿を望むことができるなど、景観の骨格を担っています。

福津市南部の西郷川は、源流から河口まですべて福津市内を流れています。上流には里山、中流には田園風景が広がり、下流には市街地があります。かつては生活排水によって川が汚染されていましたが、現在では公共下水道の整備や、「西郷川リバース基本計画」により年々美しさを取り戻しており、自然体験の場の一つとなっています。

このように、豊かな自然環境を持つ福津において、多様な生物の生息地を地域で守り、次世代へ引き継いでいく必要があります。

2. 福津市の暮らしと文化

(1) 歴史と文化

● 塩田と津屋崎の繁栄

江戸時代に入って、讃岐国津多浦（現：香川県東かがわ市）から長年、博多と津屋崎に商売に来ていた大社元七が津屋崎の地形から塩田開発を考え、福岡藩の援助により塩田を開いたのが津屋崎の製塩業の始まりでした。これがきっかけとなり、津屋崎、勝浦地区では、「津屋崎は塩でもつ」といわれるほど、製塩業で繁栄していました。ここで大量に生産された塩を津屋崎漁港から輸送することで、海運業も盛んになりました。製塩業と海運業などの産業の繁栄によって、津屋崎地区は栄えました。この繁栄などによって商家が多くなり、料亭や旅館などが千軒も立ち並ぶほど栄えていたことから「津屋崎千軒」と呼ばれるようになりました。



図2-1 海運ルート

しかし、明治以降、陸上の交通の発達に伴い、海上交通は衰退していきました。また、塩の専売制※に伴い、製塩業も終止符を打つこととなりました。これを機に、地元の農業や漁業、産業における若い世代の担い手が減少し、まちではかつての活気が失われていきました。



図 2-2 製塩当時の津屋崎



図 2-3 塩倉庫

●唐津街道と畦町宿

唐津街道の畦町宿は、寛永 19 年(1642 年)黒田忠之の時代に、赤間宿(現:宗像市)と青柳宿(現:古賀市)の距離が遠いため、その間に鳥巣村全戸と本木村の一部を強制移住させ、新たにつくられました。この畦町宿は江戸時代、唐津藩、福岡藩の藩主が参勤交代で通っていました。現在でも 100 年を越える古い家や大きな屋敷など宿場町として栄えた面影が残っています。



図 2-4 畦町宿

(2)暮らしの中での伝統文化

●祭りの中での自然素材の利用

福津市の代表的な伝統文化として、津屋崎地区で、博多から波折神社境内の祇園社に祇園の神様をお迎えし、病気や災害の退散を祈願する「津屋崎祇園山笠」が行われています。この山笠は松や竹などの福津市にある自然素材を使って飾り付けがされています。



図 2-5 津屋崎祇園山笠の様子

3. 森林の変遷

福津市では、昭和38年(1963年)から平成24年(2012年)の50年間で、森林面積の36.3%(約820ha)が減少しました。

表2-1 森林面積の推移

	森林面積(ha)	昭和38年からの増減(ha)	昭和38年からの減少率
昭和38年(1963年)	2,255.2		
昭和56年(1981年)	1,829.5	▲425.7	18.9%
平成24年(2012年)	1,435.6	▲819.6	36.3%



図2-6 森林の位置と面積

4. 福津市の環境

(1) 里山の環境(大峰山・対馬見山・許斐山・本木山とその周辺)

大峰山や許斐山など低い山々に囲まれた福津市には、多くの里山環境が残されています。里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。こうした地域は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。



図2-7 宮司地区の里山

里山の環境に生息する生き物

植物では、福津市の里山の植生は、大部分が古くから人為的影響を強く受けたスギ・ヒノキ植林などの代償植生※で構成されています。市の西部に位置する渡半島などには、オニヤブソテツーハマビワ群集など自然性の高い植生も分布しています。その一方で渡半島などには竹林が点在しており、周囲の樹林に侵入し問題視されています。

動物では、許斐山の周辺には、アカネズミなどの小型の哺乳類からイノシシなどの大型の哺乳類が生息しています。鳥類では、許斐山周辺にはハヤブサ、大峰山や本木山周辺にはサシバなど希少な鳥類の生息が確認されています。また、竹尾緑地においてカスミサンショウウオなどの貴重な両生類も確認されています。

課題

- 大峰山周辺は玄海国定公園として国定公園区域※の特別地域※に指定されており、自然植生※が残っていますが、管理放棄などによる竹林拡大が問題となっています。
- 市の樹林の多くは、人工林で構成されているが、管理放棄された人工林が見られ、生物多様性の低い単調な環境に変化しています。
- 里山の一部では、不法な土砂捨てによって環境が改変されているため、不法投棄防止対策が必要です。
- シカやイノシシなどの鳥獣による農作物の被害が起きているため、被害への対策が必要です。

(2) 河川の環境

市内で流路が完結する西郷川を対象として平成12年度(2000年度)に作成された「泳げる川、西郷川を目指して西郷川リバース計画」に基づき、上西郷川において親水性に配慮した護岸などの河川整備を行い、平成25年度(2013年度)に完成しました。また、上西郷小学校では、「持続可能な開発のための教育の10年」の取り組みとして、西郷川を活用した取り組みを行っています。なお、西郷川には、ヤマトシマドジョウなど希少な生物が生息しています。



図2-8 西郷川

河川の環境に生息する生き物

植物では、西郷川流域の丘陵斜面に、クヌギが優占する樹林が広がっています。この地域は下草刈りなど人為的管理が行われていないので、メダケが密生し、つる植物が高く茎をのばしています。また、川辺の湿地にはヨシやヤエムグラなどが分布しています。

動物では、西郷川及びその支流には、多くの魚類が生息しており、ヤマトシマドジョウやミナミメダカなどの希少な種もみられます。鳥類では、西郷川周辺にはサギ類やカワセミなどの水辺で見られる鳥類が生息しています。また、市内のクリークには、絶滅が危惧されているニッポンバラタナゴなどの希少種が生息しています。

課題

- 親水護岸※などを活用した取り組みを、継続的に行っていく必要があります。
- 多様な生物や希少種が確認されているため、生物の生息地としての機能を維持していく必要があります。
- 西郷川の水質は改善されていますが、今後も定期的に水質検査を行っていく必要があります。
- 上西郷川での取り組みを、継続していく必要があります。

(3) 海の環境

福津市は西部に長い海岸線を有し、玄界灘に面しています。この海岸は、(1)砂浜海岸(勝浦海岸～白石浜)、(2)岩礁帯(渡半島付近)、(3)入り江(津屋崎干潟)、(4)砂浜海岸(津屋崎浜～福間海岸)の大きく4つのエリアによって多様な環境が形成されていることが特徴です。また、これらの環境に生息する多くの生物種が確認されており、魚類だけでも約500種以上が生息していると言われています。

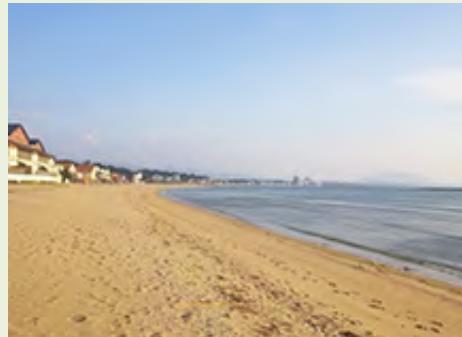


図2-9 津屋崎浜

海の環境に生息する生き物

植物では、福間海岸にはコウボウムギが優占し、ハマヒルガオやケカモノハシなど砂の移動や乾燥に強い植物が見られます。これらの種は全国的に減少傾向にあり、残された海岸砂丘植生として大変貴重です。白石浜や勝浦海岸の後部砂丘には希少種であるハマオモトが散生しています。しかし、近年ではハマユウヨトウムシによる食害が見られており、対策が必要です。

動物では、恋の浦海岸や勝浦海岸などでは、世界的にも希少なアカウミガメの産卵が確認されています。産卵場所を保護するため、今以上に海岸を荒らさないこと、砂浜への車両立ち入り制限や夜間走行の禁止などの対策を継続していく必要があります。

課題

- 不法投棄や漂着物などのごみが増えています。生物の生息に対する悪影響が見られ、ごみ問題への対策が必要になっています。
- 海水の富栄養化による赤潮の発生やアオサの大量発生が問題となっています。これらの問題は、海に生息する生物や生態系に悪影響を及ぼします。
- アカウミガメの産卵場所である海岸の環境を悪化させないように、砂浜への車両立ち入り制限などの対策を継続していく必要があります。

(4) 干潟の環境

福津市の津屋崎干潟は、二枚貝による有機物除去などの水質浄化機能や幼魚、稚貝の育成場などの生物多様性を維持する機能など多面的な機能を持つ重要な環境です。

また、クロツラヘラサギの重要な飛来地、底生生物のカブトガニの生息地であることから環境省指定の「日本の重要湿地500」に、「津屋崎干潟及び周辺農業用水路」として選ばれている重要な環境です。この津屋崎干潟は、大きな流入河川がなく淡水の影響をあまり受けていない、全国的にも少なく珍しい内湾干潟です。このような特徴ある津屋崎干潟には、多くの生物が生息しています。

しかし、一旦、干潟の環境が悪化してしまうと再生することは難しいと言われています。



図2-10 津屋崎干潟

干潟の環境に生息する生き物

植物では、津屋崎干潟には、ウラギクやアマモなど希少な植物が生息しています。他にも、渡半島ではヨシ群落、津屋崎塩田跡ではシバナ、シオクグの混生群落など、耐塩性植物※の群落が広がっています。

動物では、津屋崎干潟には、クロツラヘラサギが越冬のため飛来しています。クロツラヘラサギは世界的に絶滅が危惧されています。底生生物では、ウミニナやアサリなどの貝類やヤマトオサガニなどの甲殻類が生息しています。また、希少種であるカブトガニの生息も確認されているなど、津屋崎干潟には、多くの希少種が生息しています。

課題

- 土砂の流入や水の供給量が少ないため、土砂や水の供給源を確保し、干潟の環境を守り、維持していく必要があります。
- アサリの乱獲などの問題が起きているため、干潟の利用に関する仕組みづくりを検討していく必要があります。
- カブトガニやクロツラヘラサギなど干潟に生息する希少な野生生物を守るための方法を検討する必要があります。

(5) ため池の環境

福津市には、約 115 のため池が存在しています。ため池は、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。ため池は、農業用水としてだけでなく、生物の生息・生育の場所の保全、降雨時に雨水を一時的にためる洪水調整や土砂流出の防止など、多面的な機能を有しています。こうした機能の中でも、特にため池の持つ生物の生息・生育の場所の保全に注目が集まっており、エサキアメンボやオオマルケシゲンゴロウなどの昆虫の生息地であることから環境省指定の「日本の重要湿地 500」に、「古賀市及び福津市のため池群」として選ばれている重要な環境です。「生物多様性の宝庫」、「絶滅危惧種※の最後の砦」などと呼ばれています。



図 2-11 原田池

ため池の環境に生息する生き物

動物では、福津市のため池には、数多くの貴重な水生昆虫が生息しており、これまでに約 45 種類の水生昆虫類・カヘムシ類が見つかっています。その中でも、福岡県と熊本県の一部でしか見ることができないホソマルチビゲンゴロウなどの希少な生き物も生息しています。また、トンボ類が約 30 種確認され、よく見られるオオシオカラトンボや希少種であるキイトトンボやベニイトトンボなどが生息しています。しかし、ウシガエルやブルーギルなどの外来生物も生息しており、外来生物からため池の生態系を守ることが必要です。

課題

- 都市化の進展による農地の埋め立てや農業従事者の減少により、ため池の数が減少しています。
- ため池の持つ多面的な機能を維持した改修を行う必要があります。
- ため池の生態系を破壊する恐れのある外来生物の生息がみられるため、外来生物への対策を施す必要があります。

(6) 松林の環境

福津市には、勝浦海岸から白石浜や、津屋崎浜から福間海岸にかけて、総延長約8.5kmの松林が存在しています(福津市の海岸線の総延長は22km)。この松林は、黒田藩が筑前国を支配した際に、新宮から津屋崎までの海岸に整備された広大な植林地帯で、防風保安林として、松葉や枯れ枝などの燃料の採取場所として、魚類を集め繁殖や保護を図る魚つき保安林として、人々の生活とともに存在していました。



図2-12 福間海岸の松林

松林の環境に生息する生き物

植物では、福間海岸のクロマツ林は、海岸砂防のためにこの40年間で植林されており、ムクノキが混生しています。下草刈りなど人為的影響のため、つる植物が見られる程度で低木はありません。林床には、カタバミなどの路傍植物群落も生育しています。オオキバナカタバミやセイタカアワダチソウなどの外来植物も見られています。

課題

- 生活様式の変化により、人々と松林との関わりが薄れたことで、景観や公益的機能が損なわれつつあります。
- 各郷づくり推進協議会において、健全な松林の再生を図るために活動団体が発足し、松林の清掃活動や植林活動を続けたことにより、松林の再生に優れた成果を上げている一方で、活動する人の人材不足などの問題があります。

(7) 水田の環境

福津市には、約 990ha の水田があり、そのうち約 87%の約 860ha が耕作地として利用されています。近年、水田は、農業生産の場としてだけでなく、公益的機能と呼ばれる環境保全に役立つ機能を持つ場としても認識されつつあります。水田の公益的機能には、洪水防止、土壤侵食防止、水質浄化、水資源涵養、景観維持、生物多様性保全の諸機能があると言われています。福津市の水田には、サギ類やカルガモなどの鳥類、トノサマガエルなどの両生類、ミズアオイなどの植物と多くの希少な野生生物が生息しています。



図 2-13 勝浦の水田

水田の環境に生息する生き物

動物では、カヤネズミなどの小型の哺乳類が生息しています。両生類では、トノサマガエルやヌマガエルが生息しており、ニホンヌマガエルも産卵場所として利用しています。しかし、中干^{*}など水田の水管理方法の変化、除草剤や殺虫剤の影響による餌の減少などにより、水田域のカエル類は減少しています。

課題

- 水田耕作の時期が早まったことにより、トノサマガエルの個体数が急激に減少するなど、環境が変化しています。
- 水田の持つ多様な機能について理解する必要があります。

5. 生物多様性と福津の暮らし

福津市には、大峰山や在自山などの山々、約8.5kmにも続く海岸松林、玄界灘に面する海岸、田園風景など様々な環境があります。これらの環境は、私たちの暮らしと密接に関わっており、代々暮らしとともに受け継がれてきた美しい環境です。

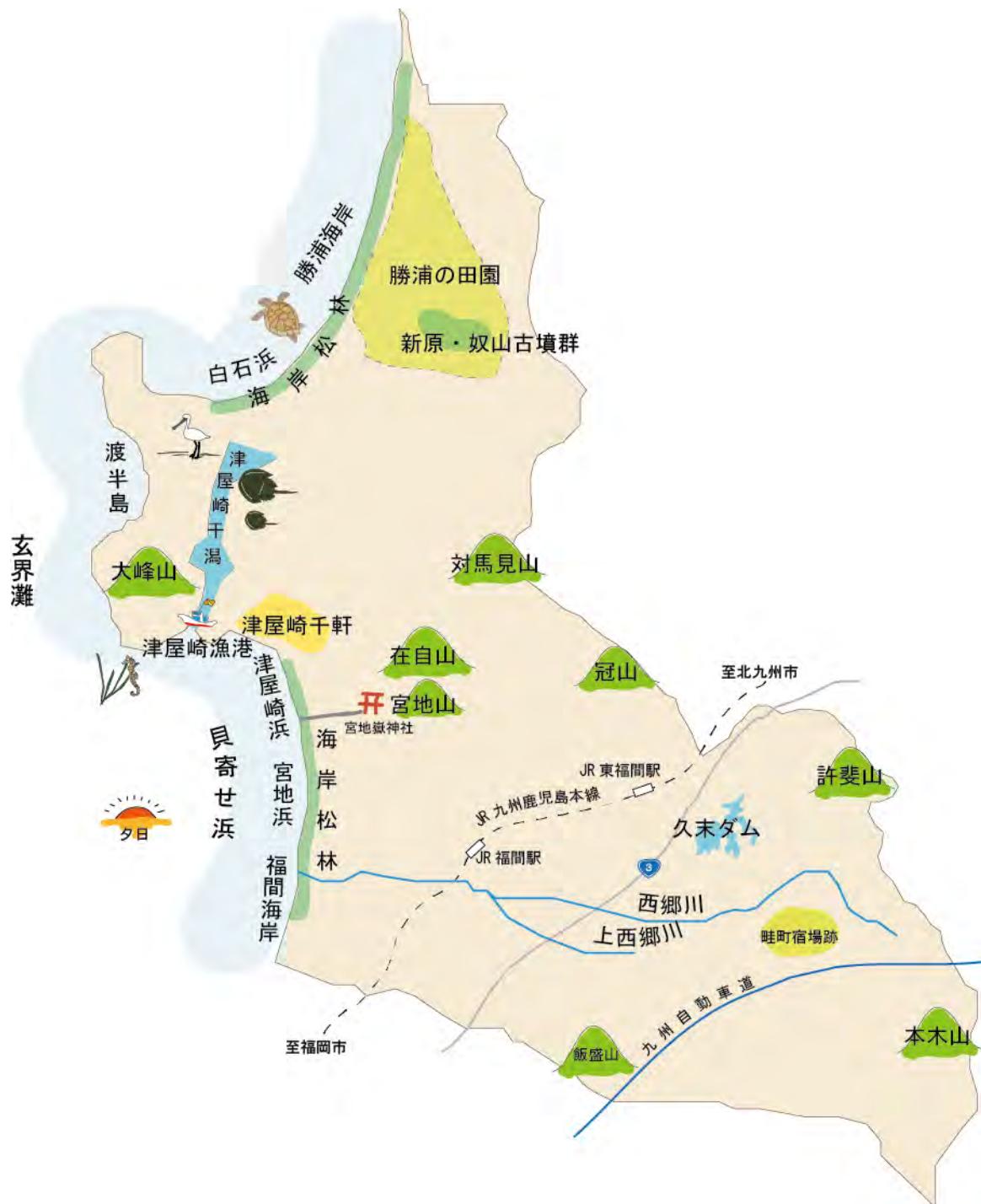


図2-14 福津生物多様性マップ

(1) 福津の豊かな自然がもたらす恵み

● 玄界灘からの海の恵み

福津市は、玄界灘に面し、約 22km の海岸線を有しています。私たちは、この玄界灘の豊かな海でとれた四季折々の海の幸をいただいています。



図 2-15 朝市の様子

● 海と里山の間に広がる農地が産む農作物

福津市には、勝浦をはじめ、美しい田園風景が広がっています。この田園風景は地域の人々が先祖伝来の田畠を守りぬいた証であり、貴重な財産です。この田園でとれたお米や野菜は、私たちの食卓へと運ばれてきます。



図 2-16 勝浦の田園風景

(2) 海岸松林とわたしたちの暮らし

勝浦海岸から福間海岸まで約 8.5km の美しい海岸松林が広がっています。この海岸沿いに広がる松林は、風雨や塩害から私たちの暮らしを守ってきました。福津市の海岸に広がる松林は、私たちの生活と密接に関わる欠かせない存在です。



図 2-17 福間地域の松林

6. 福津市で行われている生物多様性保全への取り組み

福津市では、市民や市民団体、事業者、教育・研究機関、市が共働で、生物多様性保全への取り組みを行っています。

(1) 自然を守り育てる取り組み

●里地・里山での取り組み

〈大峰山の竹林管理活動〉

水産高校アクアライフ科と九州工業大学環境デザイン研究室は、「森を豊かにすることで海が豊かになる」という考えのもと、地域共働の里山再生を目指し、大峰山を対象に竹林管理活動に取り組んでいます。また、伐採した竹を使ってイカ漁礁や竹炭石鹼づくりなど、竹の有効活用にも取り組んでいます。



図 2-18

大峰山での管理活動

〈竹尾緑地の環境保全活動〉

市民団体である里山みまもり隊は、毎月1回、竹尾緑地を対象として里山保全活動を行っています。具体的には、野生生物について学習し、湿地と雑木林の環境整備を行うことで、「カスミサンショウウオ」や「ミナミメダカ」、「ニホンアカガエル」などの希少な生物の生息地を保全することに取り組んでいます。



図 2-19

竹尾緑地での環境保全活動

●海での取り組み

〈津屋崎干潟の環境保全活動〉

津屋崎干潟では、市民団体である干潟みまもり隊が毎月1回、干潟の保全活動を行っています。具体的な活動としては、市民の方々と共に漂着物の収集やハマボウ、ハママツナなどの海浜植物の保護活動、侵入植物※の管理を行っています。また植物に関する看板を設置したり、土が崩れてむき出しになっている木の根を補強したりするなどの活動を行っています。



図 2-20

津屋崎干潟での環境保全活動

●海岸松林の保全活動

4つの郷づくり地域推進協議会(勝浦、津屋崎、宮司、福間)が定期的に草刈り、松葉搔、清掃、植樹祭、倒木処理などをています。また、松林を活用したウォーキングや小学校での環境学習を実施しています。



図 2-21

福間海岸の松林での保全活動

(2) 学び、体験するとりくみ

●郷育カレッジ

郷育カレッジは、地域の特性に着目した福津市独自の学習システムです。健康福祉、ふるさと、子育て、生きがい、環境、国際交流などの分野で、大人も子どもも楽しく学べる講座を開催しています。中でも、自然体験及び環境学習に関するプログラムは年間25回程度開催されています。



図2-22 郷育カレッジの講座

●福津暮らしの旅

福津暮らしの旅は、福津の豊かな自然と寄り添って生活する方々の“暮らし”を体験するプログラムです。福津の地で生まれ、育てられた豊かな知恵と、喜びが詰まった福津市ならではの体験型プログラムです。年間40回程度開催されています。



図2-23 福津暮らしの旅

●環境フォーラム

福津市では、福津市の環境について考えるイベント「環境フォーラム」を年に1回、市内の大型商業施設で開催しています。この環境フォーラムでは、福津市の自然環境や地域の環境保全活動について情報発信を行っています。この環境フォーラムを通して、一人ひとりが福津市の環境について考え、意見を共有することを目的として開催しています。



図2-24 環境フォーラム

●北部九州地域環境シンポジウム

福津市の環境について考える場として、平成26年度(2014年度)から、年2回、地域の方々や市民団体の方々、地域の高校生と共に、「北部九州地域環境シンポジウム」を開催しています。このシンポジウムでは、みんなで福津市の環境について考え、意見を共有することで、より良い環境づくりを行っていくことを目的に開催しています。



図2-25
シンポジウムの様子

7. 福津市の生物多様性に関する現状と課題

(1) 生物の生息及び生育環境の減少

● 身近な自然の減少

福津市では、経済発展に伴う土地開発や中心市街地の拡大によって、生物の生息及び生育空間が減少しています。これによって、生息地の孤立化が進み、生き物の移動や分布に影響を及ぼしています。



図 2-26 大峰山からの風景

● 野生鳥獣被害の増加

近年、耕作放棄地や管理がされなくなった里山が増加しています。これらの場所は、野生鳥獣の生息適地となり、年々生息域が拡大してきた結果、農用地や住宅地など私たちの生活空間に侵入し、被害をもたらしています。



図 2-27 鳥獣被害の様子

● 外来生物による生態系の搅乱

福津市では、外来生物による生態系への影響が顕著になってきました。外来生物は、食用や観賞用として国外から持ち込まれたものが野外に放棄されるなどして、本来の生息地とは異なる地域に生息、定着するようになり、在来種の生息を脅かすなど生態系に大きな影響を与え、問題となっています。生態系の宝庫であるため池では特定外来生物であるウシガエルやブラックバス、ブルーギル、ジャンボタニシの増加によって、在来の水生生物の減少もみられます。また、南アフリカ原産のオオキバナカタバミは、市街地や松林の林床で広がっており、在来春植物^{*}であるホトケノザやイヌノフグリなどの生育を脅かしています。このように地域の生態系を搅乱する外来生物への対策は、今後重要になってきます。

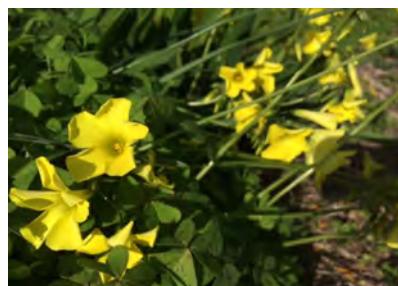


図 2-28 オオキバナカタバミ

(2) 生態系サービスの低下

● 管理放棄による里地里山の荒廃

かつて、里地里山は定期的に人が手を加えることで、環境が維持されてきました。しかし、過疎化や高齢化、人々の生活スタイルの変化によって、放棄された里地里山が増加しています。こうした管理放棄は、里地里山の生物多様性の低下にもつながり、竹林拡大の問題も起きています。特に、大峰山や在自山は、竹林拡大の問題を抱えています。これらの問題を解決するため、里地里山の管理方法や維持管理を進めるためのしくみづくりについて検討していく必要があります。



図 2-29 大峰山の竹林

● 地球温暖化に伴う海や川の恵みへの影響

気候変動に関する気象庁統計データによれば、明治31年(1898年)から平成26年(2014年)の間で日本の平均気温は、約1.15°C上昇し、これに伴い、海水温も上昇しています。このように地球温暖化が進行すると、集中豪雨などの異常気象が起こりやすくなり、洪水や干ばつなどの被害を受けます。これらの被害は水質の悪化や生物の生息空間の変化を招き、海や川の生態系に大きな影響をあたえ、漁獲量の減少や漁場の変化につながっていきます。



図 2-30 津屋崎漁港

(3) 自然と人の関わりに関する課題

●生物多様性に関する理解及び関心

生物多様性保全に関する意識はまだ低く、「生物多様性」という言葉 자체が一般的にならないことが現状の中、生物多様性保全に取り組んでいくためには、私たち一人ひとりが地域の自然環境に目を向け、私たちの暮らしと自然生態系によって支えられていることを理解し、生物多様性保全の重要性について考え、行動することへつなげていく必要があります。

●環境保全のための地域連携のしくみづくり

福津市では、海岸松林や津屋崎干潟、西郷川、大峰山など、様々な環境で多くの活動団体によって、積極的に環境保全活動が行われています。しかし、このような活動団体同士が情報を共有し、連携して活動に取り組むためのしくみは十分ではありません。そこで、福津市の生物多様性保全に向けて、活動団体同士が連携するためのしくみづくりを行い、一体的な活動を目指していく必要があります。

●子どもたちの自然体験及び環境学習機会の減少

都市化に伴い、身近な自然が減少し、子どもたちの遊び場となるような空き地や自然空間が少なくなっています。また、子どもたちの生活スタイルの変化や教育改革によって環境学習の機会も減少傾向にあります。子どもたちにとって、自然との関わりは、知能発達や安定した情緒の形成に欠かせないものであり、自然を大切にすることは、地域を愛することにつながります。そこで、福津市として、子どもたちの自然体験及び環境学習機会を推進していくしくみをつくる必要があります。



図 2-31 福津暮らしの旅

3章

目指す将来像と目標

1. プランの目指す将来像
2. 平成 38 年度(2026 年度)までに福津が目指す
目標ごとの行動方針

3章 目指す将来像と目標

1. プランの目指す将来像

第1章から第2章までに示したように、福津市は、豊かな自然環境に恵まれており、こうした環境には多くの生き物が生息しています。私たちの暮らしは、生物多様性による恵みによって支えられています。これらの恵みを次世代に受け継いでいくために、地域の生物多様性を守っていく必要があります。そこで、私たち一人ひとりが、生物多様性を守るための行動を目標とします。

目標1：生き物や生き物が住んでいる場所を守る。

福津市には、長い海岸線、津屋崎干潟、大峰山など多様な自然環境が残されており、こうした多様な自然環境を生息地とする多種多様な生き物が生息しています。福津市特有の生態系を後世へと受け継いでいくために、生き物の生息状況などの情報収集を行い、生き物や生き物の生息環境を適切に守り、育てます。

目標2：生物多様性の恵みを受け取り、活用する。

私たちは、生態系サービスというかたちで、生物多様性の恵みを享受しながら生活しています。本来受け取ることができる生物多様性の恵みを受け取り、活用するためのしくみを検討していきます。

目標3：生物多様性について正しく理解する。

私たちが日々の生活で受け取っている生態系サービスは、永久的に受け取ることができるものではありません。生物多様性という基盤が維持されることで生態系サービスを受け取ることができます。しかし、生物多様性に対する正しい認識は、未だ広く浸透していないため、正しい情報を伝え、知る機会を作っていきます。

目標4：みんなで生物多様性を守るために取り組む。

福津市では、地域の生物多様性を守るために、様々な人たちが活動しています。こうした活動をさらに推進していくためには、活動の情報をみんなで共有し、それぞれの主体が生物多様性を守るための役割を理解し、行動することが必要です。そこで、地域の取り組みをお互いに共有できる機会、また、互いが手を取り合い共働で進めるためのしくみづくりが必要です。

2. 平成38年度(2026年度)までに福津市が目指す目標ごとの行動方針

目標1：生き物や生き物が住んでいる場所を守る。

行動方針(1) 福津市に生息・生育している生き物を把握する。

福津市には、昔から多くの生き物が生息しています。しかし、現状でどのような生き物が生息・生育しているのか、はっきりとわかつていません。そこで、現在の生き物の生息・生育状況の調査及び情報収集を行います。

行動方針(2) 生き物の生息・生育している自然を守る。

生き物が生息・生育している自然環境を守るために、自然環境の保全や、適切な維持管理による環境の再生及び改善などを目指します。

行動方針(3) 生き物の生息・生育している自然をつなぐ。

福津市には、生き物の生息・生育の場として重要な環境が、山や川だけでなく、市街地の中にも点在しています。多くの生き物は、市街地の庭や学校のビオトープなど点在している環境を移動しながら生活しているため、こうした環境を適切につなぎ、生き物の移動経路を確保することで、生き物の生息しやすい環境をつくることができます。(このような考えをエコロジカルネットワークと呼びます。) そこで、市街地に点在する自然環境などを適切につなぎ、生息環境の質の向上を目指します。

行動方針(4) 外来生物から地域の生態系を守る。

福津市に生息している生き物は、長い年月をかけて、食物連鎖を繰り返し、福津市固有の生態系を構築しています。しかし、外来生物が侵入することによって、もともとそこに生息していた生き物を食べてしまったり、また、絶滅させてしまうなど、生き物や生態系に悪影響を及ぼします。そこで、地域の生態系を守るために、外来生物の生息状況を把握し、また外来生物を正しく理解し、外来生物から地域固有の生態系を守るための対策を検討します。

目標2：生物多様性の恵みを受け取り、活用する。

行動方針(1) 自然と親しむ場所をつくる。

私たちが山を登って頂上から景色を見たり、川や海で釣りをして楽しんだりして自然と親しむことによって得られる精神的充足感などは、文化的サービスと呼ばれる生態系サービスの一つです。こうした生態系サービスを体感できるような自然と親しむ場所は、以前に比べ少なくなっています。そこで、自然と親しむ場所の創出や既存の場所を活用した自然と親しむ機会の提供に努めます。

行動方針(2) 生物多様性を活用したしくみを考える。

これまでの福津市では、スギ・ヒノキを植林し、間伐をするなど適切に管理することによって、木材として利用されていました。また、松林においても、落ちた葉を集め、燃料として利用する松葉焼きが日常的に行われ、地域でとれたものを地域で利用するという地産地消が日常的に行われて、健全な環境が維持されていました。現在では、こうした地産地消はあまり行われていないため、健全な環境を維持し、地域の生態系サービスが受け取られる、生物多様性を活用したしくみを考える必要があります。

目標3：生物多様性について正しく理解する。

行動方針(1) 福津市の生物多様性の情報を集める。

私たちは、日々の生活の中で、生物多様性から様々な恩恵を受けています。しかし、福津市において生物多様性による恩恵には、どんなものがあるのか、その恩恵の効果や影響はどの程度あるのか、また、その恩恵をどんな環境や生き物から得ができるのかなど、福津市内における生物多様性の情報を収集し、把握する必要があります。

行動方針(2) 生物多様性について知るしくみをつくる。

私たちの生活が、生物多様性によって支えられていることを正しく理解している人は多くありません。そこで、生物多様性を正しく理解するための情報提供の手法やイベントなどによる生物多様性を知る機会の提供など、生物多様性について知るしくみをつくる必要があります。

行動方針(3) 生物多様性について伝えるしくみをつくる。

福津市の豊かな生物多様性を守るためにには、主体的に取り組むことのできる人材の育成が不可欠です。また、こうした人材の育成においては、地域の生物多様性に関する正しい理解を次世代へと継承していくことが重要になります。そこで、地域の子どもたちに継承していくために、環境教育の中で、生物多様性を感じ、正しい知識を理解できる機会を提供する必要があります。

目標4：みんなで生物多様性を守るために取り組む。

行動方針(1) 地域の取り組みを知る。

福津市では、地域の生物多様性を守るために、松林の清掃活動などの様々な取り組みが行われています。こうした地域内の取り組みが積極的に行われているものの、取り組みへの参加者は、あまり多くないというのが現状です。そこで、地域で行われている生物多様性を守るための取り組みについて発信して、知ってもらう機会をつくる必要があります。

行動方針(2) 地域の取り組みをつなぐ。

福津市では、生物多様性を守るために多くの主体が様々な取り組みを行っています。地域の生物多様性を守るために、地域全体で共通の認識を持ち、お互いに協力しあうことが重要です。そこで、各主体が集まり、交流する機会を設け、多くの主体、様々な取り組みをつないでいく必要があります。

4章

行動計画

1. 行動計画の全体像
2. 行動計画

4章 行動計画

1. 行動計画の全体像

目標		行動方針	行動計画
目標 1	生き物や生き物が住んでいる場所を守る。	①福津市に生息・生育している生き物を把握する。	生き物に関するデータの収集
		②生き物の生息・生育している自然を守る。	里山環境の保全・再生
			河川環境の保全・再生
			海環境の保全・再生
			干潟環境の保全・再生
			ため池環境の保全・再生
		③生き物の生息・生育している自然をつなぐ。	松林環境の保全・再生
			水田環境の保全・再生
			エコロジカルネットワークの検討
		④外来生物から地域の生態系を守る。	外来生物の生息状況の把握
			外来生物との関わり方に関する普及・啓発
			外来生物の侵入・拡散への対策
目標 2	生物多様性の恵みを受け取り、活用する。	①自然と親しむ場所をつくる。	自然と親しむ場所の創出
			自然と親しむ機会の創出
		②生物多様性を活用したしくみを考える。	地域資源の活用
			環境アイコンの選定と活用
目標 3	生物多様性について正しく理解する。	①福津市の生物多様性の情報を集める。	生物多様性に関する情報の収集及び把握
		②生物多様性について知るしくみをつくる。	生物多様性に関するイベントの開催
			生物多様性を理解するための情報の発信
		③生物多様性について伝えるしくみをつくる。	環境教育に対する支援
			環境教育の人材の育成
目標 4	みんなで生物多様性を守るために取り組む。	①地域の取り組みを知る。	地域の取り組みに関する情報提供
			地域の取り組みの拠点の創出
		②地域の取り組みをつなぐ。	地域の取り組みの支援
			地域の取り組みをつなぐ機会の創出

2. 行動計画

4つの目標を目指した行動計画を計画的に進めていくために、その取り組みや目標年を以下のようにまとめています。

■取り組みの目標

継続実施：すでに実施しており、今後も継続して行う取り組み。

新規：新しく行う取り組み。

■目標1 生き物や生き物が住んでいる場所を守る。

行動方針①：福津市に生息・生育している生き物を把握する。

○生き物に関するデータの収集

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
生き物に関するデータの収集	これまでに市や他の団体が調査し、蓄積したデータを収集し、整理します。	新規 (平成32年度)
生き物に関する継続的な調査体制の確立	生き物に関するデータの収集を継続的に行うために、郷育力レッジ認定講座親子野外活動でのバードウォッチングなどの市が取り組んでいる自然体験プログラムを活用した調査の実施、市民団体や教育機関との連携による調査体制の確立に努めます。	新規 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者	* 生き物の生息に関する情報を収集するイベントへの参加
市民団体	* 生き物の生息に関するデータを市へ報告 * 調査体制の確立のための協力
教育・研究機関	* 生き物に関する情報の収集の協力

・市の取り組み

市	* 市に生息する生き物に関するデータを収集、整理
---	--------------------------

行動方針②：生き物の生息・生育している自然を守る。

○里山環境の保全・再生

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
森林の保全	水源涵養など森林の持つ公益的機能を維持・確保するため、自然公園法や森林法などの関係法令に基づき、保全します。	継続実施 (平成38年度)
二次林の再生	二次林の持つ公益的機能を再生するため、針葉樹(スギ、ヒノキなど)から広葉樹(ケヤキ、モミジなど)への転換など適正な管理の方法を検討します。	新規 (平成38年度)
渡半島の山林の保全・活用	竹林化が生じているため、生物の生息地としての山林の質の維持に努めます。	継続実施 (平成38年度)
不法投棄対策の実施	違法な土砂捨てによる環境の悪化を防ぐため、市内の巡回などを強化し、福津市環境創造条例などの関係法令による指導を行います。	継続実施 (平成32年度)
耕作放棄地の管理・活用	農地全体の保全を図るため、増加している耕作放棄地の管理及び活用方法について検討します。	継続実施 (平成38年度)
鳥獣被害防止対策の推進	鳥獣による農作物への被害を少なくするため、宗像市・福津市・岡垣町広域鳥獣被害防止計画に基づき、関係市町と協力し、必要な対策を実施します。	継続実施 (平成38年度)
里山環境の保全・再生に関する取り組みの推進	里山環境の保全・再生に関する取り組みを継続的に取り組んでいくために、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関による協議を進めます。	新規 (平成32年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民	*里山の保全・再生の取り組みへの参加 *鳥獣被害の報告（農林業者）
市民団体	*里山の保全・再生の取り組みの実施・参加
事業者	*事業実施における里山の環境や生態系への配慮
教育・研究機関	*里山の保全・再生の取り組みへの参加 *保全・再生に関する調査などの取り組みへの協力

・市の取り組み

市	*土地の所有者・管理者と連携し、里山環境の保全・再生 *各主体が共働で取り組むための体制づくり
---	--

○河川環境の保全・再生

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
上西郷川の保全	上西郷川に生息する野生生物及び希少野生生物を積極的に保護するため、適正な維持・管理を行います。	継続実施 (平成38年度)
河川水質の保全・再生	福津市の河川水質は、公共下水道事業の普及などにより、改善傾向がみられます。今後は、定期的な検査を行い、現在の水環境の保全及び水質の向上を目指します。	継続実施 (平成38年度)
河川の保全・再生に関する取り組みの推進	河川環境の保全・再生に関する取り組みを推進し、継続的に取り組んでいくために、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関による協議を進めます。	新規 (平成32年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民	*河川の保全・再生の取り組みへの参加 *川を汚さないような行動の実践
市民団体	*河川の保全・再生の取り組みの実施・参加
事業者	*事業実施における河川の環境や生態系への配慮
教育・研究機関	*河川に関する環境学習などの取り組みの継続的な実施 *保全・再生に関する調査などの取り組みへの協力

・市の取り組み

市	*上西郷川での取り組みの継続的な実施 *各主体が共働で取り組むための体制づくり
---	--

○海環境の保全・再生

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
希少野生生物の保全	福津市の海岸は、アカウミガメが産卵に訪れるなど希少野生生物にとって重要な環境であることから、適正に保全します。	継続実施 (平成32年度)
漂着物対策の推進	漂着物の除去を継続的に行い、漂着物対策について調査・研究します。	継続実施 (平成38年度)
多主体の共働による美化活動の推進	市民団体や学校、事業所など多主体の共働による海岸環境の美化活動を推進します。	継続実施 (平成38年度)
藻場※の保全・再生	福津市の北西部の海域に分布する藻場は、生物の生息・生育地として重要な環境であるため、藻場の適正な保全・再生を目指します。	新規 (平成38年度)
海環境の保全・再生に関する取り組みの推進	海環境の保全・再生に関する取り組みを推進し、継続的に取り組んでいくために、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関による協議を進めます。	新規 (平成32年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民	* 海の保全・再生の取り組みへの参加 * 海や海岸を汚さないような行動の実践
事業者	* 事業実施における海の環境や生態系への配慮
市民団体 教育・研究機関	* 海の保全・再生の取り組みの実施・参加 * 保全・再生に関する調査などの取り組みへの協力

・市の取り組み

市	* 希少野生生物の保護など海環境の保全・再生の取り組みの実施 * 各主体が共働で取り組むための体制づくり
---	---

○干潟環境の保全・再生

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
希少野生生物の保全	福津市の干潟は、カブトガニの生息地として、またクロツラヘラサギの越冬場所としてなど、希少野生生物にとって重要な環境であることから、適正に保全します。	継続実施 (平成38年度)
津屋崎干潟の保全	津屋崎干潟の環境の質の向上や積極的な保全を図るための方法を検討します。	新規 (平成38年度)
人の利用のためのしくみづくり	津屋崎干潟では、アサリの乱獲など人の利用による環境の悪化への対策として、健全な利用に関するしくみについて検討します。	新規 (平成32年度)
干潟のモニタリング調査	干潟環境の現況や変化を把握するために、必要に応じ、モニタリング調査を実施します。	新規 (平成38年度)
干潟環境の保全・再生に関する取り組みの推進	干潟環境の保全・再生に関する取り組みを推進し、継続的に取り組んでいくために、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関による協議を進めます。	新規 (平成32年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民	* 干潟の保全・再生の取り組みへの参加 * アサリの乱獲など、干潟の環境を壊さないような行動の実践
市民団体	* 干潟の保全・再生の取り組みの実施・参加
事業者	* 事業実施における干潟の環境や生物多様性への配慮
教育・研究機関	* 干潟の保全・再生に関する調査などの取り組みへの協力

・市の取り組み

市	* 希少野生生物の保護など干潟環境の保全・再生の取り組みの実施 * 干潟の利用に関する普及・啓発 * 各主体が共働で取り組むための体制づくり
---	--

○ため池環境の保全・再生

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
ため池の保全	ため池を適正に保全します。	新規 (平成38年度)
ため池の保全・再生に関する取り組みの推進	ため池の保全・再生に関する取り組みを推進し、継続的に取り組んでいくために、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関による協議を進めます。	新規 (平成32年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者	* 保全・再生の取り組みへの参加 * ため池の保全の取り組み
市民団体 教育・研究機関	* 保全・再生に関する調査などの取り組みへの協力

・市の取り組み

市	* ため池環境の保全・再生の取り組みの実施
---	-----------------------

○松林環境の保全・再生

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
市民団体との共働による健全な松林の保全・再生	松くい虫への対策や手入れ不足による松林の荒廃などの問題に対し、市民団体と連携し、地域共働の健全な松林の保全・再生を図ります。	継続実施 (平成38年度)
松林の保全・再生に関する取り組みの推進	松林の保全・再生に関する取り組みを推進し、継続的に取り組んでいくために、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関による協議を進めます。	新規 (平成32年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民	* 保全・再生の取り組みへの参加
市民団体	* 他団体と連携した保全・再生の取り組み
事業者	* 事業実施における松林の環境や生物多様性への配慮
教育・研究機関	* 保全・再生に関する調査などの取り組みへの協力

・市の取り組み

市	* 松林環境の保全・再生のため各主体が共働で取り組むための体制づくり
---	------------------------------------

○水田環境の保全・再生

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
水田の保全	現状の水田環境の保全を図ります。また、生物多様性に配慮した水田環境の保全に努めます。	新規 (平成38年度)
耕作放棄地の管理・活用(再掲)	農地全体の保全を図るため、増加している耕作放棄地の管理及び活用方法について検討します。	継続実施 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者	* 保全・再生の取り組みへの参加 * 耕作放棄地の活用など水田の保全の取り組みへの協力（農業従事者）
市民団体	* 保全・再生の取り組みの実施・参加
教育・研究機関	* 保全・再生に関する調査などの取り組みへの協力

・市の取り組み

市	* 生物多様性に配慮した水田環境に関する調査・研究の実施
---	------------------------------

行動方針③：生き物の生息・生育している自然をつなぐ。

○エコロジカルネットワークの検討

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
エコロジカルネットワークの検討	地域の緑地をつなぎ、生き物の生息・生育地としての質を高めるための効果的な緑地の創出・配置の方法について検討します。	新規 (平成32年度)
市街地の緑化の推進	生物の生息地としての機能の向上のため、既存の公園や街路における緑化、住宅地などの民有地における生物多様性緑化や在来種による緑化など、その効果的な手法について検討します。	新規 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者 市民団体	* エコロジカルネットワークの検討段階からの参加 * エコロジカルネットワークについての正しい理解
教育・研究機関	* エコロジカルネットワークの検討段階からの参加 * 必要な調査や計画の検討への協力（研究機関）

・市の取り組み

市	* エコロジカルネットワークについて検討及び生物多様性に配慮したまちづくりの推進
---	--

行動方針④：外来生物から地域の生態系を守る。

○外来生物の生息状況の把握

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
生き物に関する継続的な調査体制の確立(再掲)	生き物に関するデータの収集を継続的に行うために、郷育カレッジ認定講座親子野外活動でのバードウォッチングなどの市が取り組んでいる自然体験プログラムを活用した調査の実施。市民団体や教育機関との連携による調査体制の確立に努めます。	新規 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者	*生き物の生息に関する情報を収集するイベントへの参加
市民団体	*外来生物の生息に関するデータの市への報告 *今後の調査体制の確立への協力
教育・研究機関	*外来生物に関する情報収集への協力

・市の取り組み

市	*市に生息する外来生物に関するデータの収集及び整理
---	---------------------------

○外来生物との関わり方に関する普及・啓発

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
外来生物に関する情報の提供	外来生物や外来生物との関わり方に関して、イベントやwebサイトを通じて、外来生物に関する情報の周知に努めます。	新規 (平成38年度)
ペットの適正な飼育の推進	ペットを野外に放つことによる生態系への影響を防ぐため、ペットの適正な飼育に関する情報の発信を行います。	継続実施 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者	*外来生物に対する正しい理解
市民団体	*ペットの適正な飼育
教育・研究機関	

・市の取り組み

市	*外来生物に関する正しい情報の普及・啓発 *ペットの適正な飼育方法に関する情報発信
---	--

○外来生物の侵入・拡散への対策

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
生態系に悪影響を及ぼす外来生物への対策	市内に生息する特定外来生物など地域の生態系に悪影響を及ぼす外来生物に対して、駆除を行うための調査・研究を行います。	新規 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者 市民団体	* 「入れない」、「捨てない」、「拡げない」という外来生物被害予防三原則※の理解及び守るための行動の実践
教育・研究機関	* 外来生物被害予防三原則の正しい理解及び情報発信（教育機関） * 外来生物への対策の検討への協力（研究機関）

・市の取り組み

市	* 外来生物の対策の検討及び適切な対策の普及・啓発
---	---------------------------

■目標2 生物多様性の恵みを受け取り、活用する

行動方針①：自然と親しむ場所をつくる。

○自然と親しむ場所の創出

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
生物多様性に配慮した公園の管理	既存公園において、改修や植栽による緑化など生物多様性に配慮した公園の管理方法について、調査・研究を行います。また、生物多様性や生態系サービスに関する情報の周知に努めます。	継続実施 (平成38年度)
グリーンツーリズム、エコツーリズムの検討	福津市内の豊かな自然環境をつなぎ、自然・文化・人々との交流を楽しむ取り組みについて、検討します。また、これらを考慮した環境づくりに努めます。	新規 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者 市民団体 教育・研究機関	* 自然体験の機会への参加 * グリーンツーリズムの検討など環境づくりの機会への参加
---------------------------	---

・市の取り組み

市	* 自然と親しむための場所の確保や活用に関する検討
---	---------------------------

○自然と親しむ機会の創出

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
市民団体との連携による自然体験プログラムの推進	市内の豊かな自然環境を活用した郷育カレッジなどの環境学習プログラムや環境保全活動を推進し、市民団体などとの連携による自然体験の機会を増やします。	継続実施 (平成38年度)
自然と親しむ体験の支援	福津市まちづくり講座出前編などの取り組みを活用し、自然体験や環境学習を行う際の講師の手配など、自然と親しむ体験の実施に対し、支援を行います。	継続実施 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者	* 自然と親しむためのプログラムへの参加
市民団体	* 自然体験プログラムの実施の協力
教育・研究機関	* 福津市まちづくり講座出前編など市の取り組みの活用及び積極的な環境学習の実施

・市の取り組み

市	* 自然体験プログラムの実施や支援 * 自然と親しむ機会の創出
---	------------------------------------

行動方針②：生物多様性を活用したしくみを考える。

○地域資源の活用

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
生物多様性に配慮した商品の推進	生物多様性に配慮した農産物や地域の資源を活用した製品などを紹介、PRし、その利用を推進します。	新規 (平成38年度)
地域の資源を活用した持続的な利用に関する調査	生ごみなどを活用したバイオマスエネルギーなどの地域資源を活用した持続的な利用の手法について調査・研究を行います。	新規 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者 市民団体 教育・研究機関	* 生物多様性に配慮した商品の購入及び使用など生活における生物多様性への配慮
---------------------------	--

・市の取り組み

市	* 生物多様性に配慮した商品の推進 * バイオマスエネルギーの調査など地域の資源を活用した取り組みの推進
---	---

○環境アイコン*の選定と活用

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
環境アイコンの選定と周知	地域の生態系サービスの象徴となる生物を市の環境アイコンとして選定し、周知に努め、生物多様性への関心の向上を図ります。	新規 (平成32年度)
環境アイコンを活用した生物多様性保全のしくみの検討	地域の生物多様性保全のための取り組みの支援を目指し、環境アイコンを活用したしくみについて検討します。	新規 (平成32年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者 市民団体 教育・研究機関	* 環境アイコンの選定・活用方法に関する検討作業の協力
---------------------------	-----------------------------

・市の取り組み

市	* 環境アイコンの選定・活用方法の検討及び実施
---	-------------------------

目標3 生物多様性について正しく理解する。

行動方針①：福津市の生物多様性の情報を集める。

○生物多様性に関する情報の収集及び把握

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
市内の生態系サービスに関する情報の収集	漁獲量の変化や農作物の収穫量の変化など生態系サービスによる生活や経済への影響・効果などの情報を収集し、把握します。	新規 (平成38年度)
生物多様性を理解することができる場所の情報の整理	市内において、津屋崎漁港や海岸松林の遊歩道など生物多様性や生態系サービスを感じることができる場所などの情報を整理します。	継続実施 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者 市民団体 教育・研究機関	* 生物多様性の恩恵に関する情報の正しい理解 * 生物多様性の恩恵に関する情報の正しい理解及び情報発信 * 生物多様性の恩恵に関する情報の正しい理解及び情報発信
---------------------------	--

・市の取り組み

市	* 生物多様性の恩恵に関する情報の整理、提供
---	------------------------

行動方針②：生物多様性について知るしくみをつくる。

○生物多様性に関するイベントの開催

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
生物多様性を正しく理解するためのイベントの開催	市内の生物の分布の状況や生態系サービスなど、生物多様性に関する情報を発信し、正しい理解を広げるためのイベントの開催、プログラムを実施します。	新規 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者 市民団体 教育・研究機関	* イベントやプログラムへの参加及びイベント情報の発信
---------------------------	-----------------------------

・市の取り組み

市	* 生物多様性の恩恵に関する情報の発信及び正しい理解を広げるためのプログラムやイベントの実施
---	--

○生物多様性を理解するための情報の発信

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
webサイトやSNSを活用した情報提供の促進	市内の生物多様性に関する情報やイベントの開催などを幅広く周知するため、市のホームページなどのwebサイトやSNSを活用した情報発信の手法について検討します。	継続実施 (平成38年度)
パンフレットなどの紙媒体による情報発信の検討	かんきょう新聞などの福津市の生き物や生物多様性に関するパンフレットを作成し、イベントでの配布や掲示板での掲載など、情報の周知に努めます。また、生物多様性国家戦略のMY行動宣言※など国や県の取り組みを活用します。	継続実施 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者	* 生物多様性の恩恵に関する情報の正しい理解
市民団体 教育・研究機関	* 生物多様性の恩恵に関する情報の正しい理解

・市の取り組み

市	* 情報提供の手法の検討及び幅広い情報の提供
---	------------------------

行動方針③：生物多様性について伝えるしくみをつくる。

○環境教育に対する支援

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
市の環境を活用した環境学習の推進	市内の豊かな自然環境を活用した環境教育の実施を推進します。	継続実施 (平成38年度)
市民団体、教育機関との連携による環境学習の推進	各地域の郷づくり推進協議会などの市民団体、教育機関との共働による環境保全活動や環境教育の実施を支援します。	継続実施 (平成38年度)
自然と親しむ体験の支援(再掲)	福津市まちづくり講座出前編などの取り組みを活用し、自然体験や環境学習を行う際の講師の手配など、自然と親しむ体験の実施の支援を行います。	継続実施 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者	* 生物多様性の恩恵に関する情報の正しい理解
市民団体	* 環境保全に関する取り組みの発信及び取り組みの周知
教育・研究機関	* 地域の環境を活用した学びの機会の創出 * 学習での取り組みなど地域への発信及び情報の提供

・市の取り組み

市	* 各主体の連携による環境学習や学びの機会の推進 * 地域の生物多様性に関する知識の定着
---	---

○環境教育の人材の育成

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
環境教育を行う人材の育成	福津市まちづくり講座出前編や郷育カレッジの講座でのプログラムを活用し、環境教育を行う人材の育成を行います。	継続実施 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者	* 人材育成のための機会への参加
市民団体 教育・研究機関	* 人材育成のための機会への参加及び情報発信

・市の取り組み

市	* 環境教育を行う人材の育成のためのプログラムなどの実施
---	------------------------------

目標4 みんなで生物多様性を守るために取り組む。

行動方針①：地域の取り組みを知る。

○地域の取り組みに関する情報提供

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
地域の取り組みに関する情報収集	市内の生物多様性を守るために取り組みに関する情報を収集するために、市民団体や事業所と連携した情報収集のしくみについて検討します。	新規 (平成32年度)
webサイトやSNSを活用した情報提供の促進(再掲)	市内の生物多様性に関する情報やそれを発信するためのイベントの開催などを幅広く、周知するため、市のホームページなどのwebサイトやSNSを活用した情報発信の手法について検討し、実施します。	継続実施 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者	* 地域の取り組みに関する情報の収集
市民団体	* 市との連携による生物多様性を守るための取り組みの発信及び取り組みの周知
教育・研究機関	* 生物多様性を守るための取り組みの発信及び取り組みの周知

・市の取り組み

市	* 市民団体や事業所との連携による地域の取り組みに関する情報の幅広い提供
---	--------------------------------------

○地域の取り組みの拠点の創出

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
地域の取り組みの拠点の検討	地域の取り組みを支援する場所として、各郷づくり地域の拠点の活用を検討します。また、この拠点を活用した取り組みの情報発信について検討します。	継続実施 (平成32年度)
各郷づくり推進協議会との連携	各郷づくり推進協議会と連携し、市内の取り組みのネットワーク化を図ります。	新規 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者 教育・研究機関	* 地域の取り組みの拠点の活用
市民団体	* 地域の取り組みの拠点の活用及び情報発信 * 生物多様性を守るための取り組みの発信及び取り組みの周知

・市の取り組み

市	* 地域の取り組みのための活動拠点の活用を促進するためのしくみづくりの検討
---	---------------------------------------

行動方針②：地域の取り組みをつなぐ。

○地域の取り組みの支援

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
生物多様性に関する取り組みの支援	環境保全活動などの取り組みへの支援として国や県などの補助制度について調査し、取り組みを行う主体への情報提供を行い、継続的な取り組みにつなげるための支援を行います。	新規 (平成38年度)
環境教育を行う人材の育成(再掲)	福津市まちづくり講座出前編や郷育カレッジの講座でのプログラムを活用し、環境教育を行う人材の育成を行います。	継続実施 (平成38年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者 教育・研究機関	* 地域の取り組みへの参加及び協力
市民団体	* 市の提供する補助制度などの情報の活用及び継続的な取り組みの実施

・市の取り組み

市	* 補助制度などの情報の収集・提供 * 地域の生物多様性を守るための取り組みの支援
---	--

○地域の取り組みをつなぐ機会の創出

■取り組み

項目	取り組みの内容	目標(目標年)
シンポジウムの開催	市民団体が行っている生物多様性に関する取り組みや地域の状況について話し合うための場として、市民団体や学校など多くの主体との共働によるシンポジウムを開催します。	継続実施 (平成38年度)
ふくつ環境トラストの構築(再掲)	市民、市民団体、事業者、教育・研究機関、市の共働で福津市の豊かな環境を守り、受け継いでいくためのしくみとして、ふくつ環境トラストを構築します。	新規 (平成32年度)

■求められる取り組み

各主体がそれぞれの立場から求められる取り組みに対して努力していくことが大切です。ここでは、各主体に求められる取り組みについてまとめています。

・市民、市民団体、事業者、教育・研究機関の努力目標

市民、事業者 市民団体 教育・研究機関	* シンポジウムへの積極的な参加 * 福津環境トラストの構築のための協力
---------------------------	---

・市の取り組み

市	* 市全体で福津市の生物多様性を守るための環境シンポジウムの開催 * ふくつ環境トラストの構築
---	--

5章

推進のしくみと進捗のマネジメント

1. 推進のしくみと各主体の役割
2. 進捗のマネジメント

5章 推進のしくみと進捗のマネジメント

1. 推進のしくみと各主体の役割

(1) 推進のしくみ

生物多様性ふくつプランを進めていくために、環境基本計画で構築が予定されている「ふくつ環境トラスト」を活用し、各主体が連携しながら、事業を推進していきます。また、計画を進めていく過程で、うみがめ課と担当各課が情報共有をし、福津市環境審議会に報告することで意見を共有していきます。

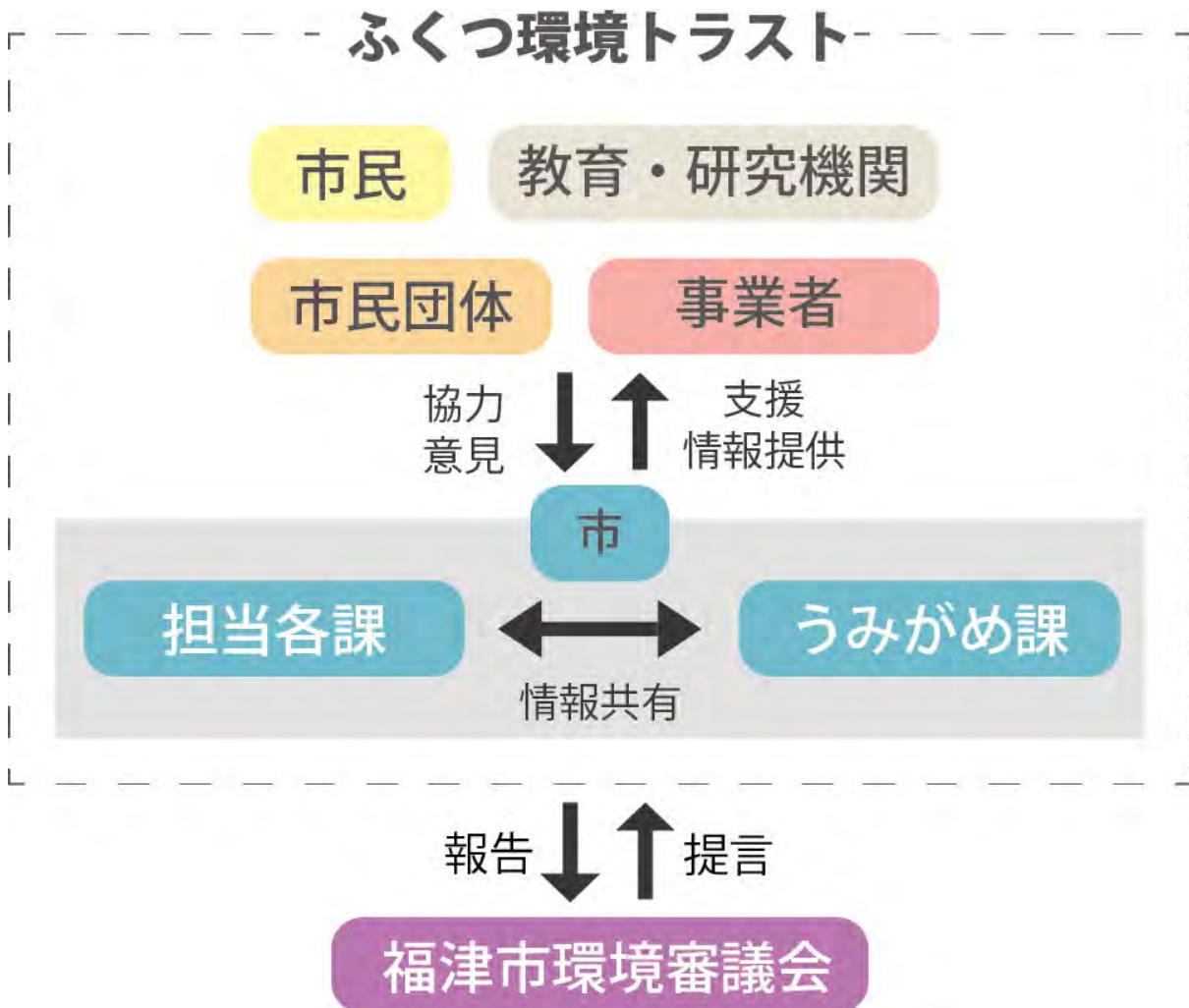


図 5-1 推進のしくみ

(2) 各主体の役割

●市民の役割

生物多様性の恵みが私たちの暮らしを支えていることを認識し、生物多様性について考え、生物多様性に配慮した行動に取り組んでいきます。

- ・生物多様性に関する知識を深めます。
- ・地域の生物多様性保全に関する取り組みへの参加に努めます。
- ・環境学習及び自然体験の機会への参加に努めます。
- ・受け継がれてきた魅力ある自然環境を次世代に伝えます。
- ・生物多様性に配慮した生活を営みます。

●市民団体の役割

生物多様性保全に関する取り組みを実施し、様々な主体と連携を深め、より発展的な活動につなげます。

- ・生物多様性に関する情報収集や情報発信に取り組みます。
- ・生物多様性保全に取り組む人材を育成します。
- ・生物多様性の保全及び回復に関する活動を実施します。
- ・自然体験や環境学習機会を提供します。
- ・様々な主体と連携して、横断的な活動へとつなげます。

●事業者の役割

生物多様性に配慮した事業活動を進め、地域の生物多様性保全に関わる活動に協力します。

- ・生物多様性に関する知識を深めます。
- ・地域の生物多様性保全に関する取り組みへの参加に努めます。
- ・生物多様性に配慮した事業活動に努めます。
- ・生物多様性の普及・啓発に協力します。

●教育・研究機関の役割

大学などの研究機関では、生物多様性に関する専門的な人材を育成し、生物多様性に関する調査研究に努めます。保育施設や小中学校では、環境学習を実施し、地域の自然を愛し、主体的に守っていく人材の育成に努めます。

- ・生物多様性保全に関する調査研究に協力します。
- ・地域の生態系保全を主体的に行っていく人材を育成します。
- ・子どもたちの感性や地域への愛着を育てるために環境学習の実施に努めます。

●市の役割

福津市の生物多様性保全に取り組むため、各主体と連携を図り、生物多様性ふくつプランを実践的に進めています。

- ・国や県、他の自治体など関連機関と連携して、計画実行に努めます。
- ・生物多様性の普及・啓発に努めます。
- ・各主体の生物多様性保全に関する取り組みをサポートします。
- ・教育・研究機関や環境市民団体と連携を図り、計画の達成の評価を行います。
- ・市の関連担当課間の連携を強め、計画を進めていきます。

2. 進捗のマネジメント

個別の取り組みの進行管理については、PDCAサイクル^{*}により継続的な改善を図りながら進めています。

①Plan『取り組みの立案』

福津市の活動領域を整理し、関係主体の主体性や自立性を損なわない取り組みを立案します。

②Do『取り組みの実行』

市の役割をふまえ、各主体が互いに協力し、取り組みの実行に努めます。

③Check『取り組みの現状把握・評価』

各主体それぞれで、環境ルーブリック(仮称)^{*}を用いて計画に掲げた取り組みの進捗状況や、目標の達成状況の把握に努めます。その際に、順応的マネジメントを用いて、「点検(Check)」の内容を効果的に「見直し(Action)」へつなぎます。

順応的マネジメント

順応的マネジメントとは、プロセスのなかで変化が予想されるプロジェクトにおいて、継続的な見直しとフィードバックによって、その変化に対応するための考え方です。順応的マネジメントを採用することで、人や自然、文化などのつながりの中で、絶えず変化する福津市の環境の実態を正確に捉えながら、計画を推進することができます。

④Action『取り組みの見直し』

「環境ルーブリック～生物多様性ふくつプラン編～(仮称)」による評価をもとに、取り組みの見直しや検討を行い、改善していきます。

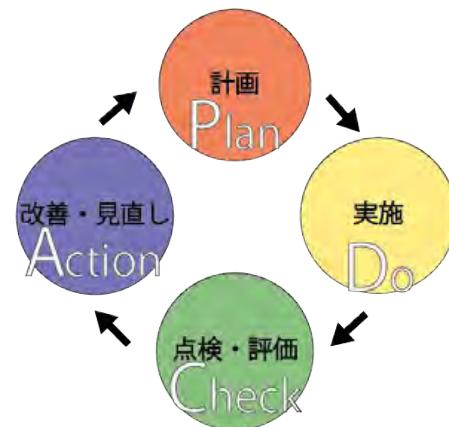


図 5-2 PDCA サイクル図

用語解説

1. 用語解説

福津市で取り組んでいる事業や福津市内の施設など福津ならではの用語について
は福津マークを付けています。

あ 行

アイドリングストップ

大気汚染防止や騒音・悪臭防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制するため、自動車の駐停車時における不必要的エンジンの使用を止める

こと。

赤潮

プランクトンの異常増殖により海や川、運河、湖沼等が変色する現象。

アダプトプログラム

事業者や市民団体などが公共空間や公共施設の里親になり、市と一緒にとなつて美化に取り組む事業。

一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条により、市町村に作成を義務付けられた当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画のこと。

魚つき保安林

水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の棲息と繁殖を助ける林。



エコオフィスプラン

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定される庁舎内における地球温暖化防止のための実行計画。

エコカー

二酸化炭素や窒素酸化物などの排出量が少なく、燃費もよい自動車。

エコショップ制度

小売店、スーパー、コンビニエンスストアなどで簡易包装の実行や空き缶、空きビンの回収などの環境保全行動を積極的に実施する店を市が認定して市民などに周知する福津市の制度。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していくしくみ。

エコドライブ

燃費向上のために運転者が行う、環境に配慮した運転方法のこと。

エコロジカルネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワーク。

エネファーム

都市ガス・LPガスなどを使って水素と酸素から電気を作り、その時に発生する熱でお湯をつくる設備のこと。

か 行

海食崖

波の浸食作用によってできた海岸の崖。

核家族

ひと組の夫婦とその未婚の子供からなる家族。

環境アイコン

生態系サービスを象徴する生き物や生態系をシンボル化し普及、啓発するもの。

環境家計簿

くらしと環境の関わりを把握し、記録するための技法の一つで、日記型、チェック型、記録簿型などの種類がある。

環境基準点

測定点のうち、類型指定を行う水域について、その水域の水質を代表する地点で、環境基準の維持達成状況を把握するための測定点。

環境にやさしい行動宣言

福津

環境を守るための自分自身の行動計画を宣言する福津市の制度のこと。エコライフ（省エネルギー型の生活様式）をテーマに宣言を募集している。

環境フォーラム

福津

福津市内で抱える環境課題や環境保全活動内容などの情報発信を行い、環境情報を共有するために大型商業施設などで行っている福津市のイベント。

環境負荷

人の活動により、環境に与える負担のこと。環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものも同様である。

間伐

山林の手入れ法の一種。森林が茂りすぎるので防ぐため、木を切ってまばらにすること。すかしきり。

外来生物

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物。

外来生物被害予防三原則

侵略的外来生物による被害を予防するため、私たち一人ひとりのとるべき姿勢を表したスローガンのこと。「入れない」、「捨てない」、「拡げない」。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。

希少種

存続基盤が脆弱な種または亜種のことであり、本計画では、環境省のレッドリスト、福岡県のレッドデータブックに掲載されている種を希少種とする。また、希少な野生生物も同様である。

共働

同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

漁礁

岩などによって海底に形成された隆起部で魚が集まって漁場を形成している箇所。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ潜在型の余暇活動。

郷育カレッジ

福津

健康福祉、ふるさと、子育て、生きがい、環境、国際交流など、さまざまな分野のことを楽しみながら学習し、その学習成果を地域や社会に還元し、人づくり、地域づくりに、有効に反映させていく福津市ならではのプログラム。

公益的機能

森林がもつ木材の生産機能のほか、渇水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源の涵養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸收・貯蔵や騒音防止、飛砂防止などの生活環境保全機能、レクリエーションや教育の場の提供、芸術・創造の場の提供などの保健文化機能等、多面的な機能。

公園リフレッシュ事業

福津

開設後年数を経過した公園について、地域の実態にあった公園に再整備し、幅広い年齢層が利用できる場にする事業。

光化学オキシダント

自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される物質の総称。

国定公園

国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地で、関係都道府県の申し出により、環境大臣が自然環境保全審議会の意見を聞き、区域を定めて指定された公園。

コミュニティスクール事業

学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるしくみ。

固有種

特定の限られた地域に生息する生物種。

さ 行**災害廃棄物**

地震や水害等による廃棄物やそれに付随する家財等が廃棄物となったもの、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（し尿・避難所ごみ）。

西郷川リバース計画

福津

「泳げる川、西郷川」を基本理念として、平成12年度に作成された西郷川の再生を主とした、水辺環境の整備計画。

在来種

もともとその地域に生息している生物種。

在来春植物

在来種の中でも春に生育する植物。

郷づくり推進協議会

福津

地域づくり（郷づくり）活動に取り組む実行主体として、地域の事情に応じて組織される集まり。地域づくり計画に基づく活動の実践を始め、事業の選択や地域内での予算配分、執行などの意思決定を行う。

自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることで国民の保健、休養及び教化に資することを目的として昭和32年（1957年）に制定された法律のこと。この法律に基づき、自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）が指定されている。

自然植生

人為的な影響をまったく受けず、自然のままに生育している植物の集団。

新エネルギー

非化石エネルギーのうち、技術的には実用段階であるが経済的な理由から普及が十分に進んでおらず、利用促進を図るべきエネルギー源として分類される、太陽光発電や風力発電など。

親水護岸

本来の護岸の機能である流下機能、治水機能をもちながら、人々が水に親しみ楽しめるようにした護岸。

侵入植物

人間によって自然分布域以外の地域に移動させられた植物。

水源涵養

森林の土壤が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる働きのこと。

水田雑草群落

水田雑草から構成される植物群落のこと。

3R(スリーアール)

リデュース (Reduce) 物を大切に使い減らすこと、リユース (Reuse) 使える物は繰り返し使うこと、リサイクル (Recycle) ごみを資源として再び利用すること、の 3 つの R の総称。

生態系

生物群集とそれを取り巻く物理的・科学的環境がつくりだす機能的なまとまり。

生態系サービス

人類が生態系から得ている利益。淡水・食料・燃料などの供給サービス、気候・大気成分・生物数などの調整サービス、精神的充足やレクリエーション機会の提供などの文化的サービス、酸素の生成・土壤形成・栄養や水の循環などの基盤サービスがある。

生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性がある。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約第 6 条及び生物多様性基本法第 11 条の規定に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画。

生物多様性条約

個別の野生生物種や、特定地域の生態系に限らず、地球規模の広がりで生物多様性を考え、その保全を目指す国際条約。

生物多様性緑化

地域本来の生態系に配慮した住宅のベランダの緑化や庭への植樹など、生物多様性保全を目的とした緑化。

絶滅危惧種

絶滅の危機に瀕している野生動植物のこと。環境省や福岡県の「レッドデータブック」に掲載されており、危機の状況に応じて、「絶滅」、「野生絶滅」など、大きく 7 つに分類されている。

専売制

国家などが財政収入を増加させるために、特定物資の生産・流通・販売などを全面的に管理下に置いて、そこから発生する利益を独占する制度。品質保証、安全管理、公衆衛生上の意味合いもある。

総排出量

家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、集団回収量（廃品回収など）を合計した数値。

た 行**耐塩性植物**

葉の表面に、塩類腺と呼ばれる塩を排出するための腺や、塩囊細胞と呼ばれる塩を蓄積するための器官を持ち、根から流入した塩をそれらの器官に集めることで体内への蓄積を防ぐ植物のこと。

滞在者

福津市内への旅行者。

多自然川づくり

河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する河川整備。

代償植生

本来その土地に生育していた自然植生が人間活動の影響によって置き換えられたもの。二次林や人工林を含む。

地球規模生物多様性概況第4版

各国の国別報告書、生物多様性国家戦略、既存の生物多様性に関する研究やデータから、生物多様性戦略計画2011-2020 及び愛知目標の達成状況及び今後の達成見込みについて分析した報告書。

地産地消

地域生産・地域消費の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護増殖を計るために、一定期間増殖施設をつくって捕獲を禁止するように指定した区域。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されたもの。

(自然公園)特別地域

自然公園のうち、現在の景観を保護することが必要な地域などとして、建築物・工作物の新增改築などについて県知事の許可が必要な地域。規制の厳しさにより、第1種から第3種までに分けられている。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の促進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設または変更などに関する事業のこと。

な 行**中干**

水の必要のないときに水を抜き、土中に酸素を供給すること。

二次林

山火事や台風などの自然的干渉を受けたものや、伐採など人の手によって二次的に管理・維持されてきた自然林。

は 行**バイオマスエネルギー**

バイオマスを原料にして得る再生可能エネルギー。バイオマスとは、生物(バイオ)の量(マス)の合成語である。

ビオトープ

生き物のすみか。生き物(ビオ)が生息している場所(トープ)のこと。

PDCAサイクル

生産管理や継続的な業務においてよく使われる管理手法。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を経て、再び最初のPlanに立ち返りサイクルを回していくことで、改善点を明らかにし品質や成果を向上させていくこと。

富栄養化

海・湖沼・河川などの水域が、窒素やリンなどの栄養分が増加する現象。

福岡県地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策の推進のために、学習会を開催したり、イベントでのブースの出展、環境家計簿の普及などに取り組む者。

福岡県地球温暖化防止活動推進センター

県内の地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として、福岡県地球温暖化防止活動推進員や様々な人・組織と連携しつつ、脱温暖化社会の形成に向けた活動を進めている団体。

福津暮らしの旅

福津市の自然環境や地場産業、地域の人材を生かした環境学習や農漁業などの体験型学習。

福津市環境基本条例

福津市が環境の保全に関する基本事項を定めた条例。

防風保安林

林冠をもって障壁を形成することで風に抵抗してそのエネルギーを減殺し、これを防止攪乱することにより風速を緩和して風害を防止する林。

ま 行**MY行動宣言**

生物多様性の恵みを受け続けられるように、日常の暮らしの中で実行すべき「味わう」、「ふれる」、「伝える」、「参加する」、「買う」の5つのアクション。

マイバッグ運動

買い物の際、レジ袋をもらわずに、持参したバッグや袋などに買ったものを入れて持ち帰る取り組みのことをいい、マイバッグとは前もって持参するバッグや袋の総称。

まちづくり講座出前編

市民などの要望に応え、市職員が講師となって出向き、市の施策を話す講座のこと。「郷育のまちづくり」、市民参画のまちづくりを進めていく目的としている。

藻場

海藻が茂る場所のこと。

や 行**要請限度**

指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動が環境省令で定める限度。

ら 行

リサイクル率

ごみの総排出量のうち、市町村で資源化されたものと集団回収（廃品回収など）されたものの割合。

$$\text{リサイクル率} = \frac{(\text{資源化量} + \text{集団回収量})}{(\text{総排出量} + \text{集団回収量})} \times 100$$

リターナブル容器製品

中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器を用いる製品。

ループリック

米国で開発された学修評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難な、パフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリットがある。

レッドリスト

国際自然保護連合(IUCN)が作成した絶滅のおそれのある野生生物のリスト。

資料編

計画策定にあたって

計画策定にあたって

福津市の環境基本計画策定にあたり、福津市民の意見を取り入れた計画にするために様々な市民団体や教育機関と協力しながら、アンケート調査や北部九州地域環境シンポジウムを行い、福津市民の環境に対する意識把握を行いました。また、学識経験者、市民代表（公募）、事業者代表、団体代表で構成される環境審議会で意見をいただきながら策定を進めました。

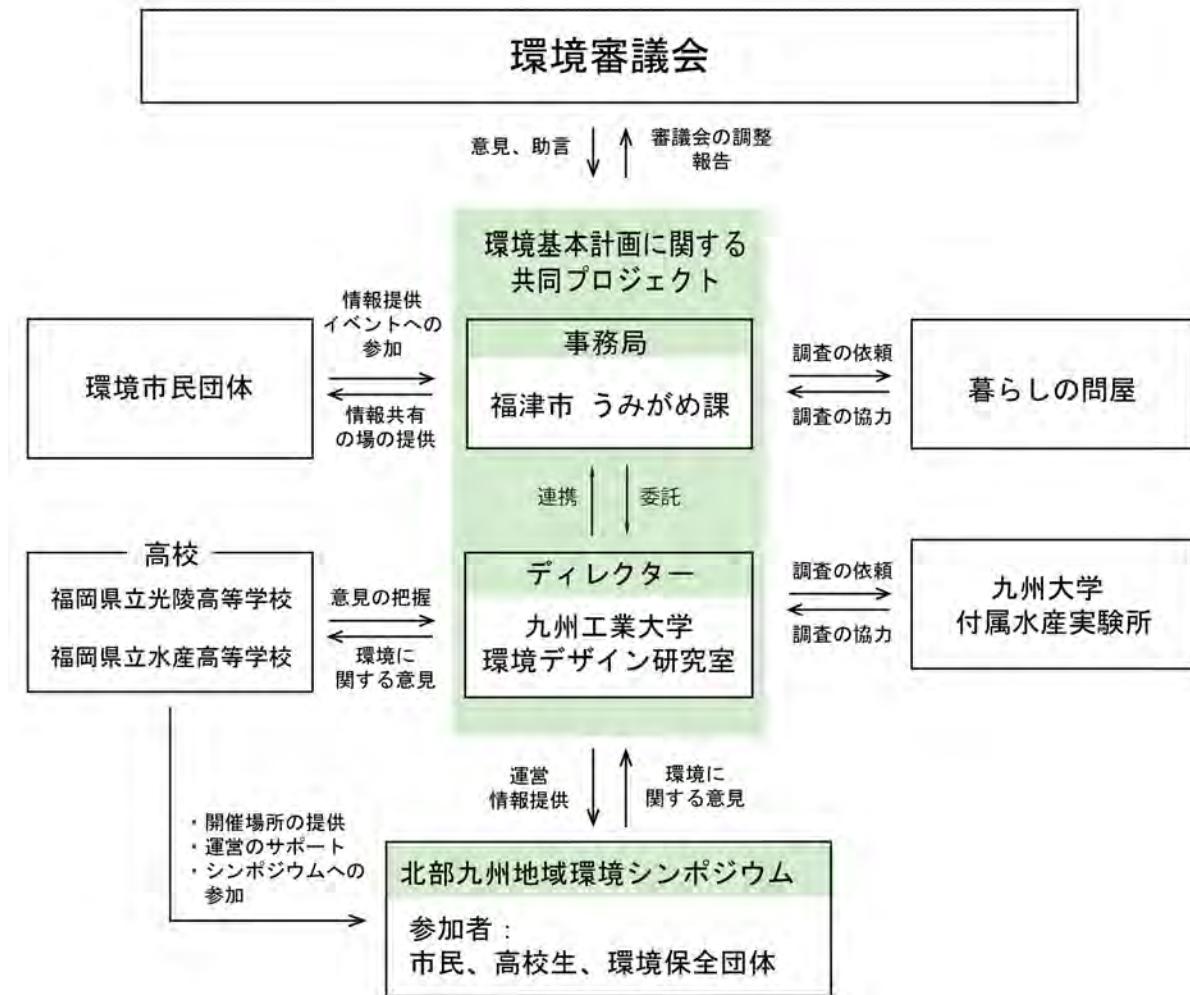


図1 計画策定の体制図

■福津市環境基本計画策定プロジェクト

福津市環境基本計画策定プロジェクトは、上図の体制のもと、福津市をよりよい環境にするために市民の方から様々な意見をいただき、地域と共にある環境基本計画策定を進めました。また、人と人を繋げていき、計画の実効性を高めるための継続的なしくみをつくることを目標として取り組みました。

■自然環境調査

福津市に生息する生き物とその生息環境について把握するため、下記の内容の自然環境調査を実施しました。

調査日：平成 26 年(2014 年)9 月 8 日、9 日

調査対象地：

上西郷川、竹尾緑地、津屋崎干潟、津屋崎浜、手光ビオトープ、ほたるの里

■アンケート調査

福津市民、福津市内の小学生及び保護者、教育関係者、事業者を対象に、福津市の環境について、アンケート調査を実施しました。

福津市内の小学生を対象としたアンケート調査

対象者	福津市内のイベントに参加した小学生
配布・回収方法	イベント開催時及び市内のアンビシャス広場開放時
調査期間	平成 26 年(2014 年)12 月 20 日～平成 27(2015 年)年 11 月 29 日
回収数（回収率）	264 票 (100%)
設問内容	福津市の自然環境について

保護者を対象としたアンケート調査

対象者	福津市内の学校に通う子どもの保護者
配布・回収方法	イベント開催時及び市内のアンビシャス広場開放時
調査期間	平成 27 年(2015 年)5 月 11 日～平成 27 年(2015 年)11 月 29 日
回収数（回収率）	49 票 (100%)
設問内容	子どもたちの環境学習・自然環境について

福津市内の教育関係者を対象としたアンケート調査

対象者	福津市内の小・中学校に勤務する学年主任
配布・回収方法	郵送
調査期間	小学校：平成 27 年(2015 年)10 月 中学校：平成 28 年(2016 年)5 月
回収数（回収率）	51 票 小学校：42 票、中学校：9 票 (100%)
設問内容	小・中学校における自然環境の利用実態について

市民アンケート調査

対象者抽出方法	20 歳以上の市民の中から 1,000 名を無作為抽出
配布・回収方法	郵送
調査期間	平成 28 年(2016 年)6 月 12 日～平成 28 年(2016 年)6 月 30 日
回収数（回収率）	293 票 (29.3%)
設問内容	福津市の環境について

事業者アンケート調査

対象者抽出方法	福津市の事業所の中から 200 名を無作為抽出
配布・回収方法	郵送
調査期間	平成 28 年(2016 年)6 月 20 日～平成 28 年(2016 年)7 月 8 日
回収数(回収率)	63 票(31.5%)
設問内容	福津市の環境について

■北部九州地域環境シンポジウム

様々な世代の方の意見をより多く計画に取り入れるため、北部九州地域環境シンポジウムを開催しました。シンポジウム開催のプロセスを以下に示しています。

実施回数	実施日	内容
第 1 回	平成 26 年 (2014 年) 11 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・発表「活動について」 発表者：光陵高校、水産高校、九州工業大学環境デザイン研究室 ・意見交換ワークショップ
第 2 回	平成 27 年 (2015 年) 3 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「ノルウェーの自然環境について」 講演者：サウスイーストノルウェー大学インガン教授 ・意見交換ワークショップ ・発表「活動について」 発表者：光陵高校、水産高校、九州工業大学環境デザイン研究室
第 3 回	平成 27 年 (2015 年) 9 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「環境基本計画策定に向けた方向性について」 講演者：九州工業大学伊東啓太郎教授 ・発表「活動について」 発表者：光陵高校、水産高校、九州工業大学環境デザイン研究室 ・発表「日頃の活動及び活動に対する思いについて」 発表者：福津市の環境保全団体 ・意見交換ワークショップ
第 4 回	平成 28 年 (2016 年) 1 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「環境基本計画策定に向けた方向性について」 講演者：九州工業大学伊東啓太郎教授 ・発表「活動について」 発表者：光陵高校、水産高校、九州工業大学環境デザイン研究室 ・講演「生態系サービスと地域づくりについて」 講演者：徳島大学鎌田磨人教授 ・パネルディスカッション ・意見交換ワークショップ

第5回	平成28年 (2016年) 5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「環境基本計画策定に向けた方向性について」 講演者：九州工業大学伊東啓太郎教授 ・発表「活動について」 発表者：光陵高校、水産高校、九州工業大学環境デザイン研究室 ・講演「フロリダの自然環境とまちづくりについて」 講演者：フロリダ大学マーク・ホステットラー教授 ・講演「福津市の自然と生き物について」 講演者：福津市役所品田裕輔氏 ・意見交換ワークショップ
第6回	平成28年 (2016年) 12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・講演「環境基本計画策定に向けた方向性について」 講演者：九州工業大学伊東啓太郎教授 ・発表「活動について」 発表者：光陵高校、水産高校、九州工業大学環境デザイン研究室 ・講演「ふるさと 津屋崎への想い」 講演者：藍の家保存会柴田富美子 ・講演「People's Process for Environmental Sustainability」 講演者：元国連ハビタット、ラリス・ランカティレケ氏 ・講演「自然環境と暮らし」 講演者：NPO 法人地域交流センター津屋崎ブランチ山口覚氏 ・意見交換ワークショップ

福津市環境審議会
策定時委員(五十音順、敬称略)

種別	氏名	所属	備考
学識経験者	二渡 了	公立大学法人北九州市立大学教授	会長
学識経験者	小池 裕子	九州大学総合研究博物館名誉教授	副会長
学識経験者	鈴木 慎也	福岡大学工学部助教	
事業者代表	伊藤 芳子	株式会社 A C O R N 德の風プロジェクト	
事業者代表	山脇 清	福津市商工会	
団体代表	清水 佳香	認定NPO法人工コケン	
団体代表	福嶋 政光	福津市農業委員会	
住民代表	今村 雄吉	公募委員	
住民代表	平山 直樹	公募委員	
住民代表	丸尾 哲郎	公募委員	

平成 28 年度途中までの委員(五十音順、敬称略)

種別	氏名	所属	備考
学識経験者	山田 真知子	福岡女子大学教授	
事業者代表	原田 誠	福津市商工会	
住民代表	縣 和一	公募委員	
住民代表	大庭 也寸志	公募委員	

環境基本計画に関する共同プロジェクトメンバー

□ディレクター：国立大学法人九州工業大学環境デザイン研究室

種別	氏名	所属
学識経験者	伊東 啓太郎	国立大学法人九州工業大学大学院教授
大学院生	花田 有里絵	国立大学法人九州工業大学大学院修士2年
大学院生	仲松 孝洋	国立大学法人九州工業大学大学院修士2年
大学院生	池尻 純美	国立大学法人九州工業大学大学院修士1年
大学院生	須藤 朋美	国立大学法人九州工業大学大学院博士課程2年
大学院生	小田 祐介	国立大学法人九州工業大学大学院修士2年
大学生	古閑 丈瑛	国立大学法人九州工業大学大学学部4年
大学生	馬場 成輝	国立大学法人九州工業大学大学学部4年
大学生	安田 陽名子	国立大学法人九州工業大学大学学部4年
大学生	山本 将由	国立大学法人九州工業大学大学学部4年

平成28年度までのメンバー

年度	氏名	備考
平成27年度	田中 優太	大学院修了
平成27年度	川添 祐	大学院修了
平成27年度	山光 達也	大学卒業
平成26年度	平川 豊晃	大学院修了

□事務局：福津市うみがめ課

年度	氏名	所属	備考
平成28年度	宮本 肇	うみがめ課長	
	瀧口 純一	資源リサイクル係長	4月～9月
	平田 悅子	資源リサイクル係長	10月～
	新堀 輝雄	資源リサイクル係	
平成27年度	宮本 肇	うみがめ課長	
	羽田野 弘清	資源リサイクル係長	
	野口 尚洋	資源リサイクル係	
平成26年度	井上 廣幸	うみがめ課長	
	伊藤 博	うみがめ課主幹兼環境づくり係長	
	品田 裕輔	環境づくり係	

計画協力者

□計画策定協力（五十音順、敬称略）

氏名	所属
大山 欣丈	福岡県立水産高等学校教員
中村 航	福岡県立水産高等学校教員
長崎 千佳	福岡県立光陵高等学校教員
古橋 範朗	暮らしの問屋店主
鬼倉 徳雄	九州大学付属水産実験所助教

□北部九州地域環境シンポジウム講演協力（五十音順、敬称略）

氏名	所属
Ingunn Fjørtoft	University College of Southeast Norway 教授
鎌田 磨人	徳島大学ソシオテクノサイエンス研究部教授
Mark. E. Hostetler	University of Florida 教授
柴田 富美子	藍の家保存会
Lalith Lankatilleke	国連ハビタット
山口 覚	NPO 法人地域交流センター 津屋崎ブランチ代表
池田 昭彌	福間郷づくり推進協議会
廣渡 策生	福間郷づくり推進協議会
土谷 光憲	里山みまもり隊 干潟みまもり隊
植本 阿良樹	手光えこびれっじ「SOIL」



平成 29 年 3 月発行

発行・編集：福岡県 福津市

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

TEL:0940-42-1111(代表) FAX:0940-43-3168

URL:<http://www.city.fukutsu.lg.jp>

E-mail:info@city.fukutsu.lg.jp